

第4回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会  
厚生小委員会関係 協議附属資料

平成15年12月25日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

目 次

協議第 2 1 号	使用料、手数料等の取扱い	1
協議第 2 2 号	補助金、交付金等の取扱い	5
協議第 3 4 号	国民健康保険事業の取扱い	13
協議第 3 5 号	保健衛生事業	32
協議第 3 6 号	障害者福祉事業	41
協議第 3 7 号	高齢者福祉事業	54
協議第 3 8 号	児童福祉事業	68
協議第 3 9 号	保育事業	73
協議第 4 0 号	その他の福祉事業	84
協議第 4 1 号	健康づくり事業	91
協議第 4 2 号	病院事業	95

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い						
調整方針(案)	(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。 (2)手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。						
項目	使 用 料 (円)					各項目の調整方針	
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町				
保育園・児童館等	保育所及び児童厚生施設の目的外使用料…無料	保育所及び児童厚生施設の目的外使用料…無料	区 分	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	合併時に一宮市・尾西市の制度に合わせる。
			保育園(遊戯室) 児童館(集会室) 里小牧児童遊園 (児童集会所)	1,050	1,360	1,360	
			区 分	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 21:00		
			保育園(遊戯室) 児童館(集会室) 里小牧児童遊園 (児童集会所)	2,100	3,150		
※住民以外の者(使用者の半数以上が住民以外の者である場合を含む。)の使用にかかる使用料は5割増。冷暖房期間中は3割増。							
思いやり会館	区 分		9:00~12:00	13:00~17:00		現行どおりとする。	
	3階会議室	500	700				
	4階会議室	1,000	1,300				
	和室	400	500				

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い					各項目の調整方針	
項目	手 数			料 (円)			
	一宮市	尾西市	木曾川町				
戸籍謄抄本及び記録事項証明	1通	450	1通	450	1通	450	2市1町同じであるため現行どおりとする。
戸籍記載事項証明	1事項	350	1事項	350	1事項	350	
除籍謄抄本及び記録事項証明	1通	750	1通	750	1通	750	
原戸籍	1通	750	1通	750	1通	750	
除籍記載事項証明	1件	450	1件	450	1件	450	
戸籍受理等証明	1通	350	1通	350	1通	350	
戸籍受理等証明(上質紙)	1通	1,400	1通	1,400	1通	1,400	
戸籍附票の写し交付	1通	200	1通	200	1通	200	
不在籍、不在住証明	1件	200	1件	200	1件	200	
住民票の写し交付	1通	200	1通	200	1通	200	
外国人登録原票記載事項証明書	1通	200	1通	200	1通	200	
印鑑登録証明	1通	200	1通	200	1通	200	
印鑑登録証再交付手数料		無料		無料	1件	200	
戸籍廃棄済証明	1件	200	1件	200		無料	
住民基本台帳閲覧	1世帯	200	1世帯	200	1人	200	合併時に一宮市・尾西市の制度に合わせる。
身分証明	1通	200	1通	200	1枚	350	
戸籍の届書の記載事項証明	1件	350	1件	350	1件	350	2市1町同じであるため現行どおりとする。
住民票の記載事項証明	1件	200	1件	200	1件	200	
広域交付住民票の写しの交付	1通	200	1通	200	1通	200	
住民基本台帳カード交付	1件	500	1件	500	1件	500	
住民基本台帳カード再交付	1件	500	1件	500	1件	500	
火葬に関する証明		無料	1件	200	1件	350	合併時に一宮市の制度に合わせる。
犬登録手数料	1件	3,000	1件	3,000	1件	3,000	2市1町同じであるため現行どおりとする。
狂犬病予防注射済票交付手数料	1件	550	1件	550	1件	550	
犬鑑札再交付手数料	1件	1,600	1件	1,600	1件	1,600	
狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件	340	1件	340	1件	340	

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	使用料、手数料等の取扱い		
先 進 事 例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	廿日市市	H15. 3. 1	(1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。 (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。 (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。 (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。
	新居浜市	H15. 4. 1	1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
	山県市	H15. 4. 1	(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 (2) 手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。
	田原市	H15. 8. 20	使用料及び手数料等については、原則として田原町の制度に統一するものとする。ただし、両町で差異のある使用料及び手数料等については、適正な料金となるよう調整する。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	使用料、手数料等の取扱い
関 係 法 令	<p>◎地方自治法(抄) (使用料) 第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</p> <p>(手数料) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p> <p>第238条の4 1～3 《略》 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 5 《略》 6 《略》</p>
備 考	<p><b>【使用料の考え方】</b> 使用料は、施設利用の対価であり、施設の内容及び建設年度などにより、施設ごとに料金の格差があるのは当然であり、また、これまでの各市町の使用料に対する考え方（算定基準など）や経緯を踏まえ、原則として現行のとおりとする。しかし、一方で各市町の同一又は類似する施設の使用料については、統一する視点（バランス）も必要であり、調整を図る必要があると考える。</p> <p><b>【手数料の考え方】</b> 手数料は、役務の対価であり、同一のサービスに対する料金は、同一であることが基本である。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	補助金、交付金等の取扱い			
調整方針（案）	補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。 (1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。 (2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 (3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。			
項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
1. 社会福祉協議会補助金	地域福祉の拡充のため、社会福祉協議会が実施する諸事業に要する経費の一部を補助する。  1. 社会福祉協議会補助金 ①人件費 108,088,844円 ②事務費 2,100,000円 ③見守りネットワーク事業 845,000円 ④ヘルパー研修費 272,650円 ⑤事務所管理費 4,805,574円	地域福祉の拡充のため、社会福祉協議会が実施する諸事業に要する経費の一部を補助する。  1. 社会福祉協議会補助金 ①人件費 21,938,355円 ②運営費 1,000,000円 ③福祉フェスティバル 2,500,000円 ④地域福祉サービスセンター事業 1,480,000円 ⑤関係団体補助金等 756,500円 ⑥事務所管理費他 2,603,799円	地域福祉の拡充のため、社会福祉協議会が実施する諸事業に要する経費の一部を補助する。  1. 社会福祉協議会補助金 ①人件費 18,716,885円 ②事務費 2,079,000円 2. 福祉団体活動費 960,000円 3. 社会福祉協議会社会福祉事業補助金 100,000円 4. 地域福祉サービスセンター補助金 2,337,589円 5. 心配ごと相談運営費補助金 157,000円 6. ボランティアセンター運営費補助金 448,676円 7. 身体障害者福祉事業補助金 273,968円 8. 母子福祉事業補助金 202,134円	各市の現行事業を新しい事業に統合する
	計 116,112,068円	計 30,278,654円	計 25,275,252円	
2. シルバー人材センター補助金	高齢者である会員が地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を確保し提供する事業に対する補助 [補助対象] シルバー人材センターの運営費 [平成14年度補助額] 54,651,486円 [平成14年度決算額] 331,876,000円 [会員登録者] 市内在住で、働くことのできるおおむね60歳以上の健康な方 [年会費] 1,000円 [平成14年度実施実績] ①正会員数 958人 ②受注件数 4,611件 ③契約金額 257,082,747円 ④就業実人員 793人	高齢者である会員が地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を確保し提供する事業に対する補助 [補助対象] シルバー人材センターの運営費 [平成14年度補助額] 10,000,000円 [平成14年度決算額] 244,871,277円 [会員登録者] 市内在住で、働くことのできるおおむね60歳以上の健康な方 [年会費] 1,000円 [平成14年度実施実績] ①正会員数 490人 ②受注件数 2,492件 ③契約金額 230,288,093円 ④就業実人員 366人	高齢者である会員が地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を確保し提供する事業に対する補助 [補助対象] シルバー人材センターの運営費 [平成14年度補助額] 12,143,000円 [平成14年度決算額] 184,334,481円 [会員登録者] 市内在住で、働くことのできるおおむね60歳以上の健康な方 [年会費] 1,000円 [平成14年度実施実績] ①正会員数 340人 ②受注件数 2,808件 ③契約金額 146,426,136円 ④就業実人員 310人	合併後すみやかに統合に向け調整する。 補助金については一宮市の事業に合わせる。

## 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針																							
<b>3. 私立幼稚園就園奨励費補助金</b>	<p>私立幼稚園就園奨励事業とは、市町村が主体となって、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減する事業である。</p> <p>当該事業の対象は、私立幼稚園（市外幼稚園も含む）に満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児を通園させている当該市町在住の家庭で、保育料・入園料の減免を目的とした私立幼稚園就園奨励費補助基準により幼稚園を通じて補助する。</p> <p>なお、補助基準は以下の通り。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助区分</th> <th colspan="3">補 助 額（年額・円）</th> </tr> <tr> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯及び平成15年度の市町民税非課税となる世帯</td> <td style="text-align: center;">137,700</td> <td style="text-align: center;">180,000</td> <td style="text-align: center;">222,000</td> </tr> <tr> <td>平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が非課税となる世帯</td> <td style="text-align: center;">104,900</td> <td style="text-align: center;">157,000</td> <td style="text-align: center;">209,000</td> </tr> <tr> <td>平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が8,800円以下となる世帯</td> <td style="text-align: center;">80,400</td> <td style="text-align: center;">141,000</td> <td style="text-align: center;">200,000</td> </tr> <tr> <td>平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が102,100円以下となる世帯</td> <td style="text-align: center;">56,500</td> <td style="text-align: center;">124,000</td> <td style="text-align: center;">190,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成14年度実績 186,385,800円</p>	補助区分	補 助 額（年額・円）			第1子	第2子	第3子以降	生活保護世帯及び平成15年度の市町民税非課税となる世帯	137,700	180,000	222,000	平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が非課税となる世帯	104,900	157,000	209,000	平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が8,800円以下となる世帯	80,400	141,000	200,000	平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が102,100円以下となる世帯	56,500	124,000	190,000	<p>国制度のため、左記に同じ。</p> <p>平成14年度実績 33,023,100円</p>	<p>国制度のため、左記に同じ。</p> <p>平成14年度実績 16,994,200円</p>	<p>事業は2市1町同じであるため現行のとおりとする。</p>
補助区分	補 助 額（年額・円）																										
	第1子	第2子	第3子以降																								
生活保護世帯及び平成15年度の市町民税非課税となる世帯	137,700	180,000	222,000																								
平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が非課税となる世帯	104,900	157,000	209,000																								
平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が8,800円以下となる世帯	80,400	141,000	200,000																								
平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が102,100円以下となる世帯	56,500	124,000	190,000																								
<b>4. 私立幼稚園給食費補助金</b>	<p>私立幼稚園給食費補助事業とは、幼児教育の振興に資するため、学校教育法第4条第1項に規定する設置認可を受けた幼稚園のうち学校法人及びその他のものが設置した幼稚園に通園する幼児で、次の各号の要件すべてに該当する場合に幼稚園設置者を通して給食費の補助をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各年度4月1日における年齢が3歳、4歳又は5歳であること。</li> <li>(2) 私立幼稚園に10月1日現在、在園していること。</li> <li>(3) 市内に住所を有していること。</li> </ol> <p>幼児1人につき年間2,000円補助 平成14年度実績 7,270,40</p>			<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>																							



# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い					
項 目	一宮市	(千円)	尾西市	(千円)	木曾川町	(千円)
1. 福祉	社会福祉協議会補助金	116,112	社会福祉協議会事業補助金	30,278	社会福祉協議会補助金	20,795
					福祉団体活動費補助金	960
					社会福祉協議会社会福祉事業補助金	100
					地域福祉サービスセンター補助金	2,337
	心配ごと相談事業委託料	1,002	心配ごと相談所等設置運営委託料	961	心配ごと相談所運営費補助金	157
	ボランティア事業補助金	4,995			ボランティアセンター運営費補助金	448
	身体障害者福祉協会補助金	500	身体障害者鍛錬会補助金	817	身体障害者福祉事業補助金	273
	母子福祉推進事業委託料	400	母子寡婦社会見学事業補助金	488	母子福祉事業事業補助金	202
	遺族会連合会補助金	392	遺族会補助金	60		
	戦災遺族会補助金	96				
	傷痍軍人会補助金	593				
	更生保護婦人会補助金	55				
	赤十字奉仕団補助金	55				
	民生児童委員協議会交付金	10,122	民生・児童委員研修補助金	2,059	民生委員児童委員活動費報奨金	1,624
	保護司会交付金	1,069	保護司会補助金	280	保護司会連合会負担金	150
	精神障害者小規模保護作業所通所訓練事業補助金	9,912	精神障害者小規模保護作業所運営費負担金	970	精神障害者小規模保護作業所運営負担金	373
	精神障害者グループホーム運営補助金	970	精神障害者居宅生活支援事業費補助金 (H15新規)	0	精神障害者グループホーム運営費負担金	529
	精神障害者短期入所事業補助金	0	精神障害者短期入所事業補助金	0		
	精神障害者ホームヘルパー派遣事業補助金	0	精神障害者居宅生活支援事業費補助金 (H15新規)	0	精神障害者ホームヘルパー派遣委託料	0
	社会福祉事業団補助金	0				
	視覚障害者福祉協会補助金	125				
	尾張地区聴覚障害者後援会補助金	67				
	リフト付福祉タクシー運営補助金	720	リフト付タクシー運行事業補助金	960		
	原爆被災者の会補助金	77	被爆者友の会補助金	20		
	視覚障害者住宅リフォーム補助金	200				
	身体障害者通所授産施設等運営補助金	2,040			きそがわ作業所補助金	3,973
	重度身体障害者住宅リフォーム補助金	0	住宅リフォーム事業補助金	277	住宅改善助成事業補助金	300

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)		
社会福祉施設建設補助金	36,940	福祉施設建設特別補助金（H15新規）	0		
住民助け合い活動費補助金	300		身体障害者療護施設整備補助金	0	
家族介護者訪問介護員養成研修受講者受講料交付金	810		住民参加型在宅福祉サービス事業補助金	240	
居宅介護支援事業者等住宅改修理由書作成業務補助金	1,068	介護保険住宅改修支援事業委託料	15	居宅介護支援事業者等住宅改修理由書作成業務手数料	182
シルバー人材センター補助金	54,651	シルバー人材センター事業費補助金	10,000	シルバー人材センター補助金	12,143
老人クラブ事業補助金	20,207	老人クラブ補助金	5,184	老人クラブ補助金	3,024
老人クラブ育成補助金	6,100				
老人クラブ連合会補助金	2,828	老人クラブ連合会運営費補助金	1,459	老人クラブ連合会補助金	562
老人クラブ活動等事業補助金	1,572				
老人ゲートボール場運営事業補助金	1,207	ゲートボール場保安全管理補助金	35		
高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会支部運営交付金	1,120				
健康農園運営事業補助金	913				
社会福祉施設建設補助金	125,718				
扶助費（身体障害者自動車改造給付費）	1,089	身体障害者用自動車改造事業補助金	158		
なし		知的障害者鍛錬会補助金	1,170	なし	
なし		知的障害者自主グループ補助金（H15新規）	0	なし	
扶助費（知的障害者通所交通費給付費）	6,950			心身障害者通所補助金	540
扶助費（身体障害者通所交通費給付費）	486				
扶助費（心身障害児通所交通費給付費）	48				
子ども会育成事業補助金	7,468	子ども会補助金	1,315	子ども会活動費補助金	1,415
子ども会事業委託料	12,939	子ども会育成連絡協議会補助金	600	子ども会育成事業委託料	2,703
母親クラブ活動補助金	1,701	母親クラブ運営費補助金	756	母親クラブ育成事業補助金	189
私立児童養護施設補助金	6,878				
手をつなぐ親の会補助金	9,999				
肢体不自由児父母の会補助金	220				
視覚障害児住宅リフォーム補助金	0				

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)
障害児地域グループ訓練事業補助金	150		
重度身体障害児住宅リフォーム補助金	0		
私立保育園運営補助金	123,388	あさひ保育園運営費補助金 3,205	0
私立保育園事業補助金	7,909	0	0
私立保育園1歳児保育事業補助金	6,057	0	0
私立保育園産休病休代替職員補助金	3,265	0	0
私立保育園障害児保育事業補助金	13,907	0	0
私立保育園地域活動事業実施補助金	1,489	0	0
私立保育園嘱託医手当補助金	1,380	0	0
私立保育園一時保育促進事業補助金	5,201	0	0
私立保育園乳児保育促進事業補助金	16,571	0	0
私立保育園延長保育促進事業補助金	40,576	0	0
私立保育園整備(臨時)補助金	22,023	0	0
ちびっこ広場清掃謝礼(修繕含まず)	688	児童遊園管理委託料(修繕含まず) 676	あそび場広場維持管理補助金(修繕含む) 81
私立幼稚園補助金	6,312	幼稚園運営費補助金 600	幼稚園補助金 320
私立幼稚園就園奨励費補助金	186,385	幼稚園就園奨励費補助金 33,023	幼稚園就園奨励費補助金 16,994
私立幼稚園就園児給食費補助金	7,270	0	0
老人無料入浴事業浴場使用料	36,090		公衆浴場助成事業補助金 720
子ども会事業委託料(子ども会活動事業)	1,637		子ども会安全会補助金 300
2. 介護			
社会福祉法人等生計困難者利用負担減免措置事業補助金	312	介護保険利用者負担減免措置事業費補助金 150	社会福祉法人利用者負担軽減助成補助金 228
3. 健康			
医師会補助金	12,695		葉栗郡医師会補助金 200
歯科医師会補助金	2,713	地域歯科保健推進事業補助金(H15新規) 0	一宮歯科医師会補助金 120
薬剤師会補助金	510		
鍼灸按師会補助金	162		
助産師会補助金	76		
柔道整復師会一宮支部補助金	315		
看護師学校補助金	700		
一宮市地区献血推進事業補助金	1,188		
公衆浴場確保対策補助金	6,101		
献体不老会補助金	70		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)
広域第2次救急病院交付金	29,787	広域2次救急医療体制運営費負担金	884
犬猫避妊手術等補助金	2,355		広域2次救急医療負担金
			妊婦健康診査(県外受診)助成金
不妊検査費補助金(H15新規)	0		
		在宅当番医制運営費補助金	405
			食生活改善推進員活動交付金
			252
			機能訓練協力者活動交付金
			60
			食品協会木曾川分会補助金
			40

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	<p>補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。なお、補助金については以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</li> <li>2. 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</li> <li>3. 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。</li> </ol>
	廿日市市	H15.3.1	<p>(1) 3市町村で同一又は同種の団体に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 3市町村で同一又は同種の事業に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、統一により事業の実施に大きな影響を及ぼすものについては、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(4) 3市町村独自の事業に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 上記の場合であっても、整理統合できる補助制度については、廃止する方向で調整を図る。</p> <p>(6) 各補助金・交付金については、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。</p>
	山県市	H15.4.1	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</li> <li>(2) 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</li> <li>(3) 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。</li> </ol>
	新発田市	H15.7.7	<p>両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し次のとおり調整する。</p> <p>・両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。</p> <p>両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い
関係法令	<p>地方自治法 （抄）</p> <p>（寄附又は補助）</p> <p>第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p>
	<p>【補助金について】</p> <p>補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。</p> <p>【交付金について】</p> <p>法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務に委託している場合において当該事務の報償として一方的に交付するものをいう。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 住民・国保・年金分科会

協議項目		国民健康保険事業の取扱い			
調整方針(案)		国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整するものとする。ただし木曾川町の医療保険分の税率については段階的に引き上げ、3年間で調整するものとする。			
項目		一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
国民健康保険税 (平成十五年度)	賦課方式等	医療保険分 平成15年度本算定時 所得割 6.7% 資産割 38.0% 均等割 25,800円 平等割 27,000円 1人当たり保険税額 78,867円	所得割 7.0% 資産割 38.0% 均等割 25,800円 平等割 27,000円 1人当たり保険税額 81,636円	所得割 5.5% 資産割 35.0% 均等割 20,400円 平等割 23,400円 1人当たり保険税額 71,604円	一宮市の制度を基本に新たに定めるものとする。 税率については、木曾川町を段階的に引き上げ平成20年度に統一する。 賦課方式は、資産割を廃止し、3方式とする。ただし、平成17年度に資産割を概ね1/2にし、平成18年度に廃止する。
	介護保険分 平成15年度本算定時 所得割 0.80% 資産割 4.50% 均等割 5,400円 平等割 3,500円 1人当たり保険税額 14,770円	所得割 0.78% 資産割 4.50% 均等割 5,000円 平等割 3,500円 1人当たり保険税額 13,894円	所得割 0.80% 資産割 5.00% 均等割 4,800円 平等割 3,600円 1人当たり保険税額 15,296円		
	応能応益割合	医療分 応能率 55.49% 応益率 44.51%	医療分 応能率 55.44% 応益率 44.56%	医療分 応能率 58.37% 応益率 41.63%	医療分 応能率 50.00% 応益率 50.00%を目標とする。 応能率…所得割、(資産割) 応益率…均等割、平等割
	軽減割合	6割軽減・4割軽減	6割軽減・4割軽減	6割軽減・4割軽減	新市において調整する。
	独自減免制度	減免基準を作成し、減免を実施している。 (詳細別紙)	減免基準を作成し、減免を実施している。 (詳細別紙)	減免基準を作成し、減免を実施している。 (詳細別紙)	合併時に一宮市の制度を基本とし減免制度を統一するものとする。
	課税限度額	医療保険分 520,000円 ただし世帯の前年の所得金額の合計 800万円以下の場合 510,000円 介護保険分 70,000円	医療保険分 530,000円 介護保険分 70,000円	医療保険分 530,000円 介護保険分 70,000円	(医療保険分) 尾西市・木曾川町の制度に合わせる。 (介護保険分) 2市1町同じのため現行のとおりとする。
	賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日	現行のとおりとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目		一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
国保税 (平成十五年度)	納 期	第1期 5月1日から同月31日まで	第1期 5月1日から同月31日まで	第1期 5月1日から同月31日まで	一宮市の制度に合わせる。
		第2期 7月1日から同月31日まで	第2期 7月1日から同月31日まで	第2期 6月1日から同月30日まで	
		第3期 9月1日から同月30日まで	第3期 9月1日から同月30日まで	第3期 7月1日から同月31日まで	
		第4期 10月1日から同月31日まで	第4期 10月1日から同月31日まで	第4期 9月1日から同月30日まで	
		第5期 11月1日から同月30日まで	第5期 11月1日から同月30日まで	第5期 10月1日から同月31日まで	
		第6期 12月1日から同月27日まで	第6期 12月1日から同月25日まで	第6期 11月1日から同月30日まで	
		第7期 1月1日から同月31日まで	第7期 1月1日から同月31日まで	第7期 12月1日から同月25日まで	
		第8期 2月1日から同月末日まで	第8期 2月1日から同月末日まで	第8期 1月1日から同月31日まで	
		第9期 2月1日から同月末日まで			
		第10期 3月1日から同月31日まで			
療養給付費 一部負担金	一般被保険者 3 割	一般被保険者 3 割	一般被保険者 3 割	現行のとおりとする。	
	退職被保険者	退職被保険者	退職被保険者		
	本人 3 割	本人 3 割	本人 3 割		
	被扶養者入院 3 割	被扶養者入院 3 割	被扶養者入院 3 割		
	被扶養者外来 3 割	被扶養者外来 3 割	被扶養者外来 3 割		
出産育児一時金	1件につき 300,000円	1件につき 300,000円	1件につき 300,000円	現行のとおりとする。	
葬祭費	60,000円	60,000円	80,000円	一宮市・尾西市の制度に合わせる。	
保健事業 (国保)	1 健康世帯に記念品送付	1 健康世帯に記念品送付	1 健康世帯に記念品送付 (趣旨普及費計上)	合併時に一宮市の制度を基本とし新たに制度を統一するものとする。	
	2 医療費通知 (年6回)	2 医療費通知 (年6回)	2 医療費通知 (年6回)		
	3 パンフレットの作成配布	3 パンフレットの作成配布	3 パンフレットの作成配布		
	4 人間ドック補助事業 ・30歳~39歳(一部40歳合)の国保加入者を対象 本人負担額… 8,000円 ・受診者数……………196名	4 生活習慣病総合健診補助事業 40歳以上の国保加入者が対象 本人負担額… 5,670円 ・受診者数……………350名	4 人間ドック補助事業 ・30歳以上の1年以上国保加入者を対象 本人負担額… 8,000円 ・受診者数……………199名 (H15は定員250名)		
	5 市民健康まつりへの参加 ・国保相談コーナー、体力チェックコーナー設置	5 びさいまつりへの参加 健康フェア会場にて国保制度に関するクイズを実施	5 総合データバンク事業 ・検診等のデータ電算化 (H10~H14)		
	6 市民歩こう大会への参加 ・抽選で国保賞(体脂肪計付体重計)を贈呈	6 骨粗しょう症健診補助事業 本人負担額… 420円 ・受診者数……………200名	6 総合健康指導事業 ・アンケートによるコンピュータドック実施 (H13~H17)		
	7 健康体操教室の開設 (12回)				
	8 骨塩量測定の実施…受診者600人				
	9 健康カレンダーの配布				



## 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
国保運営協議会	委員定数 17名 (1) 被保険者を代表する委員 5名 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5名 (3) 公益を代表する委員 5名 (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2名 報酬 1日 7,200円 任期 2年間 開催 年2から3回	委員定数 13名 (1) 被保険者を代表する委員 4名 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4名 (3) 公益を代表する委員 4名 (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1名 報酬 1日 6,300円 任期 2年間 開催 年2から3回	委員定数 12名 (1) 被保険者を代表する委員 4名 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4名 (3) 公益を代表する委員 4名 報酬 1日 7,700円 任期 2年間 開催 年2から3回	委員定数については、20名とし、内訳は次のとおりとする。 (1) 被保険者を代表する委員 6名 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6名 (3) 公益を代表する委員 6名 (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2名 任期は2年とし、始期は合併後翌月1日とする。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 住民・国保・年金分科会

協議項目	国民健康保険事業の取扱い		
項目	参 考 資 料		
先 進 事 例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13. 5. 1	国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一するものとする。
	廿日市市	H15. 3. 1	(1) 国民健康保険税の税率、納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。 (2) 葬祭費に係る給付については、廿日市市の例に統一する。
	山口市	H15. 4. 1	「保険税賦課関係」 (1) 国民健康保険税については、合併時に統一した税率等を適用する。この場合、応益割合（均等割額、平等割額）が45%以上55%未満となるよう調整する。 (2) 平成15年度の医療保険分については、1人当たり保険税額が77,000円から78,000円となるよう調整する。ただし、所得金額、保険給付費等の動向により再検討する。 (3) 平成15年度の介護保険分については、1人当たり保険税額が15,000円から16,000円となるよう調整する。ただし、所得金額、介護給付金等の動向により再検討する。 (4) 国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するための適正な負担額となるよう最高5年間で調整する。 (5) 賦課方式、軽減割合、課税限度額、賦課期日及び納期については、現行のとおりとする。  「保険給付・助成関係」 (1) 国民健康保険療養給付費一部負担金については、現行のとおりとする。 (2) 出産育児一時金については、現行のとおりとする。 (3) 葬祭費については、50,000円とする。 (4) 高額療養費支払資金貸付事業については、高額療養費支給金額の9割相当額まで貸付を行うものとする。 (5) 成人病予防検診料助成事業については、助成額を1件につき10,000円とし、年齢制限は設けないものとする。 (6) 無受診世帯表彰にあつては、1世帯につき5,000円相当の記念品を進呈する。ただし、被保険者の人数加算は、行わないものとする。
	静岡市	H15. 4. 1	国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、合併後1年以内を目途に、新市において統一するものとする。
	新発田市	H15. 7. 7	国民健康保険事業の中で、両市町に差異のあるものについては、次のとおり取り扱う。 ・人間ドック助成事業については、平成15年度から両市町において統一した新制度を適用する。 ・豊浦町の健康優良世帯表彰制度については廃止し、新市で啓発事業等について検討する。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 住民・国保・年金分科会

協議項目	国民健康保険事業の取扱い
関係法令 (抜粋)	<p><b>国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）</b>                      （この法律の目的）                      第1条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。                      （国民健康保険）                      第2条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。                      （特別会計）                      第10条 市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。                      第82条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。                      2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。</p> <p><b>地方税法（昭和25年法律第226号）</b>                      （市町村が課することができる税目）                      第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。                      （第2項～第5項省略）                      6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。                      （1）都市計画税                      （2）水利地益税                      （3）共同施設税                      （4）宅地開発税                      （5）国民健康保険税                      （第7項省略）                      （国民健康保険税）                      第703条の4 国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。                      2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第九条第二号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額の合算額とする。</p>
	<p><b>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）</b>                      （地方税に関する特例）                      第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。                      2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間は行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。</p>

## 独自減免(対照表)

(一宮市)	(尾西市)	(木曾川町)
(ア)法定軽減(6・4割)がかかる世帯には、均等・平等割の2割上乘せして減免する。		
(イ)上記に該当しない世帯のうち固定資産税額が4万円以下で、合計所得金額が200万円以下は均等・平等割を、200万円を超え300万円以下は均等割を、3割減免する。		
(ウ)生活保護法の規定による生活扶助、医療扶助及び生活扶助等は、未到来分を減免する。	No.1 生活保護法の適用を受けた人は、適用を受けた日以後に月割計算により税が算定され、納期が過ぎていない場合その全額を減免する。	(ア)生活保護法の規定による扶助を受ける者について、当該扶助を受けている期間に到来する納期限に係る税額を減免する。
(エ)賦課期日たる4月1日現在以下の該当者について均等割を3割減免する。 70歳以上の老人 65歳以上の寝たきり老人 寡婦世帯で養育されている18歳未満のもの 身体障害者手帳の1級から4級 戦傷病手帳の第5款症まで 知的障害者でIQ50以下	No.2 賦課期日現在(4月1日)次に該当し、世帯の総所得金額が200万円以下の場合、被保険者均等割額の30/100を減免する。 ア 身体障害者は1～3級までの人 腎機能障害者は1～4級までの人 進行性筋萎縮症者は1～6級までの人 イ 知的障害者で知能指数が50以下の人 ウ 自閉症状群と診断された人 エ 戦傷病者で重度障害または障害程度が5款症までの人 オ 寡婦(夫)世帯で養育されている18歳未満の人	(イ)賦課期日たる4月1日現在、以下の該当者について均等割を3割減免する。 身体障害者手帳の1級から4級までのもの 戦傷病者手帳の重度障害又は第5款症まで 知的障害者でIQ50以下 寡婦(夫)世帯で養育されている18歳未満のもの
(カ)災害等による減免 災害により死亡した場合 死亡後到来する納付額の全額減免する。 災害により法第292条第1項第9号に規定する障害者となった場合 障害者となった後到来する8以内の納期に係る納付額の100分の90を減免する。 住宅又は家財の損害が10分の3以上で、世帯主又は被保険者の前年度中の合計所得金額1千万円以下の場合 合計納付額の10%から60%の範囲で減免する。	No.3 (1) 暴風、豪雨、洪水、地震その他これらに類する災害や火災で世帯主が ア 死亡した場合 全部 イ 障害者となった場合 50/100 を減免する。(災害を受けた日以降の納期限にかかる税のうち) (2) 災害等により、住宅(家財を含む)が ア 全壊、全焼または流失した場合 全部 イ 半壊または半焼した場合 50/100 を減免する。(災害を受けた日以降の納期限にかかる税のうち)ただし世帯の総所得金額600万円以下	(ウ)災害等による減免 災害により納税義務者が死亡した場合 災害を受けた日以後到来する納付額の全額を減免する。 災害により納税義務者が障害者となった場合 災害を受けた日以後到来する納期限に係る納付額の100分の50を減免する。 災害等により住宅及び家財について損害が生じた場合。ただし、世帯の総所得金額が600万円以下の場合 ◇災害価格が5割以上の場合、災害を受けた日以後の納期限にかかる税額的全額 ◇災害価格が3割以上5割未満の場合、災害を受けた日以後の納期限にかかる税額の100分の50
(オ)世帯主又は被保険者の前年の地方税法第292条1項第13号に規定する合計所得金額譲渡特別判定(250万円)前年の翌年中の合計所得金額の見込額が1/2以下に減少するものの所得割額100分の50の相当する額を減免する。	No.4 世帯の総所得金額等の見込額が前年中の1/2以下に減少し、かつ前年中の総所得金額が ア 150万円以下 所得割額の50/100 イ 150万円を超え300万円以下 所得割額の30/100 を減免する。	(エ)世帯の総所得金額の見込額が前年の1/2以下に減少し、かつ前年の総所得割額が300万円以下の場合、所得割額の100分の50を減免する。
	No.5 世帯の主たる生計者で6ヵ月以上入院療養を要した人(現に6ヵ月以上入院療養中の人を含む)で総所得金額が ア 100万円以下の人 所得割額・資産割額の50/100 イ 100万円を超え150万円以下の人 所得割額・資産割額の30/100 を減免する。(入院日の月より退院日の前月までの納付額のうち)	(オ)長期療養(入院又は寝たきり)を要する者(現に継続して6ヶ月以上療養中の者又は6ヶ月以上療養を要すると認められる者)のうち、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年の総所得金額合計が150万円以下の場合、療養期間中に到来する納期限に係る税額の100分の50を減免する。
	No.6 賦課期日現在(4月1日)、障害者または18歳未満の扶養親族を有する寡婦(夫)で総所得金額が125万円以下の人は所得割額の50/100を減免する。	

独自減免(案)	(一宮市)	(尾西市)	(木曾川町)
(ア)法定軽減(6・4割)がかかる世帯には、均等・平等割の2割上乘せして減免する。(ただし法定軽減が7・5・2割となった場合、上乗せは1割とする。)			
(イ)上記に該当しない世帯のうち200万円以下は均等割・平等割を、3割減免する。			
(ウ)生活保護法の規定による生活扶助、医療扶助及び生活扶助等は、未到来分を減免する。			
(エ)賦課期日たる4月1日現在以下の該当者について均等割を3割減免する。 70歳以上の老人 65歳以上の寝たきり老人 寡婦世帯で養育されている18歳未満のもの 身体障害者手帳の1級から4級 戦傷病手帳の第5款症まで 知的障害者でIQ50以下			
(カ)災害等による減免 災害により死亡した場合 死亡後到来する納付額の全額減免する。 災害により法第292条第1項第9号に規定する障害者となった場合 障害者となった後到来する8以内の納期に係る納付額の100分の90を減免する。 住宅又は家財の損害が10分の3以上で、世帯主又は被保険者の前年度中の合計所得金額1千万円以下の場合 合計納付額の10%から60%の範囲で減免する。		住宅又は家財の損害が10分の10で、世帯主又は被保険者の前年度中の合計所得金額600万円以下の場合 合計納付額の全額を減免する。	
(オ)世帯主又は被保険者の前年の地方税法第292条1項第13号に規定する合計所得金額譲渡特別判定(250万円)前年の翌年中の合計所得金額の見込額が1/2以下に減少するものの所得割額100分の50の相当する額を減免する。			
	No.6 賦課期日現在(4月1日)、障害者または18歳未満の扶養親族を有する寡婦(夫)で総所得金額が125万円以下の人は所得割額の50/100を減免する。		(オ)長期療養(入院又は寝たきり)を要する者(現に継続して6ヶ月以上療養中の者又は6ヶ月以上療養を要すると認められる者)のうち、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年の総所得金額合計が150万円以下の場合、療養期間中に到来する納期限に係る税額の100分の50を減免する。

<パターン1>(医療分のみ比較)

・本人、妻で所得 33万円以下

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

○固定資産税額 0円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	15,700
尾西市	31,400
木曽川町	25,600

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	700	700	700	700
	▲ 15,000	▲ 15,000	▲ 15,000	▲ 15,000
	▲ 9,200	▲ 9,200	▲ 9,200	▲ 9,200

【平成17年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

【平成18年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

【平成19年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

【平成20年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

○固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	46,100
尾西市	61,800
木曽川町	53,600

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 17,700	▲ 29,700	▲ 29,700	▲ 29,700
	▲ 33,400	▲ 45,400	▲ 45,400	▲ 45,400
	▲ 23,200	▲ 37,200	▲ 37,200	▲ 37,200

【平成17年度】

	医療分
新市	28,400
旧木曽川町	30,400

【平成18年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

【平成19年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

【平成20年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

○固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	72,700
尾西市	88,400
木曽川町	78,100

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 33,800	▲ 56,300	▲ 56,300	▲ 56,300
	▲ 49,500	▲ 72,000	▲ 72,000	▲ 72,000
	▲ 35,500	▲ 61,700	▲ 61,700	▲ 61,700

【平成17年度】

	医療分
新市	38,900
旧木曽川町	42,600

【平成18年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

【平成19年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

【平成20年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

<パターン2>(医療分のみ比較)

・本人、妻、子供2人で所得 33万円以下

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

○固定資産税額 0円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	26,000
尾西市	52,000
木曽川町	42,000

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	1,200	1,200	1,200	1,200
	▲ 24,800	▲ 24,800	▲ 24,800	▲ 24,800
	▲ 14,800	▲ 14,800	▲ 14,800	▲ 14,800

【平成17年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

【平成18年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

【平成19年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

【平成20年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

○固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	56,400
尾西市	82,400
木曽川町	70,000

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 17,200	▲ 29,200	▲ 29,200	▲ 29,200
	▲ 43,200	▲ 55,200	▲ 55,200	▲ 55,200
	▲ 28,800	▲ 42,800	▲ 42,800	▲ 42,800

【平成17年度】

	医療分
新市	39,200
旧木曽川町	41,200

【平成18年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

【平成19年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

【平成20年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

○固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	83,000
尾西市	109,000
木曽川町	94,500

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 33,300	▲ 55,800	▲ 55,800	▲ 55,800
	▲ 59,300	▲ 81,800	▲ 81,800	▲ 81,800
	▲ 41,100	▲ 67,300	▲ 67,300	▲ 67,300

【平成17年度】

	医療分
新市	49,700
旧木曽川町	53,400

【平成18年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

【平成19年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

【平成20年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200



<パターン3>(医療分のみ比較)

・本人、妻で 所得 100万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

○固定資産税額 0円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	99,900
尾西市	125,500
木曽川町	101,000

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	8,400	14,400	14,400	14,400
	▲ 17,200	▲ 11,200	▲ 11,200	▲ 11,200
	▲ 4,100	6,600	10,000	13,300

【平成17年度】

	医療分
新市	108,300
旧木曽川町	96,900

【平成18年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	107,600

【平成19年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	111,000

【平成20年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	114,300

○固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	153,800
尾西市	155,900
木曽川町	129,000

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 33,500	▲ 39,500	▲ 39,500	▲ 39,500
	▲ 35,600	▲ 41,600	▲ 41,600	▲ 41,600
	▲ 18,100	▲ 21,400	▲ 18,000	▲ 14,700

【平成17年度】

	医療分
新市	120,300
旧木曽川町	110,900

【平成18年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	107,600

【平成19年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	111,000

【平成20年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	114,300

○固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	180,400
尾西市	182,500
木曽川町	153,500

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 49,600	▲ 66,100	▲ 66,100	▲ 66,100
	▲ 51,700	▲ 68,200	▲ 68,200	▲ 68,200
	▲ 30,400	▲ 45,900	▲ 42,500	▲ 39,200

【平成17年度】

	医療分
新市	130,800
旧木曽川町	123,100

【平成18年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	107,600

【平成19年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	111,000

【平成20年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	114,300



<パターン4>(医療分のみ比較)

・本人、妻、子供2人で 所得 100万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

○固定資産税額 0円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	96,900
尾西市	125,000
木曽川町	99,800

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	8,400	14,400	14,400	14,400
	▲ 19,700	▲ 13,700	▲ 13,700	▲ 13,700
	▲ 5,900	4,800	8,200	11,500

【平成17年度】

	医療分
新市	105,300
旧木曽川町	93,900

【平成18年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	104,600

【平成19年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	108,000

【平成20年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	111,300

○固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	127,300
尾西市	155,400
木曽川町	127,800

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 10,000	▲ 16,000	▲ 16,000	▲ 16,000
	▲ 38,100	▲ 44,100	▲ 44,100	▲ 44,100
	▲ 19,900	▲ 23,200	▲ 19,800	▲ 16,500

【平成17年度】

	医療分
新市	117,300
旧木曽川町	107,900

【平成18年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	104,600

【平成19年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	108,000

【平成20年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	111,300

○固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	153,900
尾西市	182,000
木曽川町	152,300

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 26,100	▲ 42,600	▲ 42,600	▲ 42,600
	▲ 54,200	▲ 70,700	▲ 70,700	▲ 70,700
	▲ 32,200	▲ 47,700	▲ 44,300	▲ 41,000

【平成17年度】

	医療分
新市	127,800
旧木曽川町	120,100

【平成18年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	104,600

【平成19年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	108,000

【平成20年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	111,300

<パターン5>(医療分のみ比較)

・本人、妻で 所得 150万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

○固定資産税額 0円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	133,400
尾西市	160,500
木曽川町	128,500

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	12,900	23,400	23,400	23,400
	▲ 14,200	▲ 3,700	▲ 3,700	▲ 3,700
	▲ 2,100	16,600	22,500	28,300

【平成17年度】

	医療分
新市	146,300
旧木曽川町	126,400

【平成18年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	145,100

【平成19年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	151,000

【平成20年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	156,800

○固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	187,300
尾西市	190,900
木曽川町	156,500

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 29,000	▲ 30,500	▲ 30,500	▲ 30,500
	▲ 32,600	▲ 34,100	▲ 34,100	▲ 34,100
	▲ 16,100	▲ 11,400	▲ 5,500	300

【平成17年度】

	医療分
新市	158,300
旧木曽川町	140,400

【平成18年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	145,100

【平成19年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	151,000

【平成20年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	156,800

○固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	213,900
尾西市	217,500
木曽川町	181,000

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 45,100	▲ 57,100	▲ 57,100	▲ 57,100
	▲ 48,700	▲ 60,700	▲ 60,700	▲ 60,700
	▲ 28,400	▲ 35,900	▲ 30,000	▲ 24,200

【平成17年度】

	医療分
新市	168,800
旧木曽川町	152,600

【平成18年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	145,100

【平成19年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	151,000

【平成20年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	156,800

<パターン6>(医療分のみ比較)

・本人、妻、子供2人で 所得 150万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

○固定資産税額 0円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	169,500
尾西市	212,100
木曽川町	169,300

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	14,600	25,100	25,100	25,100
	▲ 28,000	▲ 17,500	▲ 17,500	▲ 17,500
	▲ 5,100	13,600	19,500	25,300

【平成17年度】

	医療分
新市	184,100
旧木曽川町	164,200

【平成18年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	182,900

【平成19年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	188,800

【平成20年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	194,600

○固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	238,900
尾西市	242,500
木曽川町	197,300

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 42,800	▲ 44,300	▲ 44,300	▲ 44,300
	▲ 46,400	▲ 47,900	▲ 47,900	▲ 47,900
	▲ 19,100	▲ 14,400	▲ 8,500	▲ 2,700

【平成17年度】

	医療分
新市	196,100
旧木曽川町	178,200

【平成18年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	182,900

【平成19年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	188,800

【平成20年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	194,600

○固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	265,500
尾西市	269,100
木曽川町	221,800

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 58,900	▲ 70,900	▲ 70,900	▲ 70,900
	▲ 62,500	▲ 74,500	▲ 74,500	▲ 74,500
	▲ 31,400	▲ 38,900	▲ 33,000	▲ 27,200

【平成17年度】

	医療分
新市	206,600
旧木曽川町	190,400

【平成18年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	182,900

【平成19年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	188,800

【平成20年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	194,600

<パターン7>(医療分のみ比較)

・本人、妻で 所得 200万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曾川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曾川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曾川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曾川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曾川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

○固定資産税額 0円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	166,900
尾西市	195,500
木曾川町	156,000

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	17,400	32,400	32,400	32,400
	▲ 11,200	3,800	3,800	3,800
	▲ 100	26,600	35,000	43,300

【平成17年度】

	医療分
新市	184,300
旧木曾川町	155,900

【平成18年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曾川町	182,600

【平成19年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曾川町	191,000

【平成20年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曾川町	199,300

○固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	220,800
尾西市	225,900
木曾川町	184,000

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 24,500	▲ 21,500	▲ 21,500	▲ 21,500
	▲ 29,600	▲ 26,600	▲ 26,600	▲ 26,600
	▲ 14,100	▲ 1,400	7,000	15,300

【平成17年度】

	医療分
新市	196,300
旧木曾川町	169,900

【平成18年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曾川町	182,600

【平成19年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曾川町	191,000

【平成20年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曾川町	199,300

○固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	247,400
尾西市	252,500
木曾川町	208,500

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 40,600	▲ 48,100	▲ 48,100	▲ 48,100
	▲ 45,700	▲ 53,200	▲ 53,200	▲ 53,200
	▲ 26,400	▲ 25,900	▲ 17,500	▲ 9,200

【平成17年度】

	医療分
新市	206,800
旧木曾川町	182,100

【平成18年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曾川町	182,600

【平成19年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曾川町	191,000

【平成20年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曾川町	199,300

<パターン8>(医療分のみ比較)

・本人、妻、子供2人で 所得 200万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

○固定資産税額 0円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	203,000
尾西市	247,100
木曽川町	196,800

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	19,100	34,100	34,100	34,100
	▲ 25,000	▲ 10,000	▲ 10,000	▲ 10,000
	▲ 3,100	23,600	32,000	40,300

【平成17年度】

	医療分
新市	222,100
旧木曽川町	193,700

【平成18年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	220,400

【平成19年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	228,800

【平成20年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	237,100

○固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	272,400
尾西市	277,500
木曽川町	224,800

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 38,300	▲ 35,300	▲ 35,300	▲ 35,300
	▲ 43,400	▲ 40,400	▲ 40,400	▲ 40,400
	▲ 17,100	▲ 4,400	4,000	12,300

【平成17年度】

	医療分
新市	234,100
旧木曽川町	207,700

【平成18年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	220,400

【平成19年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	228,800

【平成20年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	237,100

○固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	299,000
尾西市	304,100
木曽川町	249,300

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 54,400	▲ 61,900	▲ 61,900	▲ 61,900
	▲ 59,500	▲ 67,000	▲ 67,000	▲ 67,000
	▲ 29,400	▲ 28,900	▲ 20,500	▲ 12,200

【平成17年度】

	医療分
新市	244,600
旧木曽川町	219,900

【平成18年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	220,400

【平成19年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	228,800

【平成20年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	237,100

<パターン9>(医療分のみ比較)

・本人、妻で 所得 300万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

○固定資産税額 0円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	242,000
尾西市	265,500
木曽川町	211,000

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	42,900	66,900	66,900	66,900
	19,400	43,400	43,400	43,400
	28,500	71,200	84,600	97,900

【平成17年度】

	医療分
新市	284,900
旧木曽川町	239,500

【平成18年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	282,200

【平成19年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	295,600

【平成20年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	308,900

○固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	287,800
尾西市	295,900
木曽川町	239,000

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	9,100	21,100	21,100	21,100
	1,000	13,000	13,000	13,000
	14,500	43,200	56,600	69,900

【平成17年度】

	医療分
新市	296,900
旧木曽川町	253,500

【平成18年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	282,200

【平成19年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	295,600

【平成20年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	308,900

○固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	314,400
尾西市	322,500
木曽川町	263,500

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 7,000	▲ 5,500	▲ 5,500	▲ 5,500
	▲ 15,100	▲ 13,600	▲ 13,600	▲ 13,600
	2,200	18,700	32,100	45,400

【平成17年度】

	医療分
新市	307,400
旧木曽川町	265,700

【平成18年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	282,200

【平成19年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	295,600

【平成20年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	308,900

<パターン10>(医療分のみ比較)

・本人、妻、子供2人で 所得 300万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曾川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曾川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曾川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曾川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曾川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

○固定資産税額 0円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	278,100
尾西市	317,100
木曾川町	251,800

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	60,800	84,800	84,800	84,800
	21,800	45,800	45,800	45,800
	41,700	84,400	97,800	111,100

【平成17年度】

	医療分
新市	338,900
旧木曾川町	293,500

【平成18年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曾川町	336,200

【平成19年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曾川町	349,600

【平成20年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曾川町	362,900

○固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	339,400
尾西市	347,500
木曾川町	279,800

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	11,500	23,500	23,500	23,500
	3,400	15,400	15,400	15,400
	27,700	56,400	69,800	83,100

【平成17年度】

	医療分
新市	350,900
旧木曾川町	307,500

【平成18年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曾川町	336,200

【平成19年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曾川町	349,600

【平成20年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曾川町	362,900

○固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	366,000
尾西市	374,100
木曾川町	304,300

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
	▲ 4,600	▲ 3,100	▲ 3,100	▲ 3,100
	▲ 12,700	▲ 11,200	▲ 11,200	▲ 11,200
	15,400	31,900	45,300	58,600

【平成17年度】

	医療分
新市	361,400
旧木曾川町	319,700

【平成18年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曾川町	336,200

【平成19年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曾川町	349,600

【平成20年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曾川町	362,900



<パターン11>(医療分のみ比較)

・本人、妻で 所得 600万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

○固定資産税額 0円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	458,400
尾西市	475,500
木曽川町	376,000

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
一宮市	54,500	71,600	71,600	71,600
尾西市	37,400	54,500	54,500	54,500
木曽川町	40,500	131,200	154,000	154,000

【平成17年度】

	医療分
新市	512,900
旧木曽川町	416,500

【平成18年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	507,200

【平成19年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成20年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

○固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	488,800
尾西市	505,900
木曽川町	404,000

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
一宮市	36,100	41,200	41,200	41,200
尾西市	19,000	24,100	24,100	24,100
木曽川町	26,500	103,200	126,000	126,000

【平成17年度】

	医療分
新市	524,900
旧木曽川町	430,500

【平成18年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	507,200

【平成19年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成20年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

○固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	510,000
尾西市	530,000
木曽川町	428,500

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
一宮市	20,000	20,000	20,000	20,000
尾西市	0	0	0	0
木曽川町	14,200	78,700	101,500	101,500

【平成17年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	442,700

【平成18年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	507,200

【平成19年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成20年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000



<パターン12>(医療分のみ比較)

・本人、妻、子供2人で 所得 600万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

○固定資産税額 0円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	510,000
尾西市	527,100
木曽川町	416,800

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
一宮市	20,000	20,000	20,000	20,000
尾西市	2,900	2,900	2,900	2,900
木曽川町	53,700	113,200	113,200	113,200

【平成17年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	470,500

【平成18年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成19年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成20年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

○固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	510,000
尾西市	530,000
木曽川町	444,800

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
一宮市	20,000	20,000	20,000	20,000
尾西市	0	0	0	0
木曽川町	39,700	85,200	85,200	85,200

【平成17年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	484,500

【平成18年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成19年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成20年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

○固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

	医療分
一宮市	510,000
尾西市	530,000
木曽川町	469,300

【平成15年度との比較】

	H17	H18	H19	H20
一宮市	20,000	20,000	20,000	20,000
尾西市	0	0	0	0
木曽川町	27,400	60,700	60,700	60,700

【平成17年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	496,700

【平成18年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成19年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成20年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 健康分科会

協議項目	保健衛生事業			
調整方針（案）	<p>3市町で実施している各種保健衛生事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、充実に努めるものとする。</p> <p>(1) 基本健康診査及び各種がん検診は、原則として、合併時に一宮市の事業に合わせるものとする。</p> <p>(2) 乳幼児健康診査は合併時に新しい事業に統合する。</p>			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 保健センター管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 一宮市保健センター</li> <li>・所在地 一宮市古金町1丁目12番地の1</li> <li>・敷地面積 1,574㎡</li> <li>・規模 鉄筋コンクリート造3階建</li> <li>・職員数 健康づくり課 課長1名（事務吏員） 課長補佐2名（事務吏員1名、保健師1名） 係長4名（事務吏員2名、保健師2名） 係員23名（事務吏員4名、保健師16名、看護師2名、栄養士1名） 嘱託1名（看護師）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 尾西市保健センター</li> <li>・所在地 尾西市東五城字大平裏38番地</li> <li>・敷地面積 2,981㎡</li> <li>・規模 鉄筋コンクリート造3階建 （保健センター1、2階の一部 延床面積616.3㎡）</li> <li>・職員数 保健センター 所長1名（事務吏員） 所長補佐兼係長1名（事務吏員1名） 係員10名（事務吏員2名、保健師8名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 木曾川町保健センター</li> <li>・所在地 木曾川町大字黒田字中沼南ノ切27</li> <li>・敷地面積 4,016.66㎡</li> <li>・規模 鉄筋コンクリート造2階建</li> <li>・職員数 保健長寿課 課長1名（事務吏員） 課長補佐2名（事務吏員2名） 係長2名（事務吏員1名、保健師1名） 係員11名（事務吏員5名、保健師6名）</li> </ul>	<p>現在の3市町の保健センターは新市において対象地域をおおよそ3等分して事業を行うこととする。</p>
2. 犬猫避妊手術等補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 市内の獣医院にて犬、猫の避妊、去勢手術をする市民に補助券を交付</li> <li>・平成14年度実績</li> <li>犬避妊 4,000円×123頭 492,000円</li> <li>犬去勢 2,000円×67頭 134,000円</li> <li>猫避妊 3,000円×436匹 1,308,000円</li> <li>猫去勢 1,600円×263匹 420,800円</li> <li>計 2,354,800円</li> </ul>			<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
3. 予防接種	<p>1 ポリオ(集団接種) 対象者:生後3カ月から90カ月未満 場所:保健センターほか</p> <p>2 二種混合(集団接種) 対象者:小学校6年生 場所:各小学校</p> <p>3 三種混合、二種混合(個別接種) 対象者:生後3カ月から90カ月未満 場所:市内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>4 麻しん(個別接種) 対象者:生後12カ月から90カ月未満 場所:市内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>5 風しん(個別接種) 対象者:生後12カ月から90カ月未満 経過措置 場所:市内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>6 日本脳炎(個別接種) 対象者:生後36カ月から90カ月未満 小学4年(2期)、中学3年(3期) 場所:市内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>7 高齢者インフルエンザ(個別接種) 対象者:65歳以上及び60歳以上の 一定の障害の者 場所:市内の協力医療機関 実施時期:10月から1月まで</p>	<p>1 ポリオ(集団接種) 対象者:生後3カ月から90カ月未満 場所:保健センターほか</p> <p>2 二種混合(集団接種) 対象者:小学校6年生 場所:各小学校</p> <p>3 三種混合、二種混合(集団接種) 対象者:生後3カ月から90カ月未満 場所:保健センターほか 実施時期:6月~9月の12回と12~3月の12回</p> <p>4 麻しん(個別接種) 対象者:生後12カ月から90カ月未満 場所:市内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>5 風しん(個別接種) 対象者:生後12カ月から90カ月未満 経過措置 場所:市内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>6 日本脳炎(集団接種) 対象者:生後36カ月から90カ月未満 小学4年(2期)、中学3年(3期) 場所:文化会館ほか 実施時期:6~8月の12回</p> <p>7 高齢者インフルエンザ(個別接種) 対象者:65歳以上及び60歳以上の 一定の障害の者 場所:市内の協力医療機関 実施時期:11月1日から12月25日 まで</p>	<p>1 ポリオ(集団接種) 対象者:生後3ヶ月から90月未満 場所:保健センター</p> <p>2 二種混合(個別接種) 対象者:11歳以上13歳未満 (小学6年生に案内通知) 場所:町内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>3 三種混合(個別接種) 対象者:生後3ヶ月から90月未満 場所:町内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>4 麻しん(個別接種) 対象者:生後12ヶ月から90月未満 場所:町内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>5 風しん(個別接種) 対象者:生後12ヶ月から90月未満 経過措置 場所:町内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>6 日本脳炎(個別接種) 対象者:生後6ヶ月から90月未満 9歳以上13歳未満&lt;2期&gt;14歳以上16歳未満&lt;3期&gt; (小学4年・中学3年に案内通知) 場所:町内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>7 高齢者インフルエンザ(個別接種) 対象者:65歳以上及び60歳以上の 一定の障害の者 場所:町内の協力医療機関 施設入所者については一部 広域 実施時期:11月から1月まで</p>	<p>1 ポリオ(集団接種) 事業は2市1町同じであるため現行のとおりとする。</p> <p>2 二種混合(個別接種) 各市町の現行事業を新しい事業に統合する。対象者は小学6年生とする。</p> <p>3 三種混合・二種混合(個別接種) 合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>4 麻しん(個別接種) 事業は2市1町同じであるため現行のとおりとする。</p> <p>5 風しん(個別接種) 事業は2市1町同じであるため現行のとおりとする。</p> <p>6 日本脳炎(個別接種) 各市町の現行事業を新しい事業に統合する。対象者は生後36カ月から90カ月未満・小学4年(2期)・中学3年(3期)とする。</p> <p>7 高齢者インフルエンザ(個別接種) 合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>・啓発方法 各市町の現行事業を新しい事業に統合する。</p> <p>・問診票、接種券の交付時期 合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>

## 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町	各項目の調整方針
4. 基本健康診査	<p>1. 基本健康診査 対象者： 40歳以上の者(ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く) 実施時期:5月から10月まで 場所:一宮市、尾西市、木曽川町の協力医療機関 費用:無料 *平成11年度より広域で実施 *肝炎ウイルス検査も併せて実施</p> <p>2. 訪問基本健康診査 対象者:40歳以上の者で寝たきりまたは、それに準ずる者 実施時期:9月から10月まで 場所:受診希望者宅 費用:無料 *肝炎ウイルス検査も併せて実施</p>	<p>1. 基本健康診査 対象者： 40歳以上の者(ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く) 実施時期:6月から10月まで 場所:一宮市、尾西市、木曽川町の協力医療機関 費用:無料 *平成11年度より広域で実施 *肝炎ウイルス検査も併せて実施</p> <p>3. 生活習慣病総合健診 対象者： 40歳以上の者(ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く) 実施時期:5月から6月まで 10月から11月まで 場所:名古屋公衆医学研究所 尾西市民病院 費用:5,670円 *一般診査、循環器検査、血液生化学検査、血液検査、がん検診、その他</p> <p>4. 健康度評価事業 対象者:40歳以上の者 実施時期:6・7・11・12月(12回) 内容:生活習慣病総合健診受診者に対し、A票を用いて生活習慣改善に係る指導を行う。 場所:保健センター</p>	<p>1. 基本健康診査 対象者： 40歳以上の者(ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く) 実施時期:6月から10月まで 場所:一宮市、尾西市、木曽川町の協力医療機関 費用:無料 *平成11年度より広域で実施 *肝炎ウイルス検査も併せて実施</p>	<p>1. 合併時に一宮市の事業(時期等)に合わせる。</p> <p>2. 合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>3. 合併時に事業を廃止する。</p> <p>4. 合併時に事業を廃止する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
5. 各種がん検診	1 胃がん検診（個別） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月から10月まで 場所：市内の協力医療機関 費用：1,000円	1 胃がん検診（集団） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：6・8・10・12・2月の5回 場所：保健センター・南部公民館 費用：930円	1 胃がん検診（個別） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：6月から10月まで 場所：町内の協力医療機関 費用：2,100円 胃がん検診（集団） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月2回 場所：保健センター 費用：520円	合併時に一宮市の事業に合わせる。
	2 子宮がん検診（個別） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月から10月まで 場所：一宮市、尾西市、木曾川町の協力医療機関 費用：500円 *平成13年度より広域で実施	2 子宮がん検診（個別） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：6月から10月まで 場所：一宮市、尾西市、木曾川町の協力医療機関 費用：1,250円 *平成13年度より広域で実施	2 子宮がん検診（個別） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：6月から10月まで 場所：一宮市、尾西市、木曾川町の協力医療機関 費用：520円 *平成13年度より広域で実施 子宮がん検診（集団） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月2回 場所：保健センター 費用：420円	
	3 肺がん検診（個別） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月から10月まで 場所：市内の協力医療機関 費用：無料	3 肺がん検診（集団） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：9月 場所：市内の地区公民館等 費用：無料、420円（喀痰）	3 肺がん検診（集団） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：8月9月 場所：保健センター始め4会場 費用：無料	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>4 乳がん検診（個別） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月から10月まで 場所：市内の協力医療機関 費用：無料</p> <p>乳がん検診（FMR）（集団） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：11月、12月 場所：保健センター始め16会場 費用：無料</p> <p>5 大腸がん検診（個別） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月から10月まで 場所：市内の協力医療機関 費用：無料</p>	<p>4 乳がん検診（集団） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月、10月（5回） 場所：保健センター 費用：630円</p> <p>乳がん検診（超音波）（集団）</p> <p>5 大腸がん検診（集団） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：6・8・10・12・2月の5回 場所：保健センター・南部公民館 費用：400円</p>	<p>4 乳がん検診（個別） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：6月から10月まで 場所：市内の協力医療機関 費用：無料</p> <p>乳がん検診（DMR）（集団） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月 場所：保健センター 費用：無料</p> <p>5 大腸がん検診（個別） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：6月から10月まで 場所：町内の協力医療機関 費用：無料</p>	
<p>6. 訪問看護ステーション</p>			<p>介護保険法に規定する訪問看護及び医療保険各法に規定する訪問看護事業 ・ 疾病、負傷等により居宅において寝たきり又はこれに準ずる状態にある老人及び在宅療養者に対し、必要な看護を行い、福祉の向上を図る。 （場所）木曾川病院内に設置 （職員）正規看護師2名 臨時看護師2名</p>	<p>合併時に事業を廃止する。</p>



一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
7. 乳児健康診査	<p>(県内) 対象：一宮市に住所を有する乳児 方法：妊娠届出時に交付される乳児健康診査受診票2枚により愛知県内の委託医療機関にて受診する。</p> <p>(県外) 対象：一宮市に住所を有し、母親が県外への里帰り出産をしたため、県外医療機関で第1回目の乳児健康診査受診票を使用し健康診査を希望する乳児 方法：保護者の申請により、一宮市が個別契約を締結した該当医療機関で妊娠届出時に交付される受診票を使用して受診する。</p>	<p>(県内) 対象：尾西市に住所を有する乳児 方法：妊娠届出時に交付される乳児健康診査受診票2枚により愛知県内の委託医療機関にて受診する。</p>	<p>(県内) 対象：木曾川町に住所を有する乳児 方法：妊娠届出時に交付される乳児健康診査受診票2枚により愛知県内の委託医療機関にて受診する。</p>	<p>県内については、2市1町同じであるため現行のとおりとす。</p> <p>県外については、項目10の木曾川町の方式と同様とする。</p>
8. 乳幼児健康診査	<p>1. 4ヵ月児健康診査 対象：4ヵ月児 実施回数：48回 人数：55人/回 ブックスタート併設 会場：一宮市保健センター</p> <p>3. 1歳6ヵ月児健康診査 対象：1歳6ヵ月児 実施回数：48回 人数：57人/回 フッ素塗布併設 会場：一宮市保健センター</p>	<p>1. 3ヵ月児健康診査 対象：3ヵ月児 実施回数：28回 人数：20人/回 会場：尾西市保健センター</p> <p>2. 7ヵ月児健康診査 対象：7ヵ月児 実施回数：12回 人数：50人/回 会場：尾西市保健センター</p> <p>3. 1歳6ヵ月児健康診査 対象：1歳6ヵ月児 実施回数：12回 人数：50人/回 フッ素塗布併設 保育士の遊びあり 会場：尾西市保健センター</p>	<p>1. 3ヵ月児健康診査 対象：3～4ヵ月児 実施回数：12回 人数：30人/回 ツベルクリン接種併設 会場：保健センター</p> <p>2. 9ヵ月児健康診査 対象：9～10ヵ月児 実施回数：12回 人数：30人/回 ブックスタート併設 会場：保健センター</p> <p>3. 1歳6ヵ月児健康診査 対象：1歳6ヵ月児 実施回数：12回 人数：30人/回 保育士の遊びあり 会場：保健センター</p>	<p>1～4については各市町の現行事業を新しい事業に統合する。 (各内容)</p> <p>1. 名称：4ヶ月児健康診査 対象：3～4ヶ月児 人数：35人/回で設定</p> <p>2. 名称：9ヶ月児健康診査 対象：9～10ヶ月児 人数：50人/回で設定 ブックスタート併設</p> <p>3. 名称：1歳6ヶ月児健康診査 対象：1歳6ヶ月児 人数：50人/回で設定 保育士の遊びをいれる。 フッ素塗布併設</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>(1) ひよっこ教室 対象：1歳6カ月児健康診査 の要観察児 実施回数：6回 会場：一宮市保健センター</p> <p>(2) コアラッコ教室 対象：ひよっこ教室後、継続指導 の必要な児 実施回数：12回 会場：一宮市保健センター</p> <p>4. 3歳児健康診査 対象：3歳児 実施回数：48回 人数：57人／回 会場：一宮市保健センター</p> <p>健診の時間：午後 委託先：一宮市医師会・一宮歯科医師会 3歳健診の一部のみ大雄会病院</p>	<p>(1) つくしんぼ教室 対象：1歳6か月児、3歳児健康診査後 の精神面の要観察児 実施回数：12回 会場：尾西市保健センター</p> <p>4. 3歳児健康診査 対象：3歳児 実施回数：12回 人数：50人／回 フッ素塗布併設 会場：尾西市保健センター</p> <p>5. 健康診査後事後指導 要観察児健康診査 対象：各乳幼児健康診査後の身体面 の要観察児 実施回数：12回 会場：尾西市保健センター</p> <p>健診の時間：午後 委託先：尾西市医師会・中島歯科医 師会</p>	<p>(1) あいあい教室 対象：1歳6カ月・3歳児健康診査 の要観察児 実施回数：12回 会場：保健センター 母子通園施設の保育士の 参加あり</p> <p>4. 3歳児健康診査 対象：3歳児 実施回数：12回 人数：30人／回 会場：保健センター</p> <p>5. 乳幼児発達相談 (目的) 心身障害の疑いのある乳幼 児の早期発見と今後の治 療及び療育の方向づけを おこなう 対象：発達に不安のある乳幼児 実施回数：6回 会場：保健センター * 予約制</p> <p>健診の時間：午前、ただし3歳児健診の みは午後 委託先：木曾川病院（岐阜大学小児科） ・一宮歯科医師会</p>	<p>3. (1) (2) 対象：1歳6ヶ月・ 3歳児健診の 要観察児2教 室にわけて実 施</p> <p>4. 名称：3歳児健康診 査 対象：3歳児 人数：50人／回で 設定 フッ素塗布は実施し ない。</p> <p>5. 合併時に事業を廃止 する。 要観察児は紹介状で 医療機関に依頼する。</p>



一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
9. 不妊検査費補助	<p>対象：市内に住所を有し、妊娠を希望してから2年以上経過している人のうち対象検査を実施した人</p> <p>対象検査：超音波検査 ホルモン検査 子宮卵管造影 精液検査 クラミジア検査</p> <p>補助金額：医療保険の自己負担分、補助限度額15,000円 *平成15年度から実施</p>			合併時に一宮市の事業に合わせる。
10. 妊婦健康診査	<p>(県内) 対象：一宮市に住所を有する者 方法：妊娠届出時に交付される受診票により、愛知県内の委託医療機関において妊娠前期と後期の2回受診する。</p> <p>(県外) 対象：一宮市に住所を有し、県外への里帰り出産のため、県外医療機関での妊婦健康診査を希望する者。 方法：本人の申請により、市が個別契約を締結した該当医療機関で妊娠届出時に交付された受診票を使用して受診する。</p>	<p>(県内) 対象：尾西市に住所を有する者 方法：妊娠届出時に交付される受診票により、愛知県内の委託医療機関において妊娠前期と後期の2回受診する。</p>	<p>(県内) 対象：木曾川町に住所を有する者 方法：妊娠届出時に交付される受診票により、愛知県内の委託医療機関において妊娠前期と後期の2回受診する。</p> <p>(県外) 対象：木曾川町に住所を有し、県外医療機関での妊婦健康診査を希望する者。 方法：本人の申請により、県外用の受診票を交付。各自受診し、料金は立て替え払いしてもらう。結果票とともに助成金の申請書を提出後、愛知県の単価を上限として、申請者の口座に後日振込む。</p>	合併時に木曾川町の事業に合わせる。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 健康分科会

協議項目	保健衛生事業
先進事例	<p>西東京市（平成13年1月21日新設合併）                      現行の内容を基準に新市において調整し実施する。</p> <p>廿日市市（平成15年3月1日編入合併）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）各種健診事業（成人、乳幼児）については、廿日市市の例による。ただし、対象者については、次のとおりとする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 成人に係る各種健診事業については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する。</li> <li>イ 乳幼児集団健診事業については、佐伯町の対象者を合併後1年以内に廿日市市の例に統一する。なお、吉和村の対象者については、現行のとおりとする。</li> </ul> </li> <li>（2）予防接種事業及び結核予防事業については、廿日市市の例による。ただし、接種方法（個別接種、集団接種）については、現行のとおりとする。</li> <li>（3）3市町村で実施している各種保健事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、保健制度の充実に努めるものとする。</li> </ul> <p>新居浜市（平成15年4月1日編入合併）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）保健事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。</li> <li>（2）別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。</li> </ul>
	<p>山県市（平成15年4月1日新設合併）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）新市における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。ただし、基本健康診査（個別）、子宮がん検診（個別）、乳がん検診（個別）、骨密度検査、高齢者健康相談及び腎臓食料理教室については、新市において市域全体の事業として実施する。</li> <li>（2）各種健（検）診の受診者個人負担金については、応分の受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。</li> </ul>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 福祉分科会

協議項目	障害者福祉事業			
調整方針（案）	<p>(1) 障害者手当給付事業については、合併後2年間は、現在の各市町の給付水準を維持する。なお、合併後3年目以降は尾西市の制度を基本にしつつ、重度障害者については類似団体の給付水準を踏まえ調整する。</p> <p>(2) 支援費事業の利用者負担額については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、障害児のデイサービスについては、すべての階層で0円とする。</p> <p>(3) 補装具自己負担額給付事業と日常生活用具自己負担額給付事業については、合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。</p> <p>(4) 福祉タクシー事業については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、福祉タクシー料金助成とリフト付タクシー料金助成の区別をなくし、初乗り料金以内の助成とする。</p> <p>(5) 身体障害者配食サービス事業については、合併時に事業を再編する。ひとり暮らしの障害者（障害者のみの世帯等含む）に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は1食250円とする。</p>			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 遺族援護事業	<p>1. 合同慰霊祭            名称：平和祈念・戦没者追悼式            回数：年1回（秋）            対象者：戦没者の遺族、一般市民            内容：平和を祈念し、参列者全員による献花、映画会            場所：市民会館</p> <p>2. 補助金            対象者：①一宮市遺族会連合会                      ②一宮市戦災遺族会            対象経費：①各連区運営費                      県連負担金                      青年婦人部活動費                      研修会費                      ②全国大会運動費                      殉難碑清掃費                      慰霊法要費                      日本戦災遺族会分担金            H14補助額：①392,000円                          ②96,000円</p> <p>3. 委託料            委託先：一宮市英霊戦死没者奉賛会            事業内容：理事会費                      慰霊祭費（各連区にて実施）                      供物事務費                      剪定料            H14委託金額：5,186,765円</p>	<p>1. 合同慰霊祭            名称：尾西市戦没者合同慰霊祭            回数：年1回 5月            対象者：戦没者の遺族、役職者            内容：平和を祈念し、参列者全員による献花            場所：西五城慰霊碑前</p> <p>2. 補助金            対象者：尾西市遺族会            対象経費：県連負担金                      事業費等            H14補助額：60,000円</p> <p>3. 委託料            委託先：尾西市遺族会            事業内容：月1回及び合同慰霊祭前の剪定、清掃            H14委託金額：180,000円</p>	<p>1. 合同慰霊祭            名称：戦没者合同慰霊祭            回数：年2回（春、秋）            対象者：戦没者の遺族、役職者            内容：平和を祈念し、代表者による献花            場所：春 法蓮寺                      秋 木曾川町護国神社</p> <p>2. 補助金            対象者：①木曾川町遺族会                      ②木曾川町遺族会婦人部            対象経費：県連負担金                      研修会費                      事業費等            H14補助額：①120,000円                          ②30,000円</p> <p>※ 木曾川町社会福祉協議会に事務局があり、福祉団体活動費補助金として補助</p>	<p>合同慰霊祭については、旧地区において、従来どおり実施する。            補助金については、新市において3年以内に調整する。            委託料については、尾西市の事業内容に合わせる。</p>

## 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
2. 障害者手当給付事業	<p>1 名称 一宮市障害者手当</p> <p>2 支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の手当に該当しない身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定または精神保健福祉手帳1級所持者の方には 月額2,000円 H14実績 41,688人 83,376,000円</li> <li>・身体障害者手帳3・4級または療育手帳B・CのうちIQ65以下または精神保健福祉手帳2級所持者の方には 月額1,500円 H14実績 47,452人 71,178,000円</li> <li>・国の手当に該当する方で、身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定または精神保健福祉手帳1級または被爆者健康手帳所持者の方には 月額1,000円 H14実績 6,242人 6,242,000円 計 95,382人 160,796,000円</li> </ul> <p>3 支払方法 口座振込</p>	<p>1 名称 尾西市障害者手当</p> <p>2 支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1～3級または療育手帳A・B判定または精神保健福祉手帳1級所持者の方には 月額2,000円 H14実績 16,429人 32,858,000円</li> <li>・身体障害者手帳4級または精神保健福祉手帳2級所持者の方には 月額1,500円 H14実績 3,375人 5,062,500円 計 19,804人 37,920,500円</li> </ul> <p>3 支払方法 口座振込</p>	<p>1 名称 木曾川町心身障害者手当</p> <p>2 支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定の方には 月額7,000円 H14実績 5,141人 35,987,000円</li> <li>・身体障害者手帳3級または療育手帳B判定の方には 月額2,200円 H14実績 3,067人 6,747,400円</li> <li>・身体障害者手帳4～6級または療育手帳C判定の方または被爆者健康手帳所持者の方には 月額1,000円 H14実績 3,250人 3,250,000円 計 11,458人 45,984,400円</li> </ul> <p>3 支払方法 口座振込</p>	<p>障害者手当給付事業については、合併後2年間は、現在の各市町の給付水準を維持する。なお、合併後3年目以降は尾西市の制度を基本にしつつ、重度障害者については類似団体の給付水準を踏まえ調整する。 (別添資料1参照)</p>
3. 身体障害者支援費事業	<p>国の制度に準じて行っているが、利用者負担額については一宮市身体障害者福祉法施行細則にあるように独自のものを取り決めている。 (別添資料3参照)</p>	<p>国の制度に準じて行っているが、利用者負担額については、居宅のC1、C2階層のみ国基準にかかわらず、0円としている。 (別添資料3参照)</p>	<p>国の制度に準じて行っている。 (別添資料3参照)</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>
4. 知的障害者支援費事業	<p>国の制度に準じて行っているが、利用者負担額については一宮市知的障害者福祉法施行細則にあるように独自のものを取り決めている。 (別添資料3参照)</p>	<p>国の制度に準じて行っているが、利用者負担額については、居宅のC1、C2階層のみ国基準にかかわらず、0円としている。 (別添資料3参照)</p>	<p>国の制度に準じて行っている。 (別添資料3参照)</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>
5. 障害児支援費事業	<p>国の制度に準じて行っているが、利用者負担額については一宮市障害児居宅支援事務処理規則にあるように独自のものを取り決めている。 (別添資料3参照)</p>	<p>国の制度に準じて行っているが、利用者負担額については、C1、C2階層のみ国基準にかかわらず、0円としており、デイサービスについては、すべての階層で0円としている。 (別添資料3参照)</p>	<p>国の制度に準じて行っている。 (別添資料3参照)</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。 ただし、デイサービスについては、すべての階層で0円とする。</p>

## 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
6. 母子通園施設	<p>1. 名称</p> <p>①一宮市立肢体不自由児童訓練室 ②一宮市立知的障害児童訓練室</p> <p>2. 目的</p> <p>心身障害児童の集団療育訓練、日常生活自立訓練の指導を行い、健全な育成を図る</p> <p>3. 事業の運営 委託</p> <p>委託先</p> <p>①一宮市肢体不自由児者父母の会 ②一宮市手をつなぐ親の会</p> <p>4. 現況</p> <p>①肢体不自由児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通園による指導の可能な未就学児童</li> <li>・定員20名</li> <li>・火木金の午前10時から午後3時開設</li> </ul> <p>②知的障害児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通園による指導の可能な未就学児童</li> <li>・定員15名</li> <li>・月水金の午前10時から午後3時開設</li> </ul> <p>5. 利用料</p> <p>無料</p> <p>6. 平成15年度予算額</p> <p>8,927,000円</p>	<p>1. 名称</p> <p>子ども発達センターすぎの子教室</p> <p>2. 目的</p> <p>市内の心身障害児とその保護者に対し通園による集団療育の場を与え、自主性と社会性を高め日常生活への適応能力の増進を図る</p> <p>3. 内容</p> <p>(1)日常生活における基本的動作の訓練 (2)集団生活適応訓練 (3)言語訓練 (4)保護者に対する療育上の助言、指導</p> <p>4. 定員 20人</p> <p>5. 開園時間 午前9時～午後4時</p> <p>6. 休園日</p> <p>(1)日曜日及び土曜日 (2)国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3)1月2日、3日、12月29日～31日</p> <p>7. 利用料</p> <p>支援費の利用者負担額による。</p> <p>8. 職員</p> <p>(1)園長 1名(市長) (2)園長代理 1名(正規) (3)主任保育士 1名(正規) (4)保育士 2名(正規) (5)言語聴覚士 1名(非常勤)</p> <p>9. 平成15年度予算額</p> <p>30,680,000円</p> <p>※ 平成15年3月14日指定居宅支援事業者指定</p>	<p>1. 名称</p> <p>木曾川町障害児通園施設たけのこ園</p> <p>2. 目的</p> <p>障害児に対し、ふれあいの場を与え保護者とともに日常生活に必要な習慣を養い、その心身の発達を助長することを目的とする</p> <p>3. 内容</p> <p>(1)日常生活の指導 (2)集団生活の指導 (3)保健指導 (4)保護者に対する療育上の助言・指導</p> <p>4. 定員20名</p> <p>5. 開園時間 午前9時～午後4時</p> <p>6. 休園日</p> <p>(1)日曜日及び土曜日 (2)国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3)12月29日～翌年の1月3日</p> <p>7. 利用料</p> <p>支援費の利用者負担額による。</p> <p>8. 職員</p> <p>(1)園長 1名(町長) (2)園長代理 1名(正規) (3)主任保育士 1名(正規) (4)保育士 2名(正規1、臨時1)</p> <p>9. 平成15年度予算額</p> <p>10,533,000円</p> <p>※ 平成15年3月31日指定居宅支援事業者指定</p>	<p>合併時に尾西市及び木曾川町の事業に合わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一宮市の事業所を支援費制度の指定事業所に移行する。</li> </ul>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
<p>7. 知的障害者通所交通費給付事業</p>	<p>1 名称 一宮市知的障害者通所等交通費給付事業</p> <p>2 対象者 施設等に通所している者及び付添者が市内に住所を有し、かつ居住する者で、一宮市長が必要と認めた施設の通所に鉄道、一般乗合自動車又は通所バスを利用する者</p> <p>3 給付額 施設等の通所に要した交通費の2分の1以内 ただし、身体障害者旅客運賃割引証及び一般旅客自動車割引を利用できる場合は、割引後の運賃の2分の1以内</p> <p>4 支払方法 施設より請求書を受け取り、通所状況、交通費金額を確認し、指定の金融機関へ月の末日までに口座振込</p> <p>H14実績 6,950,205円 対象者 473人</p>		<p>1 名称 木曾川町心身障害者通所等交通費給付事業</p> <p>2 対象者 施設等に通所している者及び付添者が町内に住所を有し、かつ居住する者で、木曾川町長が必要と認めた施設の通所に等に鉄道、一般乗合自動車又は通所専用バスを利用する者</p> <p>3 給付額 当該施設等の通所等に要した交通費の2分の1以内 ただし、身体障害者旅客運賃割引証及び身体障害者一般乗合旅客自動車割引書を利用できる場合は、割引後の運賃の2分の1以内</p> <p>4 支払方法 施設より請求書を受け取り、通所状況等を審査し、口座振込</p> <p>H14実績（知的障害者） 510,000円 対象者 17人</p>	<p>合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。</p>
<p>8. 身体障害者通所交通費給付事業</p>	<p>1 名称 一宮市身体障害者通所等交通費給付事業</p> <p>2 対象者 施設等に通所している者及び付添者が市内に住所を有し、かつ居住する者で、一宮市長が必要と認めた施設の通所に鉄道、一般乗合自動車又は通所バスを利用する者</p> <p>3 給付額 施設等の通所に要した交通費の2分の1以内 ただし、身体障害者旅客運賃割引証及び一般旅客自動車割引を利用できる場合は、割引後の運賃の2分の1以内</p> <p>4 支払方法 施設より請求書を受け取り、通所状況、交通費金額を確認し、指定の金融機関へ月の末日までに口座振込</p> <p>H14実績 486,510円 対象者 63人</p>		<p>項目7の事業に含めて実施</p> <p>H14実績（身体障害者） 30,000円 対象者 1人</p>	<p>合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
9. 心身障害児通園交通費給付事業	<p>1 名称 一宮市心身障害児通園交通費給付事業</p> <p>2 対象者 施設等に通園している者及び付添者が市内に住所を有し、かつ居住する者で、一宮市長が必要と認めた施設の通所に鉄道、一般乗合自動車又は通所バスを利用する者</p> <p>3 給付額 施設等の通園に要した交通費の2分の1以内 ただし、身体障害者旅客運賃割引証及び一般旅客自動車割引を利用できる場合は、割引後の運賃の2分の1以内</p> <p>4 支払方法 施設より請求書を受け取り、通園状況、交通費金額を確認し、指定の金融機関へ月の末日までに口座振込</p> <p>H14実績 48,360円 対象者 1人</p>		<p>項目7の事業に含めて実施</p> <p>H14実績（心身障害児） 0円 対象者 0人</p>	<p>合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。</p>
10. 身体障害者健康診査事業	<p>1 名称 身体障害者健康診査事業</p> <p>2 目的 常時、車いすを使用している在宅の身体障害者に対し、じょくそう、変形、膀胱機能障害等の発生を予防する。</p> <p>3 対象者 常時車いすを利用している身体障害者</p> <p>4 診察機関 一宮市民病院、今伊勢分院</p> <p>5 実績（平成14年度） 14,780円×7人=103,460円</p>			<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。 利用者の利便を考え診察機関の拡大 尾西市民病院 町立木曾川病院</p>
11. 知的障害者施設歳末慰問事業	<p>知的障害者入所施設の入所者に対して歳末に慰問金として、1人 2,000円を給付する。</p> <p>14年度実績 139名 278千円</p>			<p>合併時に事業を廃止する。</p>



一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
12. 身体障害者施設 歳末慰問事業	<p>身体障害者入所施設の入所者に対して歳末に慰問金として、1人 2,000円を給付する。</p> <p>14年度支給実績 56名 112千円</p>			合併時に事業を廃止する。
13. 身体障害者補装 具自己負担額給 付事業	<p>1 名称 身体障害者補装具自己負担額給付事業</p> <p>2 目的 身体障害者に対する補装具の交付及び修理による本人及び扶養義務者負担額を支給することにより、身体障害者の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。</p> <p>3 対象者 「更正医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要綱」によって定められた徴収基準額が発生した者</p> <p>4 補助率 徴収基準額全額</p> <p>H14実績 9,330,393円 件数 3,188件</p>		<p>1 名称 木曾川町心身障害者補装具交付等に伴う自己負担分扶助事業</p> <p>2 目的 補装具の交付若しくは修理に伴う費用の負担金を扶助することにより、心身障害者の負担を軽減する。</p> <p>3 対象者 身体障害者福祉法第38条第1項において、補装具の給付等における費用の支払いを命じられた者</p> <p>4 補助率 徴収基準額全額</p> <p>H14実績（身体障害者補装具） 639,087円 件数 113件</p>	合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。
14. 身体障害児補装 具自己負担額給 付事業	<p>1 名称 身体障害児補装具自己負担額給付事業</p> <p>2 目的 身体障害児に対する補装具の交付及び修理による本人及び扶養義務者負担額を支給することにより、経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。</p> <p>3 対象者 「更正医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要綱」によって定められた徴収基準額が発生した者</p> <p>4 補助率 徴収基準額全額</p> <p>H14実績 3,351,814円 件数 863件</p>		<p>項目13の事業に含めて実施</p> <p>H14実績（身体障害児補装具） 213,110円 件数 59件</p>	合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。



一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
15. 身体障害者日常生活用具自己負担額給付事業	<p>1 名称 身体障害者日常生活用具自己負担額給付事業</p> <p>2 目的 身体障害者に対する日常生活用具の給付による本人及び扶養義務者負担額を支給することにより、経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。</p> <p>3 対象者 「更正医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要綱」によって定められた徴収基準額が発生した者</p> <p>4 補助率 徴収基準額全額</p> <p>H14実績 725,940円 件数 163件</p>		<p>項目13の事業に含めて実施</p> <p>H14実績（身体障害者日常生活用具） 113,680円 件数 19件</p>	<p>合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。</p>
16. 重度身体障害児日常生活用具自己負担額給付事業	<p>1 名称 身体障害児日常生活用具自己負担額給付事業</p> <p>2 目的 身体障害児に対する日常生活用具の給付による本人及び扶養義務者負担額を支給することにより、経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。</p> <p>3 対象者 「更正医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要綱」によって定められた徴収基準額が発生した者</p> <p>4 補助率 徴収基準額全額</p> <p>H14実績 70,650円 件数 11件</p>		<p>項目13の事業に含めて実施</p> <p>H14実績（重度身体障害児日常生活用具） 0円 件数 0件</p>	<p>合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
17. 福祉タクシー事業	<p>1 ①福祉タクシー料金助成 (年30回 初乗り料金以内) ②リフト付タクシー料金助成 (年30回 1回あたり2,400円、 高齢者は2,700円) 但し、医療機関へ長期間・定期的通院する必要がある方で、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割世帯の方は年60回。重複受給不可。</p> <p>2 対象者 ①身体障害者手帳 (1～3級) 療育手帳 (A判定・B判定) 戦傷病者手帳(特～5項症) 被爆者健康手帳 精神障害者保健福祉手帳(1・2級) 90歳以上の高齢者 ②身体障害者手帳 (1～3級) 療育手帳 (A判定・B判定) 90歳以上の高齢者</p> <p>3 実績(14年度) 20,389,520円</p>	<p>1 ①福祉タクシー料金助成 (年24回中型タクシーの基本料金以内) ②リフト付福祉タクシー料金助成 (年24回 初乗り料金の4分の3以内) 但し、福祉タクシーとリフト付福祉タクシーは、重複受給不可。</p> <p>2 対象者 ①身体障害者手帳 (1～3級) 療育手帳 (A判定) 被爆者健康手帳 ②介護保険法の要介護(3～5) 身体障害者手帳(下肢・体幹機能障害1～3級)</p> <p>3 実績(平成14年度) 3,026,060円</p> <p>※尾西市社会福祉協議会に委託して実施</p>	<p>1 一般タクシー及びリフト付きタクシー料金の助成 年48回身体障害者手帳及び療育手帳所持者は初乗り料金の9割を助成 被爆者健康手帳所持者は初乗り料金を助成</p> <p>2 対象者 身体障害者手帳(1・2級及び下肢・体幹機能障害3級) 療育手帳(A・B判定) 被爆者健康手帳</p> <p>3 実績(平成14年度) 2,336,250円</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。 ただし、福祉タクシー料金助成とリフト付タクシー料金助成の区別をなくし、初乗り料金以内の助成とする。</p>
18. 身体障害者配食サービス事業	<p>市が業者に委託して実施</p> <p>1. 単価 1食650円 2. 利用負担金 1食200円 3. 実施日時 日曜・祝日を除く昼食時のみ 週6回まで</p> <p>4. 対象者 ひとり暮らしの障害者 障害者のみの世帯 65歳以上の高齢者と障害者のみの世帯 15歳未満の児童と障害者のみの世帯</p> <p>5. 予算額(平成15年度) 6,750千円 平成15年度新規事業</p>		<p>町が業者に委託して実施</p> <p>1. 単価 1食650円 2. 利用負担金 1食200円 3. 実施日時 毎日昼食時のみ 週7回まで</p> <p>4. 対象者 障害者(身体障害者手帳1～3級・療育手帳A・Bを所持の者)のみの世帯 70歳以上の高齢者と障害者のみの世帯</p> <p>5. 実績額(平成14年度) 0円、0件</p>	<p>合併時に事業を再編する。 ひとり暮らしの障害者(障害者のみの世帯等含む)に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は1食250円とする。</p>
19. 寝具洗濯乾燥事業	<p>1 名称 寝具洗濯乾燥事業</p> <p>2 目的 障害者が毎日使用しているふとん及び毛布を洗濯乾燥及び乾燥し、保健衛生の向上を図る。</p> <p>3 対象者 在宅の重度身体障害者</p> <p>4 補助率 洗濯乾燥にかかる経費全額</p> <p>5 内容 年2回一人につき1回分は布団3枚以内と毛布2枚以内</p> <p>6 実績(平成14年度) 56件 194,918円</p>			<p>一宮市の事業に合わせる。実施回数は年4回とする。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 福祉分科会

協議項目	障害者福祉事業
先進事例	<p>さいたま市（平成13年5月1日新設合併）                      障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。                      障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。</p> <p>新居浜市（平成15年4月1日編入合併）                      障害者福祉事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。</p> <p>新発田市（平成15年7月7日編入合併）                      ア豊浦町の重度心身障害者手当制度については、廃止する。                      ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。                      イ豊浦町の在宅重度心身障害者介護手当制度については廃止し、新発田市の在宅重度心身障害者見舞金制度を適用する。</p> <p>田原市（平成15年8月20日編入合併）                      1 田原町の制度を適用し、新市において新たな計画を策定する。                      2 その他障害者福祉に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ新市において調整するものとする。</p>

協議項目	障害者福祉事業
<p>支援費制度について</p>	<p><b>基本的な仕組み</b></p> <p>&lt;『支援費制度』の対象となるのは？&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・からだに障害のある方（身体障害者）</li> <li>・知的障害のある方（知的障害者）</li> <li>・障害のある児童（障害児）</li> </ul> <p>&lt;支援費制度の仕組み&gt;</p> <p>支援費制度は、障害のある方、市町村、指定事業者・施設の関係で構成されています。基本的な仕組みは次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 支援費支給を希望する方は、市町村窓口などで福祉サービスの利用希望について相談を行うとともに、相談内容を参考にして市町村に対して「支援費の支給申請」を行います。</li> <li>② 市町村は、申請者の方の状況や介護者の状況などを調査・勘案し、利用できるサービスの種類や量などを決める「支給決定」を行います。同時に「受給者証」を交付します。</li> <li>③ 支給決定を受けた方は、福祉サービスを提供する事業者・施設の中から、ご自分が利用する事業者・施設を選択し、「契約」を結びます。</li> <li>④ 指定事業者・施設から「福祉サービスの提供」を受けます。</li> <li>⑤ 福祉サービスを利用された方は、指定事業者・施設に対して定められた「利用者負担額」を支払います。</li> <li>⑥ 指定事業者・施設は市町村に対して、サービスの利用料から利用者負担額を差し引いた額を「請求」します。</li> <li>⑦ 市町村は請求額が適正かどうかを審査して、サービスを提供した指定事業者・施設に対して「支援費の支払い」を行います。（※）</li> </ol> <p>※本来、支援費は市町村から利用者本人に支払い、利用者本人が事業者に支払うべきものですが、その手続を簡単にするため、本人の代わりに事業者が支援費を受け取る「代理受領」という方法が使われます。 【イメージ図】</p> <pre> graph TD     User[利用者] -- ① 支援費の支給申請 --&gt; Municipality[市町村]     Municipality -- ② 支給決定 --&gt; User     Municipality -- ③ 契約 --&gt; Provider[指定事業者・施設]     Provider -- ④ サービスの提供 --&gt; User     User -- ⑤ 利用者負担の支払い --&gt; Provider     Provider -- ⑥ 支援費の支払い(代理受領)の請求 --&gt; Municipality     Municipality -- ⑦ 支援費の支払い(代理受領) --&gt; Provider     Governor[都道府県知事] -- 指定 --&gt; Provider     </pre>

## 2市1町の障害者手当の状況と調整方針

単位（円）		一宮市	尾西市	木曽川町
肢体不自由	身体1・2級	2,000 特別障害者手当等受給者は1,000	2,000	7,000
	身体3級	1,500	2,000	2,200
	身体4級	1,500	1,500	1,000
	身体5・6級	0	0	1,000
知的障害	療育A	2,000 特別障害者手当等受給者は1,000	2,000	7,000
	療育B	1,500	2,000	2,200
	療育C	1,500 IQ65以下のみ	0	1,000
精神障害	精神1級	2,000 特別障害者手当等受給者は1,000	2,000	0
	精神2級	1,500	1,500	0
被爆	被爆者	1,000	0	1,000

表1. 身体障害者、知的障害者、障害児居宅生活支援費(利用者本人分、扶養義務者分)の負担基準額

サービス内容	税額区分(年額)	負担基準額		
		一宮市	尾西市	木曾川町
ホームヘルパー 30分当たり	生活保護及び当該年度分の市町村民税が非課税 (A,B階層)	0円	0円	0円
	前年分の所得税が非課税 (A,B階層を除く) (C1、C2階層)	0円	0円	100円、 200円
	前年分の所得税額 280,000円以下 (D1～D4階層)	0円	150円～ 300円	150円～ 300円
	前年分の所得税額 280,001円以上 (D5～D14階層)	400円より	400円より	400円より
デイサービス 1日当たり (注1)、(注2)	生活保護及び当該年度分の市町村民税が非課税 (A,B階層)	0円	0円	0円
	前年分の所得税が非課税 (A,B階層を除く) (C1、C2階層)	0円	0円	100円、 200円
	前年分の所得税額 280,000円以下 (D1～D4階層)	0円	300円～ 700円	300円～ 700円
	前年分の所得税額 280,001円以上 (D5～D14階層)	1,000円より	1,000円より	1,000円より
ショートステイ 1日当たり(注1)	生活保護及び当該年度分の市町村民税が非課税 (A,B階層)	0円	0円	0円
	前年分の所得税が非課税 (A,B階層を除く) (C1、C2階層)	100円、 200円	0円	100円、 200円
	前年分の所得税が課税 (D1～D14階層)	300円より	300円より	300円より

(注1) 負担基準額が所要時間区分によってはこの限りではない場合があります。

(注2) 尾西市の障害児デイサービスについては、すべての階層で0円です。

表2. 身体障害者、知的障害者施設訓練等支援費(利用者本人分)の負担基準月額

サービス内容	対象収入額区分(年額) <sup>注</sup>	負担基準額		
		一宮市	尾西市	木曾川町
入 所	生活保護及び前年分の対象収入額 270,000円以下 (1、2階層)	0円	0円	0円
	前年分の対象収入額 270,001円以上 (3～40階層)	1,000円より	1,000円より	1,000円より
通 所	生活保護及び前年分の対象収入額 270,000円以下 (1、2階層)	0円	0円	0円
	前年分の対象収入額 270,001円以上 (3～40階層)	500円より	500円より	500円より

注. 「対象収入額」とは

前年の収入として認定するものから必要経費を控除した額とします。収入として認定する主なものとしては年金、授産工賃収入で、必要経費の主なものとしては日用品費又は日常生活費、更生訓練のための経費などがあげられます。

表3. 身体障害者、知的障害者施設訓練等支援費(扶養義務者分)の負担基準月額

サービス内容	税額区分(年額)	負担基準額		
		一宮市	尾西市	木曾川町
入 所	生活保護及び当該年度分 市民税非課税 (A, B階層)	0円	0円	0円
	上記階層に該当する者を除く (C1～D14階層)	1,100円より	2,200円より	2,200円より
通 所	生活保護及び当該年度分 市民税非課税 (A, B階層)	0円	0円	0円
	上記階層に該当する者を除く (C1～D14階層)	600円より	1,100円より	1,100円より

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 福祉分科会

協議項目	高齢者福祉事業
調整方針（案）	<p>(1) 在宅老人介護用品給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、支給限度額は年60,000円とする。</p> <p>(2) ねたきり老人等見舞金給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>(3) 生きがい活動支援通所事業は新市において一定期間内に調整する。</p> <p>(4) 軽度生活援助事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>(5) 配食サービス事業については合併時に事業を再編する。おおむね65歳以上のひとり暮らしの方（病弱な高齢者世帯を含む）に昼食を原則週7日配達し、利用者の負担金は1食250円とする。事業者への委託金額は1食につき650円から利用者負担金を引いた400円とする。</p> <p>(6) 訪問理美容サービス事業は合併時に事業を再編する。対象者はおおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者とし、年6回利用可能とする。利用者負担金を1回あたり1,000円とし、事業者への委託金額は1回あたり3,700円から利用者負担金を引いた2,700円とする。</p> <p>(7) 単位老人クラブ補助金及び老人クラブ連合会補助金は新市において一定期間内に調整する。その際、補助金の内容及び金額について見直し、体系を整理する。</p> <p>(8) 敬老会事業については新市において一定期間内に調整する。</p> <p>(9) 基幹型在宅介護支援センターについては木曾川町の事業に合わせ実施する。なお、設置場所については合併時までに調整する。</p> <p>(10) 敬老金支給事業については合併時に事業を廃止し、高齢者慰問事業については合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>



一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 家族介護者訪問介護員養成研修受講者受講料交付事業	<p>[実施内容] 高齢者を介護している家族等が指定のホームヘルパー研修2級を受講した場合に受講料の一部を補助する。</p> <p>[補助限度額] 受講料の1/2 (上限 30,000円) [14年度予算] 900,000円 [14年度実績] 27件</p>			合併時に一宮市の事業に合わせる。
2. ホームヘルパー2級養成研修会			<p>(内容) 18歳以上の住民を対象にホームヘルパー養成とともに住民ボランティアを養成</p> <p>(受講料) テキスト代・実習費・保険料 15年度は13,500円</p> <p>(募集人員) 25人 応募者多数のため毎年抽選</p>	合併時に事業を廃止する。
3. 在宅老人介護用品給付事業	<p>家族介護用品給付事業</p> <p>[実施内容] 重度の介護が必要な方を在宅において介護している家族(市民税非課税世帯)に介護用品を支給。</p> <p>[対象者] 介護保険で要介護4または5と認定された重度の要介護の方を在宅で介護している家族等(市民税非課税世帯)</p> <p>[支給方法] ①介護用品を直接受託業者が配送・回収 ②薬局で介護用品が購入できる医薬品券を交付 *年75,000円を限度として支給</p> <p>[14年度予算] 9,000,000円 [14年度実績] 受給者数 直接配送 27名 医薬品券 69名 合計 96名</p>	<p>在宅老人介護用品給付事業</p> <p>[実施内容] 介護が必要な方を在宅において介護している家族</p> <p>[対象者] 介護保険で要介護4または5と認定された重度の要介護の方を在宅で介護している家族等</p> <p>[支給方法] 介護用品を直接受託業者が配送する。年40,000円を限度として2回に分けて支給する。</p> <p>[14年度予算] 7,560,000円 [14年度実績] 受給者数 138名</p>		合併時に一宮市の事業に合わせる。 支給限度額については年60,000円とする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針										
4. 日常生活用具給付事業	<p>日常生活用具給付事業 ひとり暮らし及びねたきりの高齢者に対し、日常生活用具を給付（愛の杖については歩行が困難な高齢者）</p> <p>[給付品] 緊急ベル、愛の杖、電磁調理器、自動火災警報器、自動消火器</p> <p>[利用者負担] * 緊急ベル・愛の杖・自動火災警報器 無料</p> <p>* 電磁調理器・自動消火器 世帯の生計中心者の前年所得年額に応じ負担あり</p> <p>[14年度予算] 1,495,000円</p> <p>[14年度実績]</p> <table border="0"> <tr> <td>緊急ベル</td> <td>36個</td> </tr> <tr> <td>愛の杖</td> <td>255本</td> </tr> <tr> <td>電磁調理器</td> <td>49台</td> </tr> <tr> <td>自動火災警報器</td> <td>23台</td> </tr> <tr> <td>自動消火器</td> <td>22台</td> </tr> </table>	緊急ベル	36個	愛の杖	255本	電磁調理器	49台	自動火災警報器	23台	自動消火器	22台	<p>老人日常生活用具給付事業 要介護老人及びひとり暮らし老人に対し、日常生活用具を給付又は、貸与</p> <p>[給付品] 電磁調理器・火災報知器・自動消火器</p> <p>[貸与] 老人用電話</p> <p>[利用者負担] 前年所得税額により負担</p> <p>[14年度予算] 43,500円</p> <p>[14年度実績] 0件</p>		合併時に一宮市の事業に合わせる。
緊急ベル	36個													
愛の杖	255本													
電磁調理器	49台													
自動火災警報器	23台													
自動消火器	22台													
5. ねたきり老人等見舞金給付事業	<p>ねたきり老人等見舞金給付事業 介護保険で要介護4または5と認定された重度の介護が必要な高齢者に対し、見舞金を支給</p> <p>[対象者] 月平均 1,424人</p> <p>[支給金額] 月額5,000円</p> <p>[支払方法] 8・12・4月に指定の口座に振り込みなど</p> <p>[14年度予算] 80,340,000円</p>		<p>在宅重度要介護者見舞金支給事業 介護保険で要介護4または5と認定された重度の介護が必要な高齢者に対し、見舞金を支給（介護保険施設入所者を除く）</p> <p>[対象者] 月平均130人</p> <p>[支給金額] 月額5,000円</p> <p>[支払方法] 5・9・1月に指定の口座に振り込みなど</p> <p>[14年度予算] 7,800,000円</p>	合併時に一宮市の事業に合わせる。										
6. 家族介護慰労金支給		<p>要介護4・5と認定された者を介護している方に対し、年額100,000円を支給要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 要介護者が在宅で介護されており、保険給付を受けていない期間が1年以上あること</li> <li>2 市民税非課税世帯</li> </ol>		合併時に事業を廃止する。										

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
7. 生きがい活動支援通所事業	<p>生きがい活動支援通所事業</p> <p>[内容] 生きがい活動通所事業を提供する市内3か所のデイサービスセンターと居宅との間を送迎し、入浴サービス及び給食サービス、生活指導、養護、健康チェック等を実施</p> <p>[対象者] おおむね65歳以上の虚弱な方で介護保険の要介護・要支援に該当しない方。ただし、伝染性疾患患者、入院治療の必要がある方は除く。</p> <p>[個人負担額] 490円（昼食代含む）</p> <p>[委託先] 一宮市社会福祉事業団</p> <p>[実施場所] ①北部老人デイサービスセンター ②東部老人デイサービスセンター ③丹陽老人デイサービスセンター</p> <p>[14年度予算] 43,147,000円</p> <p>[実施日時] 月曜日～金曜日（国民の祝日、12月28日～1月4日は除く）の午前9時～午後4時</p> <p>[14年度予算] 43,147,000円</p> <p>[14年度実績] 月平均利用者数 140名 月平均利用回数 3.7回 利用回数 1回</p>	<p>生きがい活動支援通所事業</p> <p>[内容] 尾西市老人憩の家で実施する。老人憩の家と居宅との間を送迎し、入浴サービス及び給食サービス、生活指導、養護、健康チェック等を実施</p> <p>[対象者] 65歳以上の虚弱な方で介護保険の要介護・要支援に該当しない方。ただし、伝染性疾患患者、入院治療の必要がある方は除く。</p> <p>[個人負担額] 900円（飲食物費相当額）</p> <p>[委託先] 社会福祉法人 朝日福祉会</p> <p>[実施場所] 尾西市老人憩の家</p> <p>[実施日時] 毎週日曜日 午前9時～午後4時</p> <p>[14年度予算] 1,215,000円</p> <p>[14年度実績] 月平均利用者数 11名 月平均利用回数 3回 利用回数 週 1回</p>	<p>生きがい対応型デイサービス事業</p> <p>[目的・内容] 在宅の高齢者に対し、健康・生きがいづくり、介護予防や痴呆予防、閉じこもり防止をねらいとした各種サービス（教養講座・スポーツ活動・趣味活動・日常動作訓練など）を高年齢者が選択し、健康で生きがいを持った生活ができることを目的とする</p> <p>講師や指導員は町内の個人や団体・グループに限定</p> <p>[対象者] おおむね60歳以上で身の回りの世話が自立している方 介護保険の要支援の方で保険給付限度額を超える方（利用は週1回）</p> <p>[個人負担額] 1講座（半日）100円 生活保護の方は無料 昼食代実費</p> <p>[実施場所] ①西部いこいの家 ②老人福祉センター</p> <p>[14年度予算] 8,351,000円</p> <p>[実施日時] ①月・水・金曜日、第2・4火曜日、第1・3木曜日 ②火・木・土曜日 （国民の祝日、12月28日～1月4日は除く）の午前10時～正午、午後1時～午後3時</p> <p>[14年度実績] 月平均利用者数 193名 月平均利用回数 3回 利用回数 制限なし</p> <p>生きがいデイサービス事業への参加者の送迎 片道50円 運転をシルバー人材センターに委託 委託料 933,000円 補助員としてデイサービスの臨時職員が同乗</p>	<p>新市において一定期間内に調整する</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
8. 軽度生活援助事業	<p>軽度生活援助事業</p> <p>[実施内容] 虚弱なひとり暮らしの高齢者等の家族に、家事を援助する生活援助員を派遣する。</p> <p>[委託先] 一宮市社会福祉協議会</p> <p>[委託金額] 1時間 1,530円 (早朝、夜間は1,910円) ただし、利用者負担額を減額</p> <p>[利用者負担額] * 生活保護被保護世帯 0円 * 生計中心者前年度所得税非課税世帯で11年度にヘルパー実績がある者 40円 * その他 150円</p> <p>[14年度予算] 13,732,000円</p> <p>[14年度実績] 月平均利用者数 95名 月平均利用回数 545回 1回あたりの平均時間 1.5時間</p>	<p>老人家庭奉仕員派遣事業</p> <p>[実施内容] 日常生活に支援の必要な在宅のひとり暮らし老人や高齢者世帯に老人家庭奉仕員を派遣し高齢者が自立した生活ができるようにする。</p> <p>・家事に関する事 ・相談、助言に関すること</p> <p>[委託先] 尾西市社会福祉協議会</p> <p>[委託金額] 1時間1,530円</p> <p>[利用者負担額] * 生計中心者前年度所得税非課税世帯で11年度でヘルパー実績のある者 45円 * その他 153円</p> <p>[14年度予算] 12,263,000円</p>	<p>高齢者生活支援事業</p> <p>[実施内容] ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に、日常生活上の援助を行うホームヘルパーや軽度生活援助員を派遣する</p> <p>[委託先] 社会福祉協議会・NPO・シルバー人材センター</p> <p>[委託金額] ホームヘルパー1時間：1,460円(年末年始1,960円)・軽度生活援助員1時間：800円</p> <p>[利用者負担額] * 生活保護被保護世帯 0円 * 生計中心者前年度所得税非課税世帯で11年度にヘルパー実績がある者 50円 * その他 160円</p> <p>[14年度予算]3,341,000円</p> <p>[14年度実績] 月平均利用者数14名 月平均利用回数88回 1回あたりの平均時間 1.8時間</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>
9. 生活管理指導員派遣事業	<p>生活管理指導員派遣事業</p> <p>必要に応じて相談員が訪問し、日常生活に関する相談や支援を行う。</p> <p>* 対象者 おおむね65歳以上の独居老人または高齢者世帯</p> <p>* 委託先 在宅介護支援センター 4か所</p> <p>* 委託金額 1件あたり4,140円</p> <p>* 14年度派遣回数 569件</p>		<p>高齢者生活支援事業</p> <p>[実施内容] ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に、生活管理指導員を派遣する。生活管理を必要とする高齢者に対して基本的な生活習慣を習得させるための日常生活に関する支援・指導を行う。</p> <p>[委託先]社会福祉協議会・NPO</p> <p>[委託金額] 生活管理指導員月あたり5,000円</p>	<p>合併時に各市町の現行事業を再編する。 委託先は在宅介護支援センターにこだわらず、適当と認められる法人に委託する。 委託金額については月あたり5,000円とする。</p>
10. 在宅老人慰問事業	<p>満65歳以上の独居老人とねたきり老人を対象に民生委員が年2回慰問を行う。</p> <p>[14年度予算] 1,155,000円</p> <p>[14年度実績] 7月 独居老人 2,290名 ねたきり老人 560名 12月 独居老人 2,422名 ねたきり老人 543名</p>			<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
11. 配食サービス事業	<p>配食サービス事業                      昼食を週6回（月曜日から土曜日まで）                      配達し、栄養のバランスと健康の保持を                      図るとともに安否の確認をおこなう                      [対象]                      おおむね65歳以上のひとり暮らしの方                      （病弱な高齢者世帯を含む）                      [委託先] 8事業者                      [個人負担金] 1食につき200円                      [委託金額] 1食につき650円                      [月平均利用者数] 691名                      [年延べ利用回数] 152,518回</p>	<p>老人給食サービス事業                      昼食を週5回（月曜日から金曜日までの                      希望する回数）配達し、栄養のバランス                      と健康の保持を図るとともに安否の確認                      をおこなう                      [対象]                      67歳以上のひとり暮らしで、所得税非                      課税の方                      [委託先] 1事業者                      [個人負担金] 1食につき250円                      [委託金額] 1食につき500円                      [月平均利用者数] 48名                      [年延べ利用回数] 5,156回</p>	<p>ひとり暮らし老人等配食サービス事業                      昼食を週7日配達し、栄養のバランスと                      健康の保持を図るとともに安否の確認を                      おこなう                      [対象]                      1. 70歳以上の老人のみで構成される                      世帯の方（昼間独居含む）                      2. 障害者（障害1級～3級または療                      育A、B）のみで構成される世帯の                      方                      3. 要支援以上の40歳～69歳までのひ                      たり暮らしの方                      [委託先]                      2事業者（社会福祉法人、民間の事業                      者）                      [個人負担金] 1食につき200円                      [委託金額] 1食につき650円                      [月平均利用者数] 152名                      [年延べ利用回数] 35,871回</p>	<p>合併時に各市町の現行事                      業を再編する。                      おおむね65歳以上のひ                      たり暮らしの方（病弱な                      高齢者世帯を含む）に昼                      食を原則週7日配達し、                      利用者の負担金は1食250                      円とする。事業者への委                      託金額は1食につき650円                      から利用者負担金を引い                      た400円とする。</p>
12. 訪問理美容サー ビス事業	<p>訪問理美容サービス事業                      在宅でねたきりの方に訪問理美容を行                      い、保健衛生の向上を図る。                      [対象者]                      おおむね65歳以上の在宅でねたきりの高                      齢者                      [交付枚数] 年6枚                      [実施理美容店]                      一宮理美容師会会員または愛知県理美                      容業生活衛生同業組合一宮支部加入店                      [14年度実績]                      *理美容委託金額                      1回あたり 3,700円                      *利用券交付者数 294名                      *総利用枚数 863枚                      *費用総額 3,193,000円</p>	<p>在宅要介護老人訪問理髪サービス事業                      在宅の要介護の方に訪問理美容を行                      い、保健衛生の向上を図る。                      [対象者]                      おおむね65歳以上で要介護1～5の在宅                      で外出困難の高齢者                      [交付枚数] 年4枚                      [実施理美容店]                      一宮理美容師会または木曾川町理美容福                      祉協力店会                      [14年度実績]                      *利用者負担1,000円                      *理美容助成金額                      1回あたり 2,700円                      *利用券交付者数 140名                      *総利用枚数 267枚                      *費用総額 720,900円</p>	<p>合併時に各市町の現行事                      業を再編する。                      対象者はおおむね65歳                      以上の在宅でねたきりの                      高齢者とし、年6回利用                      可能とする。利用者負担                      金を1回あたり1,000円と                      し、事業者への委託金額                      は1回あたり3,700円から                      利用者負担金を引いた                      2,700円とする。</p>	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
13. 単位老人クラブ補助金(1)	老人クラブ育成補助金 老人クラブの健全育成を図る [14年度予算] 6,120,000円 [14年度実績] 6,100,920円 (180円×33,894人)			新市において一定期間内に調整する。 補助金の内容及び金額について見直し、体系を整理する。
14. 単位老人クラブ補助金(2)	老人クラブ事業補助金 老人クラブの活動の促進を図る [14年度予算] 20,487,000円 [14年度実績] 20,207,040円 (3,880円×12月×老人クラブ総数434クラブ)	老人クラブ補助金 老人クラブ活動の育成を図る [14年度予算] 5,235,840円 [14年度実績] 5,184,000円 (4,320円×100クラブ×12月)	老人クラブ活動費補助金 15年度より会員割(1,200円×会員)と事業割(2,000円×指定した事業の月数)の合計	
15. 老人クラブ連合会補助金(1)	一宮市老人クラブ連合会事業補助金 老人クラブ連合会の活動の促進を図る [14年度予算] 2,836,000円 [14年度実績] 2,828,368円 (1連合会194,000円、会員数割72円×33,894人、特別事業194,000円)	老人クラブ連合会運営費補助金 老人クラブ連合会の活動の促進を図る [14年度予算] 1,469,000円 [14年度実績] 1,458,190円 {12,000円+(235円×6,154人)}	老人クラブ連合会活動費補助金 老人クラブ連合会の活動の促進を図る [14年度予算] 561,600円 [14年度実績] 561,600円 (1,300円×36クラブ×12月)	
16. 老人クラブ連合会補助金(2)	老人クラブ活動等事業補助金 老人クラブ連合会の活動の促進を図る [14年度予算] 1,858,000円 [14年度実績] 1,572,693円			



一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針																
17. 寝具洗濯乾燥サービス事業	<p>寝具洗濯乾燥サービス事業</p> <p>[対象] おおむね65歳以上の在宅ねたきり高齢者</p> <p>[実施回数] 年2回(7月、12月)</p> <p>[洗濯乾燥枚数] 1回あたり 布団3枚・毛布2枚以内</p> <p>[利用実績]</p> <table border="0"> <tr> <td>7月</td> <td>197名</td> <td>布団</td> <td>479枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>毛布</td> <td>343枚</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>160名</td> <td>布団</td> <td>357枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>毛布</td> <td>240枚</td> </tr> </table> <p>[総支出額] 1,253,912円</p>	7月	197名	布団	479枚			毛布	343枚	12月	160名	布団	357枚			毛布	240枚	<p>寝たきり老人等布団丸洗乾燥事業</p> <p>[対象] ひとり暮らしの65歳以上の方 寝たきり老人のいる高齢者世帯 家庭奉仕員派遣世帯</p> <p>[実施回数] 年6回 5. 11月丸洗乾燥消毒 7. 9. 1. 3月乾燥消毒</p> <p>[洗濯乾燥枚数] 1回あたり 4枚まで</p> <p>[利用実績] 実人員 56人 利用延人員 213人</p> <p>[総支出額] 546,080円</p>		<p>合併時に尾西市の事業に合わせる。 実施回数は年4回とする。</p>
7月	197名	布団	479枚																	
		毛布	343枚																	
12月	160名	布団	357枚																	
		毛布	240枚																	
18. 住民助け合い活動費補助金給付事業	<p>住民助け合い活動費補助金給付事業</p> <p>ボランティア及びNPO法人の行う在宅福祉サービスで、非営利活動に係る事業の実施に要する費用を補助する。</p> <p>* 対象法人 NPO法人 お達者くらぶ NPO法人 尾張福祉を考える会 まごころ</p> <p>* 補助額 活動対象軽費 (限度額年額 150,000円)</p> <p>* 活動内容 ミニデイサービス ボランティアでの移送サービス</p>		<p>住民参加型在宅福祉サービス助成事業</p> <p>法人格を有しないボランティア団体の行う在宅福祉サービスで、非営利活動に係る事業の実施に要する費用を補助する。</p> <p>* 対象団体 ほのぼの木曾川</p> <p>* 補助額 活動対象軽費 (限度額年額 240,000円)</p> <p>* 活動内容 ミニデイサービス ボランティアでの移送サービス</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。 ただし、現在補助している対象団体についてはその後も継続する。</p>																
19. 介護予防住宅改修費助成事業			<p>(内容) 介護保険で要支援・要介護状態に該当しない65歳以上75歳未満のみの世帯及び75歳以上の方が居る世帯に対して、居住する家屋内の転倒要因となりうる箇所の改修費の一部を助成する (助成額) 1世帯あたり54,000円を限度 (申請) 在宅介護支援センターに工事着工前に申請する</p>	<p>合併時に木曾川町の事業に合わせる。 ただし、対象者を介護保険で要支援・要介護状態に該当しない70歳以上の独居老人及び70歳以上の高齢者世帯とする。</p>																

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
20. 敬老会事業	<p>[目的] 9月に敬老会事業を地区ごとに開催し、多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝い豊かな老後の暮らしと明るい社会のまちづくりを目的とする</p> <p>[対象者] 満70歳以上の高齢者</p> <p>[委託先] 一宮市社会福祉協議会支会（16支会）</p> <p>[委託料] ①出演・講師謝礼及び会場設営費等 1支会1会場87,000円以内 ただし、西成支会は4会場に分かれ1会場当たり63,000円以内 ②事業費 1人当たり930円</p> <p>[14年度予算] 28,806,000円</p>	<p>[目的] 多年にわたり社会に貢献された老人に対して、日頃の労苦に感謝の意を表するとともにその長寿をお祝する。</p> <p>[対象者] 満75歳以上の高齢者</p> <p>[内容] 市民会館において1日午前、午後の2回の式典及びアトラクションを行う</p> <p>[14年度予算] 4,231,000円</p>	<p>[目的] 敬老の日を無事迎えられた方々に、日常では味わえない感動をイベントを通じて享受していただくとともに、友人との心のふれあいやコミュニケーションを持っていただくことにより、生きがいへの高揚とあふれる活力を養い長寿社会へ寄与することを目的とする</p> <p>[対象者] 満70歳以上の高齢者</p> <p>[委託先] 木曾川町社会福祉協議会</p> <p>[委託料] 出演者謝礼及び会場設営費等 平成15年度予算 5,000,000円</p> <p>「会場」 木曾川町総合福祉体育館</p> <p>「送迎」 大型バスにより送迎</p>	<p>新市において一定期間内に調整する。</p>
21. 老人無料入浴事業	<p>老人無料入浴事業 高齢者の健康増進のため、満65歳以上の希望者に、年17回市内の公衆入浴場に無料で入浴できる利用券を配布</p> <p>[対象] 満65歳以上</p> <p>[利用浴場] ①松降浴場、②長良浴場、③四ツ谷浴場、④はなぞの浴場、⑤杉戸浴場、⑥浜湯、⑦花岡浴場、⑧殿町浴場、⑨はいから温泉、⑩龍美湯、⑪奥の湯、⑫桜湯</p> <p>[総利用枚数] 112,781枚 [費用総額] 36,089,920円</p>	<p>(参考事業) ゆうゆうのやかた 平成15年10月1日から市内在住の70歳以上の高齢者を対象に無料の日を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場無料の日 毎週火曜日から金曜日まで(祝休日を除く)</li> <li>・入場に必要なもの ゆうゆうのやかた発行の確認済証</li> </ul>	<p>老人無料入浴助成事業 65歳以上の高齢者の健康増進と互いの交歓を深めることを目的に、無料で公衆浴場に入浴(毎月5日・15日・25日)できる事業を実施する公衆浴場業者に対して助成する</p> <p>[助成対象者] 愛知県公衆浴場業環境衛生同業組合加入の公衆浴場</p> <p>[対象浴場] 松の湯、玉ノ井湯</p> <p>[利用実績人数] 1,969人 [助成額] 360,000円を限度に助成</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>



一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
22. 基幹型在宅介護支援センター			<p>木曾川町基幹型在宅介護支援センター (内容)</p> <p>ア. 地域ケアの総合調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議の開催・運営</li> <li>・地域福祉ネットワーク会議の開催・運営</li> <li>・介護支援連絡会議の開催・運営</li> <li>・老人ホーム入所判定委員会を開催・運営</li> </ul> <p>イ. 介護予防事業・生活支援事業の企画・運営</p> <p>ウ. 要介護高齢者等の心身状況及びその家族等の情報を集約</p> <p>エ. 地域型支援センターと連携し、在宅介護の方法等について指導助言する</p> <p>オ. 介護保険サービスや保健福祉サービスの情報提供及び在宅介護等の相談</p> <p>(実施施設) 保健センターに設置し、保健長寿課の職員が担当する</p> <p>地域ケア会議について (目的) 要介護となるおそれのある高齢者及び要介護高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービス及び地域ケアの総合調整を行う</p> <p>(実施主体) 木曾川町基幹型在宅支援センター (会議)</p> <p>1. 地域ケア会議 高齢者を対象とした「地域のより良いケア」＝「安心して健康に暮らせるまちづくり」を目指し、まちづくりの意義や方法について話し合いを進めながら、地域ケアの総合調整を担う責任者レベルの会議・実務者レベルの会議</p> <p>2. 専門会議 (1) 地域福祉ネットワーク会議 住民が参加して住民主体の行動計画を作成したり、安心して健康に暮らせるまちづくり事業の具体化作業をする</p>	<p>合併時に木曾川町の事業に合わせる。 設置場所については合併時まで調整する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
			<p>(2) 介護支援連絡会議            居宅介護支援事業者が要介護者等の多様なニーズに対応し、個々の高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するための研究・支援・調整を行う</p> <p>(3) 老人ホーム入所判定委員会            養護老人ホームの入所措置の要否の判定を行う</p> <p>地域福祉ネットワーク会議について            (目的)            高齢者を対象とした「地域のより良いケア」＝「安心して健康に暮らせるまちづくり」のために住民の代表が参加して住民主体の行動計画を作成する。また、安心して暮らせる町づくり事業を実施する。</p> <p>(開催)            毎月第3木曜日の午前に基幹型在宅介護支援センターが召集</p> <p>(構成員)            地域ケア会議の担当職員および地域住民・住民のボランティア団体・民生委員・社会福祉協議会・シルバー人材センター・老人福祉施設を運営する社会福祉法人など約29人</p> <p>地域福祉と町民の集いについて            (内容)            木曾川町（基幹型支援センター）と地域福祉ネットワーク会議との共催により平成13・14年度実施平成15年度は、住民による介護劇・活動報告・シンポジウム「地域でいつまでも安心して過ごすために～みんなでサロンをつくりませんか～」を実施</p> <p>シンポジウムの講師            高浜市長・木曾川町長・映画「折り梅」の原作者・宅老所を立ち上げた方・福祉大教授</p> <p>14年度 193人の参加</p>	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
23. 敬老金支給事業		<p>[対象者・金額]</p> <p>満80、85歳 5,000円  満90歳 10,000円  満95歳 20,000円  民生委員を通じて支給</p> <p>[平成14年度実績]</p> <p>3,165,000円</p> <p>80歳 243人 1,215,000円  85歳 166人 830,000円  90歳 84人 840,000円  95歳 14人 280,000円</p>	<p>[対象者・金額]</p> <p>満80～84歳 2,000円  満85歳以上 3,000円  民生委員を通じて支給</p> <p>[平成14年度実績]</p> <p>2,531,000円</p> <p>80～84歳 553人 1,106,000円  85歳以上 475人 1,425,000円</p>	合併時に事業を廃止する。
24. 高齢者慰問事業	<p>数え100歳以上の高齢者宅へ9月に市長が訪問し長年の慰労に対しお祝い品を贈る</p> <p>[祝品]</p> <p>全国百貨店共通商品券  (25,000円相当)</p> <p>[平成14年度実績]</p> <p>25,000円×34人=850,000円</p>	<p>1. 数え100歳以上の高齢者宅へ9月に市長が訪問し長年の慰労に対しお祝い品を贈る</p> <p>[祝品]</p> <p>記念品 (5,000円相当)  祝い菓子 (1,500円相当)</p> <p>[平成14年度実績]</p> <p>6,500円×10人=65,000円</p> <p>2. 満百歳到達者に対し誕生日に市長が訪問し記念の金メダルを贈る</p> <p>[祝品]</p> <p>金メダル (70,000円相当)</p> <p>[平成14年度実績]</p> <p>70,000円×4人=280,000円</p>	<p>満95歳以上の高齢者宅へ9月に町長が訪問し、長年の慰労に対し敬老金とお祝い品を贈る</p> <p>[祝品]</p> <p>タオルケット (4,200円)</p> <p>[平成14年度実績]</p> <p>4,200円×25人=105,000円</p>	合併時に一宮市の事業に合わせる

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
25. 養護老人ホーム 歳末慰問金支給 事業	養護老人ホーム入所者に対して歳末慰問金を支給。 1. 対象者 1 1月1日在所者で引き続き12月1日現在も在所している者 2. 金額 2,000円 3. 実績（14年度） 施設数 4施設 対象者数 78人 2,000円×78人=156,000円			合併時に事業を廃止する。

## 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 福祉分科会

協 議 項 目	高齢者福祉事業
先進事例	<p>さいたま市（平成13年5月1日新設合併）                      高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めるものとする。</p> <p>静岡市（平成15年4月1日新設合併）                      市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。                      ・高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし、両市独自のサービスは、統合再編し充実に努めるものとする。</p> <p>山口市（平成15年4月1日新設合併）                      （1）国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整する。                      （2）各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、市域全体で実施するよう新市において調整する。                      （3）高齢福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施する。</p> <p>新発田市（平成15年7月7日編入合併）                      ア 高齢者紙おむつ支給事業については、新発田市の制度を適用する。ただし、豊浦町の制度適用者で合併時に入院中の者については、退院まで対象とする。                      イ 寝たきり老人寝具無料乾燥事業については、新発田市の制度を適用する。ただし、豊浦町において、合併前に所得税課税世帯で制度を適用している者については、継続して対象とする。</p> <p>ウ 豊浦町の居宅介護支援事業については、廃止する。                      エ 緊急通報装置設置事業については、豊浦町の制度を適用する。                      オ 生きがい対策推進事業については、新発田市の制度を適用する。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。                      カ 地域ふれあいルーム事業について、豊浦町の制度は、当分の間、現行どおりとする。合併後は、豊浦地区のふれあいルームの増設を図り、新発田市の制度に移行する。</p> <p>キ 豊浦町のほうづきの里の運営については、合併後、新市が新発田市社会福祉協議会に委託する。                      ク デイサービスセンターの運営については、新発田市の制度を適用する。ただし、豊浦町デイサービスセンターの運営方法は、現行どおり新市に引き継ぎ、新発田市社会福祉協議会に事業委託する。                      ケ 敬老会開催事業については、新発田市の制度を適用する。ただし、豊浦地区については周辺地区扱いとし、対象年齢については、豊浦町の現行の経過措置を適用し、段階的に引き上げ、平成19年度に統一する。</p> <p>コ 敬老祝金品等贈呈事業について、合併時、両市町の制度は、現行どおりとする。なお、合併後、新市において新制度を検討する。                      サ 単位老人クラブ助成金については、新発田市の制度を適用する。ただし、当分の間、豊浦町の単位老人クラブに対する助成金は、現行の助成額を下回らないように配慮する。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 福祉分科会

協議項目	児童福祉事業			
調整方針（案）	(1) 単独の遺児手当については、合併時に尾西市の制度に統一する。 (2) 子ども会育成事業の連絡協議会については、合併後速やかに統合に向け協議を進め、補助金等についても調整を図ることとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 遺児手当（単）	1. 目的 父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母に代わってその児童を養育している人の福祉を図るため。 2. 受給資格 ・離婚・死別などにより、母子家庭（これに準ずる家庭）において児童を扶養している方 ・児童が18歳に到達した年度末まで 3. 手当の額（月額） ・所得制限限度額未満 児童1人 1,500円 ・所得制限限度額以上 児童1人 1,000円	1. 目的 父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母に代わってその児童を養育している人の福祉を図るため。 2. 受給資格 ・離婚・死別などにより、母子家庭（これに準ずる家庭）において児童を扶養している方 ・児童が18歳に到達した年度末まで ・所得が一定額以下であること 3. 手当の額（月額） ・所得制限限度額未満 児童1人 2,000円	1. 目的 父母が離婚したり障害の状況等ある児童の健全な育成及びその福祉の増進を図るため。 2. 受給資格 ・父母が離婚したり障害の状態等にある児童を監護している父母又は養育をしている方 ・児童が15歳に到達した年度末まで 3. 手当の額（月額） ・所得制限無 児童1人 2,000円	合併時に尾西市の制度に合わせる。
2. 遺児入学卒業祝金	1. 目的 父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母に代わってその児童を養育している人の福祉を図るため。 2. 受給資格 ・離婚・死別などにより、母子家庭（これに準ずる家庭）において児童を扶養している方 ・小学校、中学校に入学する遺児又は中学校を卒業する遺児 3. 祝金の額 遺児1人につき 10,000円			合併時に一宮市の事業に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
<p>3. 児童福祉施設歳末慰問</p>	<p>1. 目的 児童福祉施設に入所している児童に対し、歳末慰問金を支給することにより生活の安定を図り、児童の健全な育成に資する。</p> <p>2. 支給要件 ・児童福祉施設(保育所、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設及びいずみ学園を除く。)に現に入所し、かつ、当該児童福祉施設への入所措置が採られた時点において、一宮市内に住所を有している児童(里親に預けられている児童を除く。)であること。</p> <p>3. 慰問金の額 児童1人につき 2,000円</p>			<p>合併時に事業を廃止する。</p>
<p>4. 児童保護施設措置児給付金</p>	<p>1. 目的 児童福祉施設に入所している児童にかかわる児童措置費負担の軽減を図るため、児童措置費負担金納付義務者に対し児童保護施設措置児給付金を支給し、家庭における生活を安定させ、児童の健全な育成に資する。</p> <p>2. 受給資格要件 児童福祉施設(保育所、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設を除く。)に入所している児童の措置費負担金を納付した者で、給付金の支給月現在市内に居住している者</p> <p>3. 給付金の額 ・知的障害児施設 児童1人あたり、措置費負担金納付済月額が1,000円以上の場合、納付済月額に0.3を乗じた額。(10円未満切捨て)</p>			<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>但し、その額が1,000円未満の場合は、1,000円</p> <p>・上記以外の施設</p> <p>児童1人あたり、措置費負担金の納付済月額が1,000円以上の場合は、1,000円</p> <p>但し、措置費負担金の納付済月額が1,000円未満の場合は児童1人あたり、当該月額と同額</p>			
<p>5. 放課後児童健全育成</p>	<p>1. 目的 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年の児童に保育施設を提供し、家庭的な明るい環境の中で児童を心身ともに健やかに育成する。</p> <p>2. 施設 (1)16児童館(社会福祉事業団に委託) (2)13児童クラブ(運営委員会に委託) 葉栗北・浅野・西成東・丹陽西・浅井南・今伊勢西・万葉・末広・瀬部・丹陽南・赤見・千秋南・手をつなぐ子ら</p> <p>3. 保育日時 月曜日～土曜日 (1)・通常日 13時～19時まで ・学校休業日 8時15分～19時まで (2)・通常日 13時～18時まで ・学校休業日 8時30分～18時まで</p> <p>4. 定員 (6児童館)55名 (1児童クラブ) 8名 (1児童館)50名 (1児童クラブ)25名 (6児童館)40名 (8児童クラブ)30名 (3児童館)35名 (3児童クラブ)36名</p> <p>5. 指導員 児童30名以下 2人 児童31名以上 3人</p>	<p>1.目的 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に生活の場と安全を保障し、心身ともに健やかに育成する。</p> <p>2.施設 (1)5児童館 (2)1児童クラブ(大徳小学校余裕教室)</p> <p>3. 保育日時 月曜日～金曜日 (1)・通常日 13時30分～18時まで ・学校休業日 9時～18時まで (2)同上</p> <p>4.定員 5児童館 各50名 1児童クラブ 30名</p> <p>5.指導員 児童50人 4人 児童30人 2人</p>	<p>1. 目的 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年の児童に保育施設を提供し、家庭的な明るい環境の中で児童を心身ともに健やかに育成する。</p> <p>2. 施設 ・3児童館</p> <p>3. 保育日時 ・月曜日～金曜日 ・通常日 13時～18時30分まで ・学校休業日 7時30分～18時30分まで</p> <p>4. 定員 3児童館 各70名</p> <p>5. 指導員 各5人</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>①開設曜日は、原則、月曜日～土曜日(ただし、余裕教室利用分については月曜日～金曜日)とする。</p> <p>②児童館の保育時間については13:00～19:00とし、学校休業日は7:30～19:00とする。児童クラブの保育時間については13:00～18:00、学校休業日は8:30～18:00とする。(ただし、余裕教室利用分については現行のとおりとする。)</p>



## 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
6. 子ども会育成事業	<p>1. 目的 子ども会を育成指導し、活発な運営を促す。</p> <p>2. 組織 (一宮市児童育成連絡協議会)   (連区児童育成協議会)   (単位子ども会)</p> <p>3. 子ども会数 連区協議会 16団体 単位子ども会 544団体</p> <p>4. 事業内容(連絡協議会) ①新年子ども会大会 ②子ども会指導者研修会 ③指導部長・安全指導委員研修会 ④「指導者だより」の発行等</p> <p>5. 補助金等について ・連絡協議会委託金 平成14年度実績額 12,939,608円 ・単位子ども会補助金 平成14年度実績額 7,468,000円 【補助基準】 会員数7人以下(35団体) 3,800円 会員数8人～14人(40団体) 7,500円 会員数15人以上(469団体) 15,000円</p>	<p>1. 目的 子ども会活動を指導・援助することによって、子どもたちの異年齢児集団での活動を保障し、健全育成の一助とする。</p> <p>2. 組織 (尾西市子ども会育成連絡協議会)   (地区子ども会育成連絡会)   (単位子ども会)</p> <p>3. 子ども会数 地区連絡会 5団体 単位子ども会 74団体</p> <p>4. 事業内容(連絡協議会) ①子ども祭り ②少年リーダー研修会 ③指導者講習会 ④「市子連だより」の発行等</p> <p>5. 補助金等について ・連絡協議会補助金 平成14年度実績額 600,000円 ・単位子ども会補助金 平成14年度実績額 1,315,000円 【補助基準】 50人以下(44団体) 15,000円 51人～100人(22団体) 20,000円 101人～150人(5団体) 25,000円 151人～200人(3団体) 30,000円</p>	<p>1. 目的 子どもが、自らの力で民主的組織を構成し、集団生活を通じて子どもの生活経験を豊かにし、自主性、社会性、創造性を高め、はっきりした表現力と民主的態度を養い、生活に直結した判断力、自制力を育て、みんなで考え合い、積極的にみんなの為に働く実践力を育て、楽しい遊びスポーツ活動、奉仕活動を通じ、心身共にすこやかで規律を守り互いに協力する態度を育てる目的とする。</p> <p>2. 組織 (木曾川町子ども会連絡協議会)   (ブロック子ども会)   (単位子ども会)</p> <p>3. 子ども会数 ブロック子ども会 9団体 単位子ども会 39団体</p> <p>4. 事業内容(連絡協議会) ①子ども会大会 ②研修会 ③親子運動会 ④親子ふれあい映画会等</p> <p>5. 補助金等について ・連絡協議会委託金 平成14年度実績額 2,703,000円 ・単位子ども会補助金 平成14年度実績額 1,404,000円 【補助基準】 1団体15,000円+450円×会員数</p>	<p>連絡協議会については、合併後速やかに統合に向け協議を進め、補助金等についても調整を図ることとする。</p>

## 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 福祉分科会

協 議 項 目	児童福祉事業
先進事例	<p>さいたま市（平成13年5月1日新設合併）            児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。            子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めるものとする。</p> <p>新発田市（平成15年7月7日編入合併）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊浦町の母子手当制度については、廃止する。              ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。</li> <li>・第3子以降誕生奨励事業については、新発田市の制度を適用する。              ただし、合併時、豊浦町の児童扶養手当制度の適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。</li> </ul>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 福祉分科会

協議項目	保育事業			
調整方針(案)	(1) 保育料については、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曾川町については経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。 (2) 保育時間については、市民サービスの観点から公立の保育所について尾西市、木曾川町の保育時間を見直し、一宮市の制度に合わせる。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 保育所	1. 保育所数及び定員 ・公立 35カ所 定員4,895人 ・私立 12カ所 定員1,650人 2. 保育料 別添資料1 3. 保育時間 (公立12カ所) 月～金 7:30～19:00 土 7:30～17:00 (公立23カ所) 月～金 8:00～18:00 土 8:00～13:00 (私立)各園により若干の差異有 月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00 4. 入所基準 (1) 外で働いている方 (2) 内職をしている方 (3) 自営業を営む方(手伝いを含む) (4) 農業を営む方(手伝いを含む) (5) 出産前後の方 (6) 病気で治療中の方(通院・入院) (7) 障害のある方 (8) 家族の病人等の看護に当たっている方 5. 延長保育 ・公立12カ所、私立10カ所で実施 ・利用料は利用1回につき100円 6. 保育料等の徴収方法 原則、口座振替	1. 保育所数及び定員 ・公立 11カ所 定員1,410人 ・私立 1カ所 定員 60人 2. 保育料 別添資料2 3. 保育時間 (公立4カ所) 月～金 7:30～19:00 土 7:30～14:00 (公立7カ所) 月～金 7:30～18:00 土 7:30～14:00 (私立1カ所) 月～金 7:30～18:00 土 7:30～14:00 4. 入所基準 (1) 外で働いている方 (2) 内職をしている方 (3) 親のいない家庭 (4) 親が出産前後、病気等の方 (5) 病人等の看護をしている方 (6) 家庭の災害の場合 5. 延長保育 ・全園で実施 ・利用料は利用実績に関らず、 17時から18時までは月額2,000円 17時から19時までは月額3,000円 6. 保育料等の徴収方法 集金袋での集金	1. 保育所数及び定員 ・公立 8カ所 定員930人 2. 保育料 別添資料3 3. 保育時間 (公立3カ所) 月～金 7:30～18:30 土 7:30～13:00 (公立5カ所) 月～金 8:00～17:15 土 8:00～13:00 4. 入所基準 (1) 外で働いている方 (2) 内職をしている方 (3) 自営業を営む方(手伝いを含む) (4) 農業を営む方(手伝いを含む) (5) 出産前後の方 (6) 病気で治療中の方(通院・入院) (7) 障害のある方 (8) 家族の病人等の看護に当たっている方 5. 延長保育 ・公立3カ所で実施 ・利用料は利用実績に関らず、 月額1,000円 6. 保育料等の徴収方法 原則、口座振替	合併時に一宮市の事業に合わせる。 ①保育料については、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曾川町については経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。(別添資料5) ②保育時間については、市民サービスの観点から公立の保育所について尾西市、木曾川町の保育時間を見直し、一宮市の制度に合わせる。 ③延長保育の利用料については、利用実績1回につき100円徴収の一宮市方式とする。 ④尾西市の現金徴収方式を見直し、口座振替とする。

## 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
2. 乳児保育事業	実施園及び受入れ年齢 (公立) 10カ月以上児より 2カ所 (私立) 産休明け児より 9カ所 4カ月児より 1カ所 6カ月児より 1カ所 8カ月児より 1カ所	実施園及び受入れ年齢 (公立) 6カ月以上児より 5カ所 (私立) 6カ月以上児より 1カ所	実施園及び受入れ年齢 (公立) 8カ月以上児より 1カ所	公立の乳児保育実施園30園のうち、旧一宮地区で2園、旧尾西地区で5園、旧木曾川地区で1園については合併時に6カ月以上児より受け入れる。
3. 一時保育事業	1. 実施園 (公立) 4カ所 (私立) 7カ所 2. 利用料 4歳以上児 700円 3歳児 800円 3歳未満児 1,800円		1. 実施園 (公立) 1カ所 2. 利用料 3歳以上児 1,000円 3歳未満児 2,000円	合併時に一宮市の制度に合わせる。
4. 障害児保育事業	1. 対象者 3歳以上児で中軽度までの障害児 2. 実施園及び定員 (公立) 一色保育園 8人 葉栗保育園 8人 西成保育園 8人 赤見保育園 12人 浅井中保育園 8人 中島保育園 8人 千秋北保育園 8人 (私立) 7カ所 各8人  *一宮市障害児保育審査会で入所児童を決定する。	1. 対象者 3歳以上児で中軽度までの障害児 2. 実施園及び定員 ・ 中度 (指定園) 東五城保育園 8人 北今保育園 8人 ・ 軽度 公立の全保育園  *入退所審査委員会で入所児童を決定する。	1. 対象者 3歳以上児で中軽度までの障害児 2. 実施園及び定員 東保育園 10人  *木曾川町障害児保育指導委員会で入所児童を決定する。	新市において一定期間内(3年間)に調整する。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 福祉分科会

協議項目	保育事業
先進事例	<p>西東京市（平成13年1月21日新設合併） 新市で統一した運用が図れるよう調整する。</p> <p>廿日市市（平成15年3月1日編入合併）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育内容については、廿日市市の例による。ただし、保育終了時間については、佐伯町の例による。</li> <li>・保育料については、3市町村のバランスと保育事業における財源への影響に留意しながら、新たな保育料を設定するものとする。なお、月の途中における入退園の場合の保育料計算方法については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から日割計算の方法に統一する。</li> </ul> <p>新居浜市（平成15年4月1日編入合併） 別子山村の保育所については、地域性を考慮し新居浜市のへき地保育所として引き継ぐものとし、保育料については、当面、月額4,000円とする。</p> <p>山口市（平成15年4月1日新設合併）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料については、美山町の例による。ただし、同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合の第2子及び第3子以降については高富町の例による。なお、新市の保育料は、国の徴収金基準額を参考に段階的に改定を図るものとする。</li> <li>・延長保育料は、高富町の例による。</li> </ul> <p>新発田市（平成15年7月7日編入合併）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料については、平成16年度は、両市町それぞれの保育料を適用し、平成16年度から新発田市の階層区分に統一する。ただし、経過措置として、増額となる階層については、平成16年度から17年度にかけて階層間の増額差額を、2分の1ずつ段階的に引き上げる。なお、同一世帯から2人以上入園している場合の減額措置については、3人目以降の料金を、平成16年度から無料とする。</li> <li>・延長保育については、合併時、新制度を適用する。利用料については、豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。</li> <li>・一時保育については、新発田市の制度を適用する。ただし、利用料については豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。</li> <li>・保育園通園バス支援事業については、合併時、両市町の制度は、現行どおりとし、合併後、新市で調整する。</li> </ul>

一宮市保育所入所負担金徴収額表

別添資料1

( 単位 円 )

所得税及び市町村民税 の課税額等による区分			階層 区 分	基準額 ( 月 額 )			
				4歳以上児	3歳児	3歳未満児	
生活保護世帯			A	0	0	0	
前 年 分 の 所 得 税	非課税世帯	母子・障害者世帯等	B 0	0	0	0	
		前年度分の市町村民税非課税世帯	B 1	1,400	1,400	2,000	
	課税世帯	母子・障害者世帯等	C 0	5,100	5,100	7,600	
		均等割のみの世帯	C 1	5,600	5,600	8,200	
		所得割 課税額	5,000円未満の世帯	C 2	6,800	6,800	9,400
			5,000円以上の世帯	C 3	8,400	8,400	10,800
前 年 分 の 所 得 税	3,000円未満の世帯		D 1	10,300	10,300	13,000	
	3,000円以上	10,000円未満の世帯	D 2	12,000	12,000	15,200	
	10,000円以上	17,000円未満の世帯	D 3	14,600	14,600	18,000	
	17,000円以上	50,000円未満の世帯	D 4	16,600	17,400	23,800	
	50,000円以上	80,000円未満の世帯	D 5	17,600	19,200	29,400	
	80,000円以上	110,000円未満の世帯	D 6	18,700	20,300	34,500	
	110,000円以上	140,000円未満の世帯	D 7	20,100	21,700	37,900	
	140,000円以上	170,000円未満の世帯	D 8	20,200	21,800	40,900	
	170,000円以上	200,000円未満の世帯	D 9	20,200	21,800	43,700	
	200,000円以上	290,000円未満の世帯	D10	20,400	22,000	44,900	
	290,000円以上	510,000円未満の世帯	D11	20,400	22,000	45,600	
	510,000円以上の世帯		D12	20,400	22,000	45,800	

《同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の保育所入所負担金》

100円未満切り捨て

階層区分	対象児童	負担金額
B1～D5階層に属する世帯	ア)一番年上の児童	徴収基準額
	イ)ア以外の児童のうち徴収基準額の低い児童	徴収基準額×0.5
	ウ)上記ア.イ以外の児童	徴収基準額×0.1
D6～D12階層に属する世帯	ア)一番年下の児童	徴収基準額
	イ)ア以外の児童のうち徴収基準額の高い児童	徴収基準額×0.5
	ウ)上記ア.イ以外の児童	徴収基準額×0.1

\* 保育料決定の所得税の額を計算する場合、配当控除・住宅取得特別控除・外国税額控除・特別減税は適用しません。

\* 入所児童3人以上の世帯は、保育料の減免申請をすることによって、2人分以外の保育料が無料になります。(取扱要領による) 詳しくは、市子育て支援課庶務係までお問合せください。

# 尾西市保育料基準額表

別添資料 2

(単位：円)

		3歳以上児			3歳未満児			
		固 定 資 産 税 額						
		非課税	～ 50,000	50,001 ～	非課税	～ 50,000	50,001 ～	
市        民       税       額	生活保護	0	0	0	0	0	0	
	非課税	母子等	0	0	0	0	0	0
			5,000	10,000	15,000	8,000	23,000	35,000
		～ 5,000	9,000	14,000	19,000	15,000	30,000	42,000
		5,001 ～ 10,000	12,000	17,000	22,000	20,000	35,000	45,000
		10,001 ～ 20,000	14,000	19,000	24,000	25,000	40,000	50,000
		20,001 ～ 40,000	16,500	21,500	25,000	30,000	45,000	50,000
		40,001 ～ 80,000	19,500	24,500	25,000	38,000	50,000	50,000
		80,001 ～ 160,000	23,000	25,000	25,000	46,000	50,000	50,000
	160,001 ～	25,000	25,000	25,000	50,000	50,000	50,000	

(注) 同一世帯から2人以上の児童が入園している場合、保育料は、年齢の高い順に1人目はその保育料の全額、2人目は2分の1、3人目以降は10分の1とする。

木曾川町保育所運営費徴収金(保育料)額表

別添資料3  
乳児

世帯の課税区分		固定資産税	0円	1円以上 20,000円未	20,000円以上	60,000円以上
			0	1	2	3
生活保護法による被保護世帯		A	0	0	0	0
町 民 税	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	B	1,540	2,540	4,500	6,800
	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの世帯	C1	5,480	5,780	6,920	9,240
	前年度分の市町村民税のうち所得割がある世帯	C2	7,700	7,820	8,920	11,280
所 得 税	1円以上 15,000円未満	D1	10,480	10,900	11,320	13,300
	15,000円以上 30,000円未満	D2	12,220	12,520	12,840	14,720
	30,000円以上 60,000円未満	D3	16,240	16,860	17,500	20,080
	60,000円以上 90,000円未満	D4	18,620	19,160	20,420	22,980
	90,000円以上 120,000円未満	D5	23,860	24,100	25,200	27,480
	120,000円以上 150,000円未満	D6	26,460	27,580	29,040	32,040
	150,000円以上 180,000円未満	D7	29,120	30,040	31,400	34,260
	180,000円以上 210,000円未満	D8	35,340	36,200	37,520	40,200
	210,000円以上 430,000円未満	D9	42,580	43,080	44,060	46,100
	430,000円以上	D10	47,080	47,080	47,080	47,080

3歳児

世帯の課税区分		固定資産税	0円	1円以上 20,000円未	20,000円以上	60,000円以上
			0	1	2	3
生活保護法による被保護世帯		A	0	0	0	0
町 民 税	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	B	1,100	1,720	3,900	5,340
	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの世帯	C1	4,120	5,320	6,220	8,260
	前年度分の市町村民税のうち所得割がある世帯	C2	6,000	7,000	7,780	9,340
所 得 税	1円以上 15,000円未満	D1	8,780	9,180	9,580	11,420
	15,000円以上 30,000円未満	D2	9,640	9,880	10,820	12,700
	30,000円以上 60,000円未満	D3	12,880	13,040	13,200	15,140
	60,000円以上 90,000円未満	D4	13,900	14,260	14,640	16,400
	90,000円以上 120,000円未満	D5	15,200	15,460	15,720	17,480
	120,000円以上 150,000円未満	D6	16,080	16,400	16,700	18,340
	150,000円以上 180,000円未満	D7	17,260	17,460	17,660	19,220
	180,000円以上 210,000円未満	D8	19,000	19,340	19,660	19,970
	210,000円以上 430,000円未満	D9	19,970	19,970	19,970	19,970
	430,000円以上	D10	19,970	19,970	19,970	19,970

4・5歳児

世帯の課税区分		固定資産税	0円	1円以上 20,000円未	20,000円以上	60,000円以上
			0	1	2	3
生活保護法による被保護世帯		A	0	0	0	0
町 民 税	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	B	1,100	1,720	3,900	5,340
	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの世帯	C1	4,120	5,320	6,220	8,260
	前年度分の市町村民税のうち所得割がある世帯	C2	6,000	7,000	7,780	9,340
所 得 税	1円以上 15,000円未満	D1	8,780	9,180	9,580	11,420
	15,000円以上 30,000円未満	D2	9,640	9,880	10,820	12,700
	30,000円以上 60,000円未満	D3	12,060	12,260	12,480	14,140
	60,000円以上 90,000円未満	D4	13,100	13,320	13,600	15,000
	90,000円以上 120,000円未満	D5	14,180	14,500	14,820	16,180
	120,000円以上 150,000円未満	D6	15,480	15,540	15,660	16,720
	150,000円以上 180,000円未満	D7	16,480	16,960	17,120	17,240
	180,000円以上 210,000円未満	D8	17,520	17,740	18,100	18,100
	210,000円以上 430,000円未満	D9	18,100	18,100	18,100	18,100
	430,000円以上	D10	18,100	18,100	18,100	18,100

備考

1. 児童の属する世帯の内、「母子家庭等」と認定された世帯の内、B-0・B-1階層と認定された場合には0円とする。
  2. 2人以上入園の場合B～D4階層までは、最も徴収基準額が低い児童には規定額、次に低い児童は半額、それ以外の児童については9割軽減、D5～D10階層(72万円未満)までは、最も徴収額が高い児童には規定額、次に高い児童は半額、それ以外の児童については9割軽減とし、D10階層(72万円以上)については、最も徴収基準額が高い児童は規定額、それ以外については4分の3とする。
  3. 保育料は入園時の年齢により算定する。ただし、4月1日の年齢で保育の実施を希望される場合は、その年齢の保育料とする。
- ※ 保育料算定に係る所得税には住宅取得控除は反映されません。



## 2市1町の現行保育料の比較

## 例1

35歳(夫)会社勤めで年収600万円、32歳(妻)パートで月5万円、子ども2人の4人世帯で、築3年の一般的な分譲住宅(固定資産税120,000円)を所有の場合の保育料はただし、子ども1人は小学生とし、入所児童は3歳とする。

		計算根拠	
一宮市基準	21,800円	給与所得	4,260,000円
尾西市基準	25,000円	配偶者控除	380,000円
木曽川町基準	18,340円	配特控除	380,000円
		扶養控除	760,000円
		生保控除	50,000円
		社保控除	500,000円
		基礎控除	<u>380,000円</u>
		控除計	2,450,000円
		所得税	144,800円
		市民税	56,100円

## 例2

35歳(夫)会社勤めで年収500万円、32歳(妻)会社勤めで年収300万円、子ども2人の4人世帯で、築3年の一般的な分譲住宅(固定資産税120,000円)を所有の場合の保育料はただし、子ども1人は小学生とし、入所児童は3歳とする。

		計算根拠	
一宮市基準	22,000円	夫 給与所得	3,460,000円
尾西市基準	25,000円	妻	1,920,000円
木曽川町基準	19,970円	扶養控除	760,000円
		生保控除	50,000円
		社保控除	400,000円
		基礎控除	<u>380,000円</u>
		控除計	1,590,000円
		所得税	149,600円
		市民税	53,300円
			50,000円
			300,000円
			380,000円
			730,000円
			95,200円
			32,000円

## 例3

35歳(夫)自営業で、所得税0円、妻(非課税の専従者)、子ども2人の4人世帯で、築3年の一般的な分譲住宅(固定資産税120,000円)を所有の場合の保育料はただし、子ども1人は小学生とし、入所児童は3歳とする。

一宮市基準	8,400円	所得割課税あり	5,000円と仮定
尾西市基準	19,000円		
木曽川町基準	9,340円		

**例4**

35歳（夫）会社勤めで年収480万円、32歳（妻）パートで月5万円、子ども2人の4人世帯で、土地を所有し、築35年の住宅に居住（固定資産税を18,000円とする）する場合の保育料は

ただし、子ども1人は小学生とし、入所児童は3歳とする。

計算根拠				
一宮市基準	19,200円	給与所得	3,300,000円	所得税 68,000円
尾西市基準	21,500円	配偶者控除	380,000円	市民税 29,200円
木曽川町基準	14,260円	配特控除	380,000円	
		扶養控除	760,000円	
		生保控除	50,000円	
		社保控除	500,000円	
		<u>基礎控除</u>	<u>380,000円</u>	
		控除計	2,450,000円	

**例5**

35歳（夫）会社勤めで年収380万円、32歳（妻）内職で月3万円、子ども2人の4人世帯で、土地を所有し、築25年の住宅に居住（固定資産税を45,000円とする）場合の保育料は  
ただし、子ども1人は小学生とし、入所児童は3歳とする。

計算根拠				
一宮市基準	12,000円	給与所得	2,500,000円	所得税 4,000円
尾西市基準	17,000円	配偶者控除	380,000円	市民税 10,000円
木曽川町基準	9,580円	配特控除	380,000円	
		扶養控除	760,000円	
		生保控除	50,000円	
		社保控除	500,000円	
		<u>基礎控除</u>	<u>380,000円</u>	
		控除計	2,450,000円	

**例6**

35歳（夫）自営業で所得税、市民税とも非課税、32歳（妻）非課税の専従者、固定資産税も非課税の場合の保育料は

ただし、子ども1人は小学生とし、入所児童は3歳とする。

一宮市基準	1,400円
尾西市基準	5,000円
木曽川町基準	1,100円

木曾川町保育料調整案 (H17~H19)

別添資料5

所得税及び市町村民税 の課税額等による区分		階層 区分	3歳未満児			一宮市階層 ①	現状の平均	算定額 ②	②-①	17年度案	17年度保 育料収入見 込額	17年度調 整金額 (案)	18年度案	18年度保 育料収入見 込額	18年度調 整金額 (案)	19年度案	19年度保 育料収入見 込額	19年度調 整金額 (案)	20年度案	20年度保 育料収入見 込額		
			全額	半額	1/10																	
生活保護世帯		A				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
前年分の 所得税	非課税世帯	母子・障害者世帯等	B 0	8			0	2,310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		前年度分の市町村民税非課税世帯	B 1	6	3		2,000	3,850	2,000	0	2,000	15,000	0	2,000	15,000	0	2,000	15,000	0	2,000	15,000	
		均等割のみ	均等割のみ母子・障害者世帯等	C 0				7,600	6,860	6,900	-700	7,100	0	-500	7,300	0	-300	7,500	0	-100	7,600	0
			均等割のみ	C 1	1	4		8,200	6,860	6,900	-1,300	7,300	21,900	-900	7,600	22,800	-600	7,900	23,700	-300	8,200	24,600
		所得割	5,000円未満	C 2	1	1		9,400	8,930	9,000	-400	9,100	13,650	-300	9,200	13,800	-200	9,300	13,950	-100	9,400	14,100
			5,000円以上	C 3	3	3		10,800	8,930	9,000	-1,800	9,500	42,750	-1,300	10,000	45,000	-800	10,400	46,800	-400	10,800	48,600
	課税世帯	1円以上 3,000円未満	D 1		1		13,000	11,500	11,500	-1,500	11,900	5,950	-1,100	12,300	6,150	-700	12,700	6,350	-300	13,000	6,500	
		3,000円以上 10,000円未満	D 2	2	2		15,200	11,500	11,500	-3,700	12,500	37,500	-2,700	13,400	40,200	-1,800	14,300	42,900	-900	15,200	45,600	
		10,000円以上 17,000円未満	D 3	2	1		18,000	12,290	12,300	-5,700	13,800	34,500	-4,200	15,200	38,000	-2,800	16,600	41,500	-1,400	18,000	45,000	
		17,000円以上 50,000円未満	D 4	8	6		23,800	15,380	15,400	-8,400	17,500	192,500	-6,300	19,600	215,600	-4,200	21,700	238,700	-2,100	23,800	261,800	
		50,000円以上 80,000円未満	D 5	5	5		29,400	18,990	19,000	-10,400	21,600	162,000	-7,800	24,200	181,500	-5,200	26,800	201,000	-2,600	29,400	220,500	
		80,000円以上 110,000円未満	D 6	13	1		34,500	22,730	22,800	-11,700	25,800	348,300	-8,700	28,700	387,450	-5,800	31,600	426,600	-2,900	34,500	465,750	
110,000円以上 140,000円未満		D 7	12			37,900	26,970	27,000	-10,900	29,800	357,600	-8,100	32,500	390,000	-5,400	35,200	422,400	-2,700	37,900	454,800		
140,000円以上 170,000円未満		D 8	6			40,900	30,000	30,000	-10,900	32,800	196,800	-8,100	35,500	213,000	-5,400	38,200	229,200	-2,700	40,900	245,400		
170,000円以上 200,000円未満		D 9	2	1		43,700	34,270	34,300	-9,400	36,700	91,750	-7,000	39,100	97,750	-4,600	41,400	103,500	-2,300	43,700	109,250		
200,000円以上 290,000円未満		D10	10			44,900	40,640	40,700	-4,200	41,800	418,000	-3,100	42,900	429,000	-2,000	43,900	439,000	-1,000	44,900	449,000		
290,000円以上 510,000円未満		D11	9			45,600	45,520	45,600	0	45,600	410,400	0	45,600	410,400	0	45,600	410,400	0	45,600	410,400		
510,000円以上 円未満		D12	2			45,800	47,080	45,800	0	45,800	91,600	0	45,800	91,600	0	45,800	91,600	0	45,800	91,600		
										計	2,440,200		計	2,597,250		計	2,752,600		計	2,907,900		
										現状の保育料	2,424,010		現状の保育料	2,424,010		現状の保育料	2,424,010		現状の保育料	2,424,010		
										差額	16,190		差額	173,240		差額	328,590		差額	483,890		

木曾川町保育料調整案 (H17~H19)

所得税及び市町村民税 の課税額等による区分		階層 区分	3歳児			一宮市階層 ①	現状の平均	算定額 ②	②-①	17年度案	17年度保 育料収入見 込額	17年度調 整金額 (案)	18年度案	18年度保 育料収入見 込額	18年度調 整金額 (案)	19年度案	19年度保 育料収入見 込額	19年度調 整金額 (案)	20年度案	20年度保 育料収入見 込額		
			全額	半額	1/10																	
生活保護世帯		A				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
前年分の 所得税	非課税世帯	母子・障害者世帯等	B 0	7			0	2,310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		前年度分の市町村民税非課税世帯	B 1	8	1		1,400	3,020	1,400	0	1,400	11,900	0	1,400	11,900	0	1,400	11,900	0	1,400	11,900	
		均等割のみ	均等割のみ母子・障害者世帯等	C 0				5,100	5,980	5,100	0	5,100	0	0	5,100	0	0	5,100	0	0	5,100	0
			均等割のみ	C 1	5	2	1	5,600	5,980	5,600	0	5,600	34,160	0	5,600	34,160	0	5,600	34,160	0	5,600	34,160
		所得割	5,000円未満	C 2	1	1		6,800	7,530	6,800	0	6,800	10,200	0	6,800	10,200	0	6,800	10,200	0	6,800	10,200
			5,000円以上	C 3	12	4		8,400	7,530	7,600	-800	7,800	109,200	-600	8,000	112,000	-400	8,200	114,800	-200	8,400	117,600
	課税世帯	1円以上 3,000円未満	D 1	3			10,300	9,740	9,800	-500	10,000	30,000	-300	10,100	30,300	-200	10,200	30,600	-100	10,300	30,900	
		3,000円以上 10,000円未満	D 2	2	3		12,000	9,740	9,800	-2,200	10,400	36,400	-1,600	11,000	38,500	-1,000	11,500	40,250	-500	12,000	42,000	
		10,000円以上 17,000円未満	D 3	6	1		14,600	10,250	10,300	-4,300	11,400	74,100	-3,200	12,500	81,250	-2,100	13,600	88,400	-1,000	14,600	94,900	
		17,000円以上 50,000円未満	D 4	28	6		17,400	12,170	12,200	-5,200	13,500	418,500	-3,900	14,800	458,800	-2,600	16,100	499,100	-1,300	17,400	539,400	
		50,000円以上 80,000円未満	D 5	28	9		19,200	14,190	14,200	-5,000	15,500	503,750	-3,700	16,800	546,000	-2,400	18,000	585,000	-1,200	19,200	624,000	
		80,000円以上 110,000円未満	D 6	32	2		20,300	15,390	15,400	-4,900	16,700	551,100	-3,600	17,900	590,700	-2,400	19,100	630,300	-1,200	20,300	669,900	
110,000円以上 140,000円未満		D 7	22	2		21,700	16,430	16,500	-5,200	17,800	409,400	-3,900	19,100	439,300	-2,600	20,400	469,200	-1,300	21,700	499,100		
140,000円以上 170,000円未満		D 8	14			21,800	17,390	17,400	-4,400	18,500	259,000	-3,300	19,600	274,400	-2,200	20,700	289,800	-1,100	21,800	305,200		
170,000円以上 200,000円未満		D 9	14	1		21,800	18,700	18,700	-3,100	19,500	282,750	-2,300	20,300	294,350	-1,500	21,100	305,950	-700	21,800	316,100		
200,000円以上 290,000円未満		D10	18	2		22,000	19,740	19,800	-2,200	20,400	387,600	-1,600	21,000	399,000	-1,000	21,500	408,500	-500	22,000	418,000		
290,000円以上 510,000円未満		D11	14	1		22,000	19,970	20,000	-2,000	20,500	297,250	-1,500	21,000	304,500	-1,000	21,500	311,750	-500	22,000	319,000		
510,000円以上 円未満		D12	5			22,000	19,970	20,000	-2,000	20,500	102,500	-1,500	21,000	105,000	-1,000	21,500	107,500	-500	22,000	110,000		
										計	3,517,810		計	3,730,360		計	3,937,410		計	4,142,360		
										現状の保育料	3,404,140		現状の保育料	3,404,140		現状の保育料	3,404,140		現状の保育料	3,404,140		
										差額	113,670		差額	326,220		差額	533,270		差額	738,220		

木曾川町保育料調整案 (H17~H19)

所得税及び市町村民税 の課税額等による区分		階層 区分	4歳以上児			一宮市階層 ①	現状の平均	算定額 ②	②-①	17年度案	17年度保 育料収入見 込額	17年度調 整金額 (案)	18年度案	18年度保 育料収入見 込額	18年度調 整金額 (案)	19年度案	19年度保 育料収入見 込額	19年度調 整金額 (案)	20年度案	20年度保 育料収入見 込額		
			全額	半額	1/10																	
生活保護世帯		A				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
前 年 分 の 所 得 税	非課税世帯	母子・障害者世帯等	B 0	23	1	0	2,310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		前年度分の市町村民税非課税世帯	B 1	16			1,400	3,020	1,400	0	1,400	22,400	0	1,400	22,400	0	1,400	22,400	0	1,400	22,400	
	前年度分の市町村民税	均等割のみ母子・障害者世帯等	C 0				5,100	5,980	5,100	0	5,100	0	0	5,100	0	0	5,100	0	0	5,100	0	
		均等割のみ	C 1	19	2		5,600	5,980	5,600	0	5,600	112,000	0	5,600	112,000	0	5,600	112,000	0	5,600	112,000	
		所得割	5,000円未満	C 2	10			6,800	7,530	6,800	0	6,800	68,000	0	6,800	68,000	0	6,800	68,000	0	6,800	68,000
			5,000円以上	C 3	20			8,400	7,530	7,600	-800	7,800	156,000	-600	8,000	160,000	-400	8,200	164,000	-200	8,400	168,000
	課税世帯	1円以上 3,000円未満	D 1	5			10,300	9,740	9,800	-500	10,000	50,000	-300	10,100	50,500	-200	10,200	51,000	-100	10,300	51,500	
		3,000円以上 10,000円未満	D 2	18	1		12,000	9,740	9,800	-2,200	10,400	192,400	-1,600	11,000	203,500	-1,000	11,500	212,750	-500	12,000	222,000	
		10,000円以上 17,000円未満	D 3	10			14,600	10,250	10,300	-4,300	11,400	114,000	-3,200	12,500	125,000	-2,100	13,600	136,000	-1,000	14,600	146,000	
		17,000円以上 50,000円未満	D 4	61	4		16,600	11,750	11,800	-4,800	13,000	819,000	-3,600	14,200	894,600	-2,400	15,400	970,200	-1,200	16,600	1,045,800	
		50,000円以上 80,000円未満	D 5	55	1		17,600	13,250	13,300	-4,300	14,400	799,200	-3,200	15,500	860,250	-2,100	16,600	921,300	-1,000	17,600	976,800	
		80,000円以上 110,000円未満	D 6	45	20	1	18,700	14,340	14,400	-4,300	15,500	854,050	-3,200	16,600	914,660	-2,100	17,700	975,270	-1,000	18,700	1,030,370	
110,000円以上 140,000円未満		D 7	28	7		20,100	15,390	15,400	-4,700	16,600	522,900	-3,500	17,800	560,700	-2,300	19,000	598,500	-1,100	20,100	633,150		
140,000円以上 170,000円未満		D 8	34	5		20,200	16,400	16,400	-3,800	17,400	635,100	-2,800	18,400	671,600	-1,800	19,300	704,450	-900	20,200	737,300		
170,000円以上 200,000円未満		D 9	23	2	1	20,200	17,410	17,500	-2,700	18,200	438,620	-2,000	18,900	455,490	-1,300	19,600	472,360	-600	20,200	486,820		
200,000円以上 290,000円未満		D10	22	7		20,400	17,990	18,000	-2,400	18,600	474,300	-1,800	19,200	489,600	-1,200	19,800	504,900	-600	20,400	520,200		
290,000円以上 510,000円未満	D11	22	5		20,400	18,100	18,100	-2,300	18,700	458,150	-1,700	19,300	472,850	-1,100	19,900	487,550	-500	20,400	499,800			
510,000円以上 円未満	D12	13	1		20,400	18,100	18,100	-2,300	18,700	252,450	-1,700	19,300	260,550	-1,100	19,900	268,650	-500	20,400	275,400			
										計	5,968,570		計	6,321,700		計	6,669,330		計	6,995,540		
										現状の保育料	5,740,870		現状の保育料	5,740,870		現状の保育料	5,740,870		現状の保育料	5,740,870		
										差額	227,700		差額	580,830		差額	928,460		差額	1,254,670		

	H17	H18	H19	H20
保育料見込額	11,926,580	12,649,310	13,359,340	14,045,800
現状の保育料	11,569,020	11,569,020	11,569,020	11,569,020
差額	357,560	1,080,290	1,790,320	2,476,780

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	その他の福祉事業			
調整方針(案)	(1) 民生委員児童委員については、原則として合併時に一宮市の事業に合わせるものとする。 (2) 乳幼児医療費助成事業については、合併時に助成対象、助成内容等が異なる場合には、住民に対する高福祉の観点から統一する。 (3) 心身障害者医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業、老人保健医療給付事業については2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。 (4) 精神障害者医療費助成事業、福祉給付金支給事業については一宮市の事業に合わせるものとする。			
項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
1. 民生委員児童委員	1. 定数 334名(うち主任児童委員32名) 2. 地区民生委員協議会数 16 3. 会議 ・会長連絡協議会 年4回開催(4月、6月、9月、12月) ・地区民生委員協議会 年4回開催(4月、6月、10月、12月) その他は随時開催 4. 専門部会数 4 ①児童女性部会 ②地域部会 ③老人障害部会 ④主任児童委員部会 5. 研修会 ①各専門部会研修 ②4専門部会合同研修(年1回) ③全員研修会(年1回) 6. 交付金 平成14年度実績 10,122,400円 7. 民生委員推薦会委員 定数 14名 年2回会議開催	1. 定数 92名(うち主任児童委員8名) 2. 地区民生委員協議会数 4 3. 会議 ・民生委員協議会連絡会 毎月1回開催 ・全体会議 年3回 (研修会、顕彰伝達式、新年会) ・地区民生委員協議会 定期9回(全体会議以外の月) 4. 専門部会数 3 ①児童部会 ②高齢者部会 ③障害者部会 5. 研修会 ①全体研修会(年1回) 県外視察研修(3年に1回) ②各専門部会研修(年1~2回) 6. 補助金 平成14年度実績 2,058,880円 7. 民生委員推薦委員 定数 14名 必要に応じて開催	1. 定数 36名(うち主任児童委員2名) 2. 地区民生委員協議会数 1 3. 会議 ・民生委員協議会開催 毎月1回開催 4. 専門部会数 4 ①児童部会 ②心身障害者部会 ③高齢者福祉部会 ④女性部会 5. 研修会 尾張事務所・県社協にて実施 6. 報償費 平成14年度実績 1,623,400円 7. 民生委員推薦委員 定数 12名 必要に応じて開催	合併時に一宮市の事業に合わせる。
2. 災害見舞金給付	死亡1人当たり 10万円  1カ月以上の入院1人当たり 2万円  住居の全焼又は全壊1世帯当たり 5万円  住居の半焼又は半壊1世帯当たり 3万円  住居の床上浸水1世帯当たり 1万円	死亡1人当たり 10万円  1カ月以上の入院1人当たり 2万円  住居の全焼又は全壊1世帯当たり 5万円  住居の半焼又は半壊1世帯当たり 3万円  住居の床上浸水1世帯当たり 5千円 (50世帯以上の場合)		合併時に一宮市の事業に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
3. 乳幼児医療費助成事業	<p>【目的】 乳幼児が必要な医療を安心して受けられるよう医療保険における自己負担相当額を助成し、乳幼児の保健と福祉の増進を図る。</p> <p>【助成対象者】 ・満5歳の誕生日の属する月の末日までの者の通院医療費 ・満6歳の誕生日の属する月の末日までの者の入院医療費</p> <p>【対象者数】 9,461人（14年度平均） （入・通院対象者数）</p> <p>【助成方法】 ・5歳未満児 現物給付（県外で受診した場合は償還払） ・5歳児 償還払（現金給付）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 426,078,199円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 ・満4歳の誕生日の属する月の末日までの者の通院医療費 ・満6歳の誕生日の属する月の末日までの者の入院医療費</p> <p>【対象者数】 2,281人（14年度平均） （入・通院対象者数）</p> <p>【助成方法】 ・4歳未満児 現物給付（県外で受診した場合は償還払） ・4.5歳児 償還払（現金給付）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 98,746,856円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 ・満4歳の誕生日の属する月の末日までの者の通院医療費 ・小学校就学前3月までの入院医療費</p> <p>【対象者数】 1,203人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 ・4歳未満児 現物給付（県外で受診した場合は償還払） ・4歳児から未就学児 償還払（現金給付）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 54,250,897円（14年度）</p>	<p>合併時に助成対象、助成内容等が異なる場合には、住民に対する高福祉の観点から統一する。</p> <p>【参考】 現物給付…健康保険証と受給者証で受診したとき医療保険自己負担額が無料となる医療給付のこと。 償還払 …医療保険自己負担額を支払い後で相当額の支給を受けること。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
4. 心身障害者医療費助成事業	<p>【目的】 心身障害者が必要な医療を安心して受けられるよう医療保険における自己負担相当額を助成し、心身障害者の保健と福祉の増進を図る。</p> <p>【助成対象者】 ①1級から3級までの身体障害者手帳所持者 ②腎臓機能障害4級及び進行性筋萎縮症4級から6級までの身体障害者手帳所持者 ③知能指数が50以下の知的障害者 ④自閉症症状群の者 ⑤戦傷病者手帳所持者</p> <p>【対象者数】 3,017人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 現物給付（県外で受診した場合は償還払）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 457,567,034円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 一宮市に同じ</p> <p>【対象者数】 623人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 現物給付（県外で受診した場合は償還払）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 91,763,284円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 一宮市に同じ</p> <p>【対象者数】 300人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 現物給付（県外で受診した場合は償還払）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 40,809,875円（14年度）</p>	2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。
5. 精神障害者医療費助成事業	<p>【目的】 精神障害者が必要な医療を安心して受けられるよう医療保険における自己負担相当額を助成し、精神障害者の保健と福祉の増進を図る。</p> <p>【助成対象者】 通院・・・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条による通院医療の公費助成を受けている者 入院・・・精神障害者保健福祉手帳1,2級所持者で市内に6ヶ月以上居住している者（老人保健給付対象者を除く）</p> <p>【対象者数】 通院・・・956人（14年度平均） 入院・・・180人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 通院・・・現物給付（県外で受診した場合は償還払。患者票に記載してある病院のみ有効） 入院・・・償還払</p> <p>【助成内容】 通院・・・通院医療費の5% 入院・・・医療費一部負担金の1/2 【給付額】 38,544,439円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 通院・・・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条による通院医療の公費助成を受けている者</p> <p>【対象者数】 252人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 通院・・・現物給付（県外で受診した場合は償還払。患者票に記載してある病院のみ有効）</p> <p>【助成内容】 通院・・・通院医療費の5%</p> <p>【給付額】 3,279,241円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 尾西市に同じ</p> <p>【対象者数】 90人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 通院・・・現物給付（県外で受診した場合は償還払。患者票に記載してある病院のみ有効）</p> <p>【助成内容】 通院・・・通院医療費の5%</p> <p>【給付額】 1,596,534円（14年度）</p>	一宮市の事業に合わせる。



一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
6. 母子家庭等医療費助成事業	<p>【目的】 母子、父子家庭が必要な医療を安心して受けられるよう医療保険における自己負担相当額を助成し、これらの家庭の保健と福祉の増進を図る。</p> <p>【助成対象者】 ①配偶者のない女子で18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までの者）を現に扶養しているもの ②配偶者と死別した男子であつて現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる男子で18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までの者）を現に扶養しているもの ③前2号に掲げる者に現に扶養されている児童 ④父母のない児童 ※所得制限あり</p> <p>【対象者数】 4,589人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 現物給付（県外で受診した場合は償還払）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 139,929,122円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 一宮市に同じ</p> <p>【対象者数】 1,022人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 現物給付（県外で受診した場合は償還払）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 32,704,983円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 一宮市に同じ</p> <p>【対象者数】 403人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 現物給付（県外で受診した場合は償還払）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 11,686,565円（14年度）</p>	<p>2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
7. 福祉給付金支給事業	<p>【目的】 老人医療の一部負担金の支払が困難な身体的、社会的に恵まれない者に対して、福祉給付金を支給することにより、これらの者の生活の安定を図る。</p> <p>【助成対象者】・・・県補助分 老人保健及び老人医療受給者（老人医療費助成が終了し、健康保健等の高齢受給者になった方を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者。 ①福祉医療（障害者・母子・戦傷病者）の受給資格のある方 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の措置入院患者 ③結核予防法第29条の命令入所患者 ④独り暮らし老人（市民税非課税世帯または、要保護世帯に属する方） ⑤ねたきり老人（       "       ） ⑥痴呆性老人（       "       ）</p> <p>【対象者数】 4,593人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 老人保健受給者・・・一括申請方式による償還払 老人医療・高齢受給者・・・支払証明書等による申請方式の償還払</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金（相当額）ただし高額医療費の支給額を控除した額</p> <p>【給付額】 312,482,571円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】・・・県補助分 一宮市に同じ</p> <p>【対象者数】 1,046人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 支払証明書等による申請方式の償還払</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金（相当額）ただし高額医療費の支給額を控除した額</p> <p>【給付額】 69,370,951円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】・・・県補助分 一宮市に同じ</p> <p>【対象者数】 412人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 支払証明書等による申請方式の償還払</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金（相当額）ただし高額医療費の支給額を控除した額</p> <p>【給付額】 31,178,122円（14年度）</p>	一宮市の事業に合わせる。
	<p>【助成対象者】・・・市補助分 通院医療費・・・老人保健、老人医療、高齢受給者のうち精神障害者医療助成制度該当者 入院医療費・・・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で市内に6ヶ月以上居住している者</p> <p>【対象者数】 56人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 償還払</p> <p>【助成内容】 通院・・・通院医療費の5% 入院・・・医療費一部負担金の1/2</p> <p>【給付額】 2,599,319円（14年度）</p>	<p>【助成対象者】・・・町補助分 老人保健、老人医療受給者のうち精神障害者医療助成制度該当者</p> <p>【対象者数】 2人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 償還払</p> <p>【助成内容】 精神科外来医療の一部負担金</p> <p>【給付額】 55,065円（14年度）</p>		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
8. 老人保健医療給付事業	<p><b>【目的】</b> 国民の自助と連帯の精神に基づき、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、予防・治療・機能訓練に至る各種保健事業を総合的に実施し、それに必要な費用は国民が公平に負担することにより、保健の向上及び老人福祉の増進を図る。</p> <p><b>【給付対象者】</b> ・75歳以上の者（昭和7年9月30日以前に生れた者を含む） ・65歳以上75歳未満の者で次のいずれかに該当する者 ① 手帳を交付されている方 ・身体障害者手帳1～3級、音声言語障害の4級又は下肢障害の4級の一部 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 ・療育手帳A・B判定 ・戦傷病者手帳 特別項症から第4項症（恩給法） ② 障害、傷病等による方 ・国民年金法の障害年金、障害基礎年金の受給権者 ・厚生年金法、船員保険法、国家・地方公務員等共済組合法、労働者災害補償保険法等により障害の認定を受けている方で、一定の等級の方 ③・①②に該当していなくても身体の方が①または②と同等の方</p> <p><b>【対象者数】</b> 28,145人（14年度平均）</p> <p><b>【給付方法】</b> 現物給付 <b>【給付内容】</b> 受給資格者の所得段階に応じた一部負担金と保険診療分との差額を給付 <b>【給付額】</b> 19,349,624,639円（14年度）</p>	<p><b>【目的】</b> 一宮市に同じ</p> <p><b>【給付対象者】</b> 一宮市に同じ</p> <p><b>【対象者数】</b> 6,191人（14年度平均）</p> <p><b>【給付方法】</b> 現物給付 <b>【給付内容】</b> 受給資格者の所得段階に応じた一部負担金と保険診療分との差額を給付 <b>【給付額】</b> 4,391,123,430円（14年度）</p>	<p><b>【目的】</b> 一宮市に同じ</p> <p><b>【給付対象者】</b> 一宮市に同じ</p> <p><b>【対象者数】</b> 3,294人（14年度平均）</p> <p><b>【給付方法】</b> 現物給付 <b>【給付内容】</b> 受給資格者の所得段階に応じた一部負担金と保険診療分との差額を給付 <b>【給付額】</b> 2,459,250,207円（14年度）</p>	<p>2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 住民・国保・年金分科会

協議項目	その他の福祉事業		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	廿日市市	H15. 3. 1	(1) 乳幼児医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。ただし、佐伯町及び吉和村の乳幼児医療費給付事業の対象者であり、廿日市市の例に統一することにより対象外となる者については経過措置を設けるものとする。 (2) 老人医療費助成事業及び重度心身障害者医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。 (3) 3市町村で実施している各種福祉事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、福祉制度の充実に努めるものとする。
	山県市	H15. 4. 1	(1) 乳幼児医療費助成事業については、新市において、対象者を小学校就学前(6歳に達した日以降における最初の3月31日まで)の児童とし実施する。 (2) 重度心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人医療費助成事業、69歳老人医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業(伊自良村単独事業分を除く。)については、新市において県の補助基準により実施する。 (3) 母子家庭等医療費助成事業における伊自良村単独事業分及び父子家庭医療費助成事業については、廃止する。
	田原市	H15. 8. 20	その他の福祉に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ新市において調整するものとする。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 健康分科会

協議項目	健康づくり事業			
調整方針（案）	(1) 健康づくり推進協議会は、合併時に統合する。 (2) 健康フェア及びウォーキング事業は、一宮市の事業に合わせる。 (3) 新市においての健康日本21市町村計画策定時には、木曾川町「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定し、市民自ら健康づくり推進員及び食生活改善協議会の会員として活動できる体制を確立する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 健康づくり推進協議会	1. 名称 一宮市健康づくり推進協議会 2. 目的 市民の健康づくり対策を積極的に推進し、安全で健康なまちづくりを実現するため、関係機関と協議し、各種事業の積極的な推進を図る。 3. 所掌事項 ・市民の健康づくりのための方策に関すること。 ・市民の健康づくり推進事業に関すること。 ・老人保健法の保健事業(医療を除く)の推進に関すること。 ・母子保健法の保健事業の推進に関すること。 4. 組織 医師会、歯科医師会、薬剤師会、衛生委員会、地域女性団体連絡会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、農協の長等並びに行政関係者 5. 報償費 7,200円	1. 名称 尾西市健康づくり推進協議会 2. 設置 市民の健康づくり対策を積極的に推進し、活力のある健康なまちづくりに寄与するため、尾西市健康づくり推進新協議会を設置する。 3. 協議事項 ・市民の健康づくりの推進に関すること。 ・市民の保健事業の推進に関すること。 4. 組織 学識経験者、医療・保健関係団体の代表者、地域団体の代表者、行政機関の職員、その他市長が必要と認める者 (平成15年4月1日より施行) 5. 報償費 3,000円	1. 名称 木曾川町健康づくり推進協議会 2. 目的 住民に密着した総合的健康づくり対策を積極的に推進することにより、住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。 3. 所掌事項 ・町民の健康づくりのための方策に関すること。 ・町民の健康づくり推進事業に関すること。 ・老人保健法の保健事業(医療を除く)の推進に関すること。 ・母子保健法の保健事業の推進に関すること。 4. 組織 医師会、歯科医師会、薬剤師会、議会民生衛生委員会、社会福祉協議会、民生委員協議会、国保運営協議会、体育指導委員会、消防団、商工会、老人クラブ連合会、衛生委員、健康づくり食生活改善協議会、農協の長等並びに行政関係者 5. 報償費 7,700円	合併時に統合する。 組織編成・開催回数・報償費等については新市で調整していく。
2. 健康フェア	市民健康まつり 健康づくりの推進事業として開催する。 平成14年度開催実績 実績額：1,803,593円 開催日時：9月8日(日) 午前10時～3時 会場：スポーツ文化センター 主催：一宮市	健康フェア 健康づくりの推進事業として開催する。(びさいまつりと同時開催) 平成14年度開催実績 実績額：100,000円 開催日時：10月26日(土)・27日(日) 午前10時～16時 会場：尾西市保健センター・UFJ銀行尾西支店駐車場 主催：尾西市	木曾川町健康フェア 健康づくりのまち推進事業の趣旨に基づき開催する。 平成14年度開催実績 実績額：1,812,000円 開催日時：11月3日(祝) 午前9時～3時 会場：保健センター 主催：木曾川町	合併時に一宮市の事業に合わせる。 単独開催・年1回とする。ただし、健康づくりグループの発表の場を確保し、積極的な参加を促す。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
	共催： <ul style="list-style-type: none"> <li>・一宮保健所</li> <li>・赤十字血液センター</li> <li>・一宮市医師会</li> <li>・一宮歯科医師会</li> <li>・一宮地区薬剤師会</li> <li>・愛知県・尾西地区放射線技師会</li> <li>・鍼灸・マッサージ師会一宮支部</li> <li>・歯科技工士会一宮支部</li> <li>・一宮市接骨師会</li> </ul>	協力団体： <ul style="list-style-type: none"> <li>・一宮保健所</li> <li>・赤十字血液センター</li> <li>・中島歯科医師会尾西歯科医会</li> <li>・尾西ライオンズクラブ</li> <li>・尾西ロータリークラブ</li> </ul>	運営団体： <ul style="list-style-type: none"> <li>・一宮保健所</li> <li>・葉栗郡医師会</li> <li>・一宮歯科医師会</li> <li>・一宮地区薬剤師会木曾川地区</li> <li>・健康づくり食生活改善協議会</li> <li>・木曾川中学校</li> <li>・健康づくりグループ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき歩こう会</li> <li>わくわくクラブ</li> <li>フレッシュクラブ</li> <li>糖尿病勉強会（DBクラブ）</li> <li>太極拳同好会</li> <li>スマイルエアロ</li> <li>ひまわり会</li> </ul> </li> <li>（機能訓練事業協力団体）</li> <li>（木曾川町健康づくり推進員）</li> </ul> ＊同日に一帯で社会福祉協議会・シルバー人材センター等も祭りを開催。	
3. ウォーキング事業	健康づくりの推進の一環としてウォーキング事業を実施 平成15年度新規事業 予算2,281,000円 ◇ウォーキングコースの選定及びウォーキングマップの作成・配布 ◇ウォーキング講演会			合併時に一宮市の事業に合わせる。
4. 健康づくり宣言			健康づくりの町宣言 （目的）木曾川町健康づくりの町宣言の趣旨に基づき、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を高め、地域活動を積極的に推進する 1. 宣言文の制定 健康それは幸せの源 健康それはまちの財産 健康それは私たちすべての願い 私たち町民は一人ひとりが 心と体の健康の輪を広げ 「いきいき木曾川健康のまちづくり」の実現を目指しここに宣言をします。 平成13年9月20日	健康日本21市町村計画策定時には、木曾川町の「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
			2. 広告塔の設置 平成13年11月 3. シンボルマークの決定と活用 平成14年8月 4. 健康づくり作文の募集 平成14年4月から15年3月 5. 木曾川町生活習慣調査 平成13年度から5ヵ年計画 * 総合健康指導事業	
5. 健康づくり推進員			木曾川町健康づくり推進員 (目的) 木曾川町健康づくりの町宣言の趣旨に基づき、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を高め、地域活動を積極的に推進するため (選出方法) 各町内会1名、ただし世帯数が多い町内会は3名以内 区長・町内会長の推薦を受け町長が委嘱 (任期) 3年 (内容) 地域住民に対する保健事業の推進及び協力地域住民の疾病予防・及び健康増進に関すること1年目学習会への参加2・3年目地区活動 * 10回程度の学習会を実施し健康づくりに関する意識の向上と推進員の役割を知る * 学習会参加1回につき1000円の謝礼 地区活動は無償活動費として世帯あたり100円 * 住民の主体的活動が区・町内組織と連携して行われるように、地区担当保健師が関わる	木曾川町内の地区での推進員活動を平成17年度以降も継続し、18年度より順次地区を拡大していく。事業内容及び選出方法等は新市において調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
6. 健康づくり食生活改善			<p>木曾川町健康づくり食生活改善協議会</p> <p>1. 食生活改善推進員養成講座            (目的) 自分の食生活に関心をもち、見直すことにより自らの健康の保持増進につながることを理解する。            地域住民の食生活の改善を推進普及する食生活改善推進員を養成する            (対象) 町民            地区組織活動の趣旨に賛同し自ら推進員となって活動する熱意のあるもの            (内容) 運動・栄養・休養の3本柱を総合した健康教育と実習所定の課程を修了したものに修了証を発行</p> <p>2. 木曾川町健康づくり食生活改善協議会            (目的) 健康づくりの町宣言推進事業の趣旨に基づき、地域住民の食生活の改善と健康増進に寄与すること            (会員) 町民            所定の教育課程を修了したものの15年度現在64名            (行政とのかかわり)            保健事業へのボランティア協議会自主活動へ活動費交付金            15年度252,000円            実習室の利用            栄養士・保健師が育成支援する</p>	<p>合併時に木曾川町の事業に合わせる。            保健センターごとに養成講座を実施し協議会活動をする。協議会は新市の名称で1つとし、3保健センターに支部を置く。</p>



一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 病院分科会

協議項目	病院事業			
調整方針（案）	(1)一宮市、尾西市、木曾川町が設置している病院については、基本的に現行のとおり新市に引継ぎ、名称については〇〇市立市民病院、〇〇市立市民病院今伊勢分院、〇〇市立尾西市民病院、〇〇市立木曾川市民病院とする。 (2)慣行料金については、合併時に統一するものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1、病院施設				現行のとおりとする。
名称	一宮市立市民病院	尾西市民病院	木曾川町立木曾川病院	
位置	一宮市文京2-2-22	尾西市富田1777	木曾川町黒田字北野黒165	
開院年月日	昭和14年5月1日	昭和37年4月1日	昭和25年7月1日	
構造	R C造/本館 地下1階 地上6階建、新館 地下1階 地上6階建、第1病棟3階建、第2病棟3階建	R C造/本館5階建、中央検査棟平屋建、リハビリ棟2階建、MRI棟2階建	R C造/本館地下1階 地上6階建 新館地上2階建	
敷地面積	17,584㎡	19,588㎡	8,406㎡	
延床面積	27,568㎡	7,150㎡	2,941㎡	
病床数	一般病床 530床	198床（一般病床150床、療養病床48床（うち介護病床12床））	138床（一般病床90床、療養病床48床（うち介護病床24床））	
標榜科目	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科	内科、心療科、消化器科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科	内科、循環器科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科	
受付時間	午前8時00分～11時15分 午後の受付は内科のみ 午後1時00分～3時15分	午前8時30分～11時30分 午後の受付は内科・小児科 ただし、外科（月・木） 耳鼻咽喉科（月・火・木） 午後1時30分～4時00分	午前8時30分～11時30分 午後1時00分～4時30分	
診療時間	午前8時40分～午後4時00分	午前8時45分～午後4時00分	午前9時00分～12時00分 午後3時00分～5時15分	
休診日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）	
名称	一宮市立市民病院今伊勢分院			現行のとおりとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
位置	一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原30			
開院年月日	昭和21年11月1日			
構造	RC造/診療本館2階建、診療新館2階建、診療中棟2階建、西病棟3階建、東病棟5階建			
敷地面積	10,118㎡			
延床面積	11,219㎡			
病床数	247床（一般病床45床、療養病床46床、精神病床156床（うち重度痴呆50））			
標榜科目	内科、精神科、神経科、整形外科、外科、小児科、眼科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科			
受付時間	午前8時15分～11時30分 午後の受付は内科・神経科 午後1時00分～4時00分			
診療時間	午前8時40分～午後4時00分			
休診日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）			
3、職員数	市民病院：563名 今伊勢分院：206名 （H15.4現在 臨時職員を除く） 詳細別紙1	154名 （H15.4現在 臨時職員を除く） 詳細別紙1	105名 （H15.4現在 臨時職員を除く） 詳細別紙1	現行のとおりとする。
4、患者数	市民病院：604,747名 今伊勢分院：172,383名 （H14年度） 詳細別紙2	183,725名 （H14年度） 詳細別紙2	141,788名 （H14年度） 詳細別紙2	
5、病院事業経営状況	詳細別紙3	詳細別紙3	詳細別紙3	
6、救急医療体制	詳細別紙4	詳細別紙4	詳細別紙4	現行のとおりとする。
7、慣行料金	詳細別紙5	詳細別紙5	詳細別紙5	合併時に統一に向け調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
8、休日急病診療所	診療科目…内科、小児科、軽微な外科 診療日…日曜日、祝日、振替休日、 12月31日～1月3日 診療受付…午前9時15分～11時30分 午後1時～4時30分 所在地…一宮市古金町1丁目12-1 一宮市保健センター内	/	/	現行のとおりとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 病院分科会

協議項目	病院事業								
参 考 資 料									
職員数		一宮市民病院		今伊勢分院		尾西市民病院		木曾川町立病院	
		職員数	備考等	職員数	備考等	職員数	備考等	職員数	備考等
	医師	62		14		14		11	
	薬剤師	16		5		4		4	
	放射線技師	14		2		5		3	
	検査技師	18		3		9		5	
	栄養士	2		2		1		1	
	理学療法士等	8		4		6		4	
	作業療法士			5					
	臨床工学技師	2						1	
	視能訓練士	1						1	
	医療相談員	2		3					
	言語聴覚士	2							
	看護師	318		115		75		58	
	准看護師	23		13		12		6	
	助産師	20							
	調理師								
	労務員	49		29		16		2	
	技術員	2		1					
	事務員	24		10		12		9	
計	563		206		154		105		

(平成14年度)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 病院分科会

協議項目		病院事業								
		参考資料								
患者数		一宮市民病院		今伊勢分院		尾西市民病院		木曾川町立病院		
		入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	
		内科	21,846	50,474	30,275	19,477	22,262	37,014	18,603	38,979
		循環器科	4,956	11,464						
		呼吸器科	5,146	6,430						
		消化器科	21,439	61,599						
		神経内科	11,960	23,744						
		小児科	28,147	51,862	0	1,181	3,272	22,483		
		外科	18,650	23,725	98	1,747	4,073	7,402	2,758	8,832
		整形外科	13,018	34,116	7,711	11,873	8,713	30,198	6,290	36,035
		脳神経外科	23,701	28,274						
		産婦人科	12,565	28,739				1,172		
		皮膚科	747	21,769				1,538		
		泌尿器科	5,099	17,113				2,108		
		眼科	2,642	26,535	0	3,937	462	14,766	252	6,226
		耳鼻咽喉科	7,121	36,005			167	12,838	52	7,568
		放射線科	1,043	4,818						
		リハビリテーション科								
		麻酔科								
		歯科口腔外科			438	10,497				
		精神科			35,295	26,023				
		痴呆性老人			17,792	6,039				
		心療科						1,901		
		医療療養					11,944		5,669	
	介護療養					1,412		10,524		
		178,080	426,667	91,609	80,774	52,305	131,420	44,148	97,640	

(平成14年度)

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

【経営状況】

●損益計算書(平成14年度)

	一宮市民病院	今伊勢分院	尾西市市民病院	木曾川町立病院
1. 総収益				
(1) 医業収益				
ア. 入院収益	6,639,000,914	1,404,352,851	1,489,208,853	954,495,685
イ. 外来収益	2,974,750,682	582,776,369	791,585,383	773,883,014
ウ. その他医業収益	153,038,102	27,226,017	34,156,870	73,573,509
エ. 休日急病診療所収益	26,271,886			0
(2) 医業外収益				
ア. 受取利息	2,459,382	47,684	667,066	29,632
イ. 県補助金	2,039,000	1,628,000	3,501,030	0
ウ. 他会計補助金	0	0	0	101,584,189
エ. 負担金・交付金	658,625,734	762,042,123	197,709,323	93,465,280
オ. 患者外給食収益	2,308,582	501,067	7,743,960	0
カ. 保育収益	7,080,324	2,999,934	0	0
キ. その他医業外収益	35,171,308	4,515,320	20,946,533	9,906,181
ク. その他医業外収益	0	2,880,000	0	0
ケ. 雑収益	88,301	2,179	0	0
(3) 介護給付収益	0	0	0	180,118,052
総収益計	10,500,834,215	2,788,971,544	2,545,519,018	2,187,055,542
2. 総費用				
(1) 医業費用				
ア. 職員給与費	5,143,461,651	1,755,847,098	1,508,014,746	911,110,042
イ. 材料費	2,685,887,867	387,688,711	657,381,941	594,948,560
ウ. 経費	1,725,982,427	297,823,467	283,141,983	312,137,339
エ. 減価償却費	384,512,820	170,836,183	135,360,426	176,654,159
オ. 資産減耗費	10,524,741	2,921,888	4,396,991	2,605,776
カ. 研究研修費	20,348,861	5,359,786	3,799,556	2,394,895
キ. 休日急病診療所費	36,956,906	0	0	0
(2) 医業外費用				
ア. 支払利息	45,772,312	36,096,464	332,434	23,538,800
イ. 患者外給食材料費	1,298,861	262,630	5,293,123	0
ウ. 保育費	37,549,344	37,119,961	0	0
エ. 繰延勘定償却	7,565,071	1,613,325	0	16,030,722
オ. 雑損失	216,844,562	35,364,789	1,537,100	45,014,882
(3) 居宅介護サービス事業費用	0	0	0	17,116,433
(4) 施設介護サービス事業費用	0	0	0	113,105,260
総費用計	10,316,705,423	2,730,934,302	2,599,258,300	2,214,656,868
3. 特別利益				
ア. 過年度収益	4,422,941	19,169,915	0	0
イ. 固定資産売却益	0	0	112,675	0
4. 特別損失				
ア. 過年度損失	21,259,860	561,033	0	0
5. 当年度純利益	167,291,873	76,646,124	-53,626,607	-27,601,326
6. 前年度繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)	400,310,361	-912,162,368	-167,959,198	-1,436,905,967
7. 当年度未処分利益剰余金(又は当年度未処理欠損金)	567,602,234	-835,516,244	-221,585,805	-1,464,507,293

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 病院分科会

協議項目	病院事業								
項目	一宮市			尾西市			木曾川町		
救急医療体制 1、診療体制	一宮市民病院			尾西市民病院			木曾川町立病院		
		休日昼間	夜間		休日昼間	夜間		休日昼間	夜間
	医師 (人)	3	3	医師 (人)	1	1	医師 (人)	3	3
	看護師 (人)	2.3	2.3	看護師 (人)	2	2	看護師 (人)	3	3
	薬剤師 (人)	1	1	薬剤師 (人)	1	-	薬剤師 (人)	1	1
	検査技師 (人)	1	1	検査技師 (人)	1	-	検査技師 (人)	1	1
	放射線技師 (人)	1	1	放射線技師 (人)	1	-	放射線技師 (人)	1	1
	今伊勢分院								
		休日昼間	夜間						
	医師 (人)	1	1						
	看護師 (人)	1	1						
	薬剤師 (人)	-	-						
検査技師 (人)	-	-							
放射線技師 (人)	-	-							
	(平成14年度平均)			(平成14年度平均)			(平成14年度平均)		
2、診療科目	一宮市民病院 内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科			内科、消化器科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科			内科、循環器科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科		
	今伊勢分院 内科、精神科、神経科、整形外科、外科 (当直医師1名では対応できない場合を除く)			(当直医師では対応できない場合を除く)			(当直医師では対応できない場合を除く)		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	区分	一宮市	尾西市	木曾川町	調整方針	
個室料・特別室料(内税)	特A室 1日	8,400(助産8,000)		7,350	現行	
	特B室 1日	6,300(助産6,000)				
	特C室 1日	4,200(助産4,000)				
	特D室 1日	2,410(助産2,300)				
	個室 1日	2,100(助産2,000)	1,050	1,050		
	個室 1日(2床室)		1,260	3,150		
分娩介助料・産科入院料・その他 (非課税)	分娩料(時間内)	70,000			一宮	
	分娩料(時間外)	98,000				
	分娩料(深夜)	126,000				
	多胎の場合は、一人毎に5割を加算する。					
	汚物処理等料	3,000				
	妊娠反応	2,000	2,550	1,570		
	エストロジェン	2,500				
	精液検査	3,400				
	ガスリー産科	1,120				
	ガスリー小児科	1,170				
	妊婦血液検査(経産婦)県内	7,750				
	妊婦血液検査(初産婦)県内	10,640				
	妊婦血液検査(経産婦)県外	8,190				
	妊婦血液検査(初産婦)県外	11,080				
	妊婦健診料(内診)	3,000				
	妊婦健診料(外診)	3,500				
	新生児介補料	7,000				
	新生児ABR聴力検査	7,030				
	乳児健診料	2,310	3,150			
	母乳相談(初回)	2,500				
	母乳相談(2回目以降)	2,000				
	リング挿入術	40,000	麻酔別21,000			
	リング除去術	11,000	麻酔別10,500			
	不規則抗体検査	2,830				
	GBS培養検査	1,890				
	AIH(配偶者間人工受精)	4,200				
	HIV検査(2種類)	3,780				
	ケミカルピーリング	8,400				
	ピアス穴(1穴・2穴の区別なし)	8,400				
	入院料(給食料を除く)	1点単価	15円			
	バイアグラ	1点単価	15円			
	上記以外のもの	1点単価	10円			



**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容**

電気器具使用料(内税)	テレビ	1日	40円	1日	50円		一宮
	電気コタツ	1日	20円			1日 30円	
	電気毛布	1日	40円	1日	20円	1日 50円	
	電気冷蔵庫	1日	40円			1日 80円	
	パソコン、ワープロ	1日	40円			1日 50円	
	その他の電気器具	1日	10円				
	ラジオ			1日	20円	1日 30円	
	電気アンカ			1日	20円	1日 30円	
	扇風機			1日	20円	1日 30円	
	文書料(内税)	普通診断書		1,050		840	
特定疾患認定診断書			1,050		2,100	2,100	
精神保健福祉法による通院医療診断書			1,050				
領収証明書			1,050		530	1,050	
医療補助金請求等証明書			1,050		530	1,050	
保険関係等入院・通院証明書			3,150		2,100	1,050	
死亡診断書			2,100		2,100	1,050	
出生証明書			2,100				
死産証明書			2,100				
厚生年金診断書			3,150		2,100	2,100	
国民年金診断書			3,150		2,100	2,100	
恩給診断書			3,150		2,100	2,100	
身体障害者認定診断書			3,150		2,100	2,100	
保険関係等診断書			3,150		2,100	2,100	
自賠保険診断書			3,150		2,100	2,100	
自賠保険診療明細書			3,150		2,100	2,100	
死体検案書(普通)			2,100		2,100		
死体検案書(複雑)			3,670				
その他の診断書、証明書			1,050				
付添食料(内税)		朝食(普通食)		550		250	260
	朝食(特別食)		620				
	昼食(普通食)		810		610	420	
	昼食(特別食)		950				
	夕食(普通食)		810		610	420	
	夕食(特別食)		950				
	普通食計		2,170		1,470	1,100	
	特別食計		2,520				

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

搬送料(内税)	10km未満(往復)	1,260		1,260	一宮 木曾川
	20km未満(往復)	1,470		1,470	
	30km未満(往復)	1,680		1,680	
	50km未満(往復)	2,100		2,100	
	100km未満(往復)	3,150		3,150	
	200km未満(往復)	6,300		6,300	
	300km未満(往復)	8,400		8,400	
	400km未満(往復)	10,500		10,500	
	400km以上(往復)	12,600		12,600	
健康診断料		健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に準じて算定した額に100分の105を乗じて得た額	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に準じて算定した額に100分の130を乗じて得た額	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に準じて算定した額に100分の157を乗じて得た額	一宮
予防接種料(内税)	麻疹	5,760	4,200	4,430	一宮
	ツベルクリン反応検査	2,370		1,000	
	BCG	6,030	5,780	3,250	
	おたふくかぜワクチン	5,760	3,570	4,430	
	三種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風)1回	3,870	3,150	4,150	
	二種混合(ジフテリア・破傷風)1回	4,140	3,150	3,670	
	水痘ワクチン	8,670	6,930	9,020	
	破傷風予防接種	2,470	3,150	3,570	
	風疹ワクチン(小児科)	5,760	4,200	4,200	
	風疹ワクチン 抗体価検査	3,620			
	(産婦人科) 風疹ワクチン接種	5,760			
	妊娠反応検査	2,000	2,550		
	B型ワクチン 0.5ml	5,670		3回 18,360	
	B型ワクチン 0.25ml	5,110			
	日本脳炎	3,630	4,000	5,720	
	MMRワクチン	購入時に設定			
	ポリオワクチン	6,300			
	インフルエンザ(内科)	3,040	3,150	3,000	
	インフルエンザワクチン(小児科)	2,050	2,625	2,000	
	肺炎球菌ワクチン	9,070	9,450		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

死体検案料(内税)	一般的な検案	5,250	3,150	6,300	一宮
	出張検案(現場)	8,920			
	上記のうち複雑なもの	50%増			
	加算(時間外)	2,100			
	加算(休日)	4,200			
	加算(深夜)	4,200			
自費検査料	保険適用外の委託検査(契約)	委託料金×1.2+消費税	委託料金×1.2+消費税	契約料金×1.05に	一宮
	保険適用外の委託検査(契約外)	委託料金×1.2+消費税	委託料金×1.2+消費税	300円を加算	
	保険点数より高い検査については、差額は徴収しない。				
	供血者の検査料金	1点 10円+消費税	1点 10円+消費税	1点 10円+消費税	
治療衛生材料		定価とする。 定価のないもの及び明らかでないものは、 購入原価×1.2	定価とする。 定価のないもの及び明らかでないものは、 購入原価×1.2	定価+消費税	一宮
病衣(内税)		1日 70円		1枚 100円	一宮
保険外診療	交通事故 自賠保険	1点 20円	1点 20円	1点 20円	一宮
	交通事故 保険使用	1点 10円	1点 10円	1点 10円	
	保険証を忘れたもの	1点 10.5円	1点 10円	1点 15.7円	
保険外診療	保険に加入していない	1点 10.5円	1点 10円	1点 15.7円	一宮
	自殺、喧嘩、犬噛		1点 20円		
	健康診断、		1点 13円		
	故意に保険使用しない				
	自殺 胃洗浄				
脳ドック(頭部MRI、MRA)		24,320			現行
・心電図(オプション選択)		1,570			
・尿検査(オプション選択)		290			
・血液検査(オプション選択)		3,740			
人間ドック			30,450	26,250	現行
健康診断簡単(集団)				4,590	
健康診断(集団)				7,500	現行

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 病院分科会

協議項目	病院事業
医療法	<p>第1条 この法律は、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。</p> <p>第1条の2 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。</p> <p>2 医療は、国民自らの健康の保持のための努力を基礎として、病院、診療所、介護老人保健施設その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能に応じ効率的に提供されなければならない。</p> <p>第1条の3 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>第1条の4 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第1条の2に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>3 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連係に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>4 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用させるよう配慮しなければならない。</p>
国民健康保険法	<p>第82条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。</p> <p>2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。</p> <p>3 組合は、前2項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協 議 項 目	病院事業
地方公営企業法	<p>第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。</p> <p>(1) 水道事業（簡易水道事業を除く。）</p> <p>(2) 工業用水道事業</p> <p>(3) 軌道事業</p> <p>(4) 自動車運送事業</p> <p>(5) 鉄道事業</p> <p>(6) 電気事業</p> <p>(7) ガス事業</p> <p>2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。</p> <p>3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の1部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。</p> <p>（経営の基本原則）</p> <p>第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>（地方公営企業の設置）</p> <p>第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。</p> <p>（地方公営企業に関する法令等の制定及び施行）</p> <p>第5条 地方公営企業に関する法令並びに条例、規則及びその他の規程は、すべて第3条に規定する基本原則に合致するものでなければならない。</p> <p>（国の配慮）</p> <p>第5条の2 国の行政機関の長は、地方公営企業の業務に関する処分その他の事務の執行にあつては、すみやかに適切な措置を講ずる等地方公営企業の健全な運営が図られるように配慮するものとする。</p> <p>（地方自治法等の特例）</p> <p>第6条 この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法（昭和23年法律第109号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に対する特例を定めるものとする。</p> <p>（経費の負担の原則）</p> <p>第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。</p> <p>(1) その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費</p> <p>(2) 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費</p> <p>2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。</p>